

IFAB®

THE
INTERNATIONAL
FOOTBALL
ASSOCIATION
BOARD



FIFA®



THEIFAB.COM
SINCE 1886

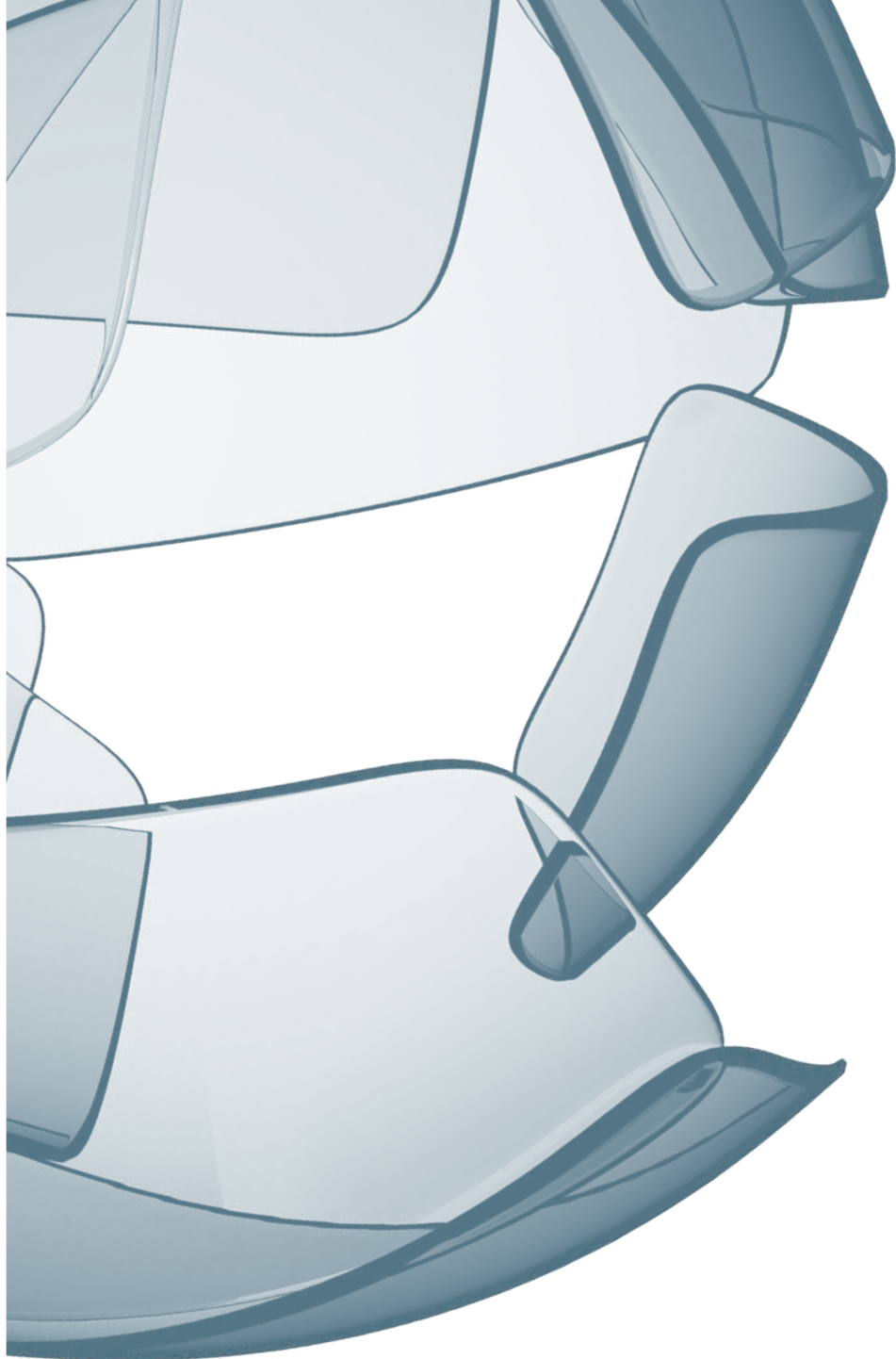
Laws of the Game

2018/19



翻訳：日本サッカー協会







The International Football Association Board

Münstergasse 9, 8001 Zurich, Switzerland

T: +41 (0)44 245 1886, F: +41 (0)44 245 1887

www.theifab.com

This booklet may not be reproduced or translated in whole or in part in any manner without the permission of The International Football Association Board.

Effective from 1st June 2018

JFAの理念

サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、
人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。

JFAのビジョン

サッカーの普及に努め、スポーツをより身近にすることで、
人々が幸せになれる環境を作り上げる。

サッカーの強化に努め、日本代表が世界で活躍することで、
人々に勇気と希望と感動を与える。

常にフェアプレーの精神を持ち、
国内の、さらには世界の人々と友好を深め、国際社会に貢献する。

JFAのパリユール

エンジョイ スポーツの楽しさと喜びを原点とすること
プレーヤーズファースト 選手にとっての最善を考えること

フェア オープンかつ誠実な姿勢で公正を貫くこと
チャレンジ 成長への高い志と情熱で挑戦を続けること
リスペクト 関わりのあるすべてを大切に思うこと





For GAMES ゲーム

常に全力でゴールをめざす。
勝利をめざす。
それがサッカーという
僕が大好きなゲームに対する
リスペクト。



For REFEREES レフェリー

子どもたちもひとりひとりつばな選手。
しっかり目を見て握手する。
いいゲームをしようね。

For PLAYERS

選手

サッカーには敵はいない。
対戦相手は敵じゃない。
自分たちの力をためし、
サッカーを楽しむための大切な仲間。
試合のはじめに相手の目を見て
しっかりと握手する。
あかし
リスペクトの証として。



For COACHES コーチ

子どもたちに会う前には、
いつも自分を振り返る。
子どもたちは大切な相手。
ちゃんとしていないとはずかしい。
スマイルOK!



For SUPPORTERS サポーター

コーチはコーチに任せる。
レフェリーはレフェリーに任せる。
プレーは子どもたちに任せる。
私たちは応援し、見守る。

リスペクト

大好きなサッカーを
もっと楽しむために、
互いを「大切に思うこと」。
「フェアで強い」
日本サッカーを目指して。

日本サッカー協会、Jリーグは、
リスペクト・プロジェクトを
推進しています。

大切に思うこと

— RESPECT PROJECT —

公益財団法人 日本サッカー協会
〒113-8311 東京都文京区サッカー通り (本郷 3-10-15) JFA ハウス
<http://www.jfa.jp/>

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)
〒113-8311 東京都文京区サッカー通り (本郷 3-10-15) JFA ハウス 9階
<http://www.jleague.jp/>

Laws of the Game

2018/19

サッカー競技規則 2018/19

サッカーの競技規則 (Laws of the Game) は、国際サッカー評議会 (IFAB : The International Football Association Board) によって制定される。そして、その冊子も IFAB により発行され、国際サッカー連盟 (FIFA : Fédération Internationale deFootball Association) ならびに FIFA に加盟する各大陸連盟および各国サッカー協会の下で行われるサッカー競技は、すべてこの規則に基づきプレーされる。

今回、発行された「サッカー競技規則 2018/19」は、2018年3月に開催された IFAB の年次総会の承認に基づき、一昨年、全面的に改訂された競技規則を、昨年に続きさらに理解しやすいものとするために必要な改正や加筆等が行われた。また、2年間にわたり世界で実験が行われてきた「ビデオアシスタントレフェリー (VAR)」が、2018/19年の競技規則に新たに規定され、ゴールラインテクノロジー (GLT) に次ぐ新たなテクノロジーが競技会に用いられることが可能となった。6月14日に開幕した FIFA ワールドカップロシア 2018において VAR という新たなテクノロジーが競技の「精神」に基づき適切に用いられ、また、より多くの「公平・公正」なプレーが展開されることを期待したい。競技規則がより明確になることで、あらゆるレベルの試合、そして関わるすべての人にとって利用しやすいものとなり、サッカーやレフェリングの発展・向上に大きな利益をもたらすことになる。

日本では、IFAB が基本としている英語版を公益財団法人 日本サッカー協会 (JFA) が毎年改正部分を含めて日本語に翻訳、表現を見直しながら出版している。もっとも、文章に疑義が生じた場合は、競技規則に関する付記の「公式言語」にあるように、英語版の文章が正式なものになるので、英語版の競技規則に基づき解釈することになる。

本書には、条文や IFAB の決定で各国サッカー協会に任せられている部分などについて、JFA の考え方や日本で行われるサッカーに適用される規定を「公益財団法人 日本サッカー協会の決定」として付け加えてある。また、日本語版付録には、競技規則の的確な解釈や円滑な競技運営のために必要な様々な通達等、さらに、審判員が競技規則をより適切に施行できるように「審判員の目標と重点項目」などの資料を掲載している。特に通達等については、必要に応じて発信、改廃されているので、競技規則そのもの、その解釈等と同様、最新の情報として捉えていただきたい。

JFA は J リーグと共に、フェアプレーの原点となる「リスペクト (大切に思うこと)」を推進している。サッカー競技規則は、審判員や審判指導者のみならず、競技者、加盟チームの役員などサッカーに関わるすべての人たちにとって必要不可欠なものであり、大切に思い、順守していくもの (リスペクト) である。

本書にある競技規則および付属する様々な内容を十分に理解し、安全で誰もが楽しめるようなサッカーをいたるところで繰り広げていただきたい。ひいては、それがサッカーの健全なる発展に資することになる。

2018年6月
公益財団法人 日本サッカー協会

目次

はじめに	8
サッカー競技規則の理念と精神	11
競技規則改正への対応	12
2018/19 競技規則改正の背景	14
将来に向けて	16
 競技規則に関する付記	 18
 競技規則 2018/19	 20
競技規則の修正	22
第 1 条 競技のフィールド	32
第 2 条 ボール	42
第 3 条 競技者	46
第 4 条 競技者の用具	54
第 5 条 主審	62
第 6 条 その他の審判員	72
第 7 条 試合時間	80
第 8 条 プレーの開始および再開	84
第 9 条 ボールインプレーおよび ボールアウトオブプレー	88
第10条 試合結果の決定	90
第11条 オフサイド	96
第12条 ファウルと不正行為	100
第13条 フリーキック	112
第14条 ペナルティーキック	116
第15条 スローイン	122
第16条 ゴールキック	126
第17条 コーナーキック	130

ビデオアシスタントレフェリー (VAR) の手順 ... 134**競技規則の改正 2018/19 144**

競技規則改正の概要 145

すべての改正点の詳細 148

用語集 166

サッカー関連機関 167

サッカー用語 168

審判用語 177

審判員のための実践的ガイドライン 180

はじめに 181

ポジショニング (位置取り)、動き方とチームワーク 182

ボディランゲージ、コミュニケーション、笛 196

その他のアドバイス 202

1. アドバンテージ

2. 空費された時間の追加

3. 相手競技者を押さえる

4. オフサイド

5. 警告または退場を伴う反則後の負傷の判断と治療



Introduction

はじめに



サッカー競技規則の 理念と精神

サッカーは、世界最高のスポーツである。すべての国において、また、様々なレベルでプレーされている。その競技規則は、小さな村で行われる子どもたちの試合からFIFAワールドカップ™の決勝戦まで、すべてのサッカーにとって同じである。

すべての大陸連盟、世界中の国々、あるいは町、村であっても、すべての試合に同じ競技規則が適用されるということは、大きな強みであり、維持されなければならないことである。この強みは、どこであっても、サッカーをより素晴らしくするために利用されなければならないことでもある。

サッカーには、競技規則がなければならない。「美しいサッカー」の美しさにとって極めて重要な基盤は「公平・公正さ」である。それは、競技の「精神」にとって不可欠で重要な要素であり、競技規則によって担保される。最高の試合とは、競技者同士、審判、そして競技規則がリスペクトされ、審判がほとんど登場することのない試合である。

競技規則の高潔性、また、競技規則を適用する審判は、常に守られ、リスペクトされなければならない。試合において重要な立場である人、特に監督やチームのキャプテンは、審判と審判によって下された判定をリスペクトするという、競技に対する明確な責任を持っている。

競技規則改正への対応

最初にサッカーの競技規則が起草されたのは、1863年のことである。1886年には、国際サッカー評議会（IFAB）が競技規則の普及向上、維持のために、国際的な組織としての英国4協会（イングランド、スコットランド、ウェールズおよびアイルランドの各協会）によって設立された。その後、1913年にFIFAがIFABに加わることになる。

競技規則を改正するとき、IFABは、その改正が確実にサッカーにとって有益なものにならないといけないものとする。それがゆえ、改正の可能性のある案については、テストを実施する。例えば、ビデオアシスタントレフェリー（VAR）や延長戦における交代の追加に関する実験である。競技規則2016/17および2017/18を最新のものにするべく大きく改正したときもそうであったが、どのような改正提案に対しても、公平・公正性、高潔性、リスペクト、安全、参加者の喜び、また、最新技術がどのようにサッカーに有益になるのかに焦点を当てて検討しなければならない。更に競技規則は、そのバックグラウンドや能力にかかわらず、誰もがサッカーに参加できるようなものになるべきである。

何が起こったとしても、競技規則はできる限りサッカーを安全なものにする必要がある。競技者は相手にリスペクトを示さなければならないし、審判はあまりに攻撃的で危険なプレーをする競技者に対して強く対応し、安全な環境を作り上げなければならない。競技規則は、受け入れられることができない危険なプレーを懲戒罰の用語として整理している。例えば、無謀なチャレンジや相手競技者の安全を脅かすことは警告＝イエローカード（YC）であり、過剰な力を用いることは退場＝レッドカード（RC）である。

サッカーは、競技者、審判、指導者にとって、また、観客、ファン、運営者などにとっても魅力的で、楽しいものでなければならない。競技規則は、試合が魅力的で楽しいものになるよう手助けする。それによって、年齢、人種、宗教、文化、民族、性別、性的指向、障がいなどにかかわらず、誰もがサッカーに参加でき、またそれにかかわることが楽しみになる。

サッカーの競技規則は、他のチームスポーツのものと比べると比較的単純である。しかしながら、多くの状況において「主観的な」判断を必要とする。審判は人間であるため（それゆえ、間違いも犯す）、必然的に幾つかの判定が論争や議論を引き起こすことになる。ときに、議論はサッカーの楽しみや魅力の一部分となる。しかし、判定が正しかろうと間違っていようと、競技の「精神」は、審判の判定が常にリスペクトされるべきものであることを求めている。

競技規則は発生するであろうすべての状況に対して言及することはできないので、具体的事象についての規定はない。IFABは、審判が競技の「精神」に基づき判定を下すよう求めている。これにより、しばしば「サッカーは何を求めているのか、何を期待しているのか」といった質問を投げかけられる。

IFABは、競技規則の改正がすべてのレベルで、また、世界のいたるところでプレーされるサッカーにとって有益になるよう、引き続き世界のサッカーファミリーとかわかっていく。それにより、競技の高潔性、競技規則および審判は、リスペクトされ、価値を持ち、保全されるのである。

2018/19 競技規則改正 の背景

2016/17競技規則改正は、おそらくIFABの歴史上最も広範囲で、包括的なものであり、その目的は、競技規則をより明確に、より分かりやすくすると共に現代のサッカーのニーズを確実に反映することにあった。

大規模な改正があるときは、いつでも第2弾の「フォローアップ」が付いてくるものである。2017/18 競技規則改正で行ったことの多くは明確化であり、文章をより明らかにする、また、容易に翻訳できるようにすることにあった。これらの多くは、世界中の個人、グループ、各国サッカー協会からの要望に基づくものであった。文章を明らかにする他、2016/17の改正で確立した原則を追加的に適用するために変更したものもある。翌2017年のIFAB年次総会は、次のようにサッカーの発展、向上に資するための重要な改正も承認している。

- IFABは、どのようなことをすればそれぞれの国におけるサッカーに有益になるのか、各国サッカー協会こそが知っていると考え。各国サッカー協会（および大陸連盟、FIFA）は、その国におけるサッカーの普及、向上に責任を有しているが、それらに資するため、「それぞれの独自の競技規則」を修正できるように各国サッカー協会の自由度を高めた（例えば、トップレベルの試合を除き、交代の最大数を5人とする）。
- ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツ（最も底辺のレベル）のサッカーにおいて、警告（YC）に代わり得る一時的な退場（シンビン）を導入した。
- （既にグラスルーツのサッカーにおいては、認められているが）ユース、年長者および障がい者のサッカーにおいても、再交代を認めた。

2018/19 競技規則の改正は、主として、これまでに行った大きな改正を洗練させることと、厳格なテストを行い、次の2つを大会に導入できるようにすることであった。

- 延長戦における交代の追加
- ビデオアシスタントレフェリー (VAR) の使用 (IFAB と FIFA の承認を得る必要が前提)

将来に向けて

IFAB は、競技規則改正の提案がサッカーに利益をもたらすかどうかを分析、検討するため、「play fair!」2017-22年戦略を策定した。この戦略はサッカー界に広く受け入れられ、次の3つの重要な分野に焦点を当てることについて、強い賛同を得た。

- **公平・公正と高潔性**
 - ・ 改正案により、競技のフィールドにおけるサッカーの公平・公正や高潔性が強化されるのか
- **普遍性と多様性の受容**
 - ・ 改正案により、世界中のあらゆるレベルのサッカーに利益をもたらされるのか
 - ・ 改正案により、そのバックグラウンドや能力にかかわらず、より多くの人々がサッカーに参加し、サッカーを楽しめるようになるのか
- **技術革新**
 - ・ 改正案により、サッカーにプラスの影響が与えられるのか

2018/19年、IFAB は専門家パネルと協働し、以下を含む競技規則に関する重要なトピックスについて広く協議する予定である：

- 競技者の行為や行動（特に次の点に焦点をあて）：
 - ・ キャプテンの役割
 - ・ 時間浪費への対応措置
 - ・ より長いプレーイングタイムの確保
- より公平・公正なペナルティーマークからのキックのシステム導入の可能性
- プレーには参加していないテクニカルエリアにいる者に対するレッドカードやイエローカード使用の可能性
- ハンドの反則
- オフサイド

公平・公正、普遍性および多様性の受容、また、技術革新に目を向けながら、IFABは世界中のあらゆるサッカーフィールドで行われる試合がより良いものになるよう、引き続き競技規則を発展させていく。

IFABは、世界中の人々がつながっていることを喜ばしく思っている。また、競技規則に関する意見で質問を受け取ることは嬉しくもあり、興味深いことでもある。実際のところ、最近の多くの競技規則修正や「play fair!」戦略のトピックスは世界の様々な地域や組織の方々からいただいたご意見を参考に作成されたものである。lawenquiries@theifab.comあてにご意見、ご質問を賜りたい。

Notes on the Laws of the Game **競技規則に関する付記**

公式言語

国際サッカー評議会は、英語版、フランス語版、ドイツ語版およびスペイン語版の競技規則を発行している。文章表現に疑義が生じた場合、英語版の競技規則に基づくものとする。

その他の言語

各国FAは、それぞれの言語に翻訳した競技規則のために、IFAB (info@theifab.com) にご連絡いただき、2018/19版競技規則のレイアウトのテンプレート入手することが可能である。このレイアウトを用いて作成したその他の言語の競技規則を送付していただきたい(表紙には各国サッカー協会による正式翻訳であることを表記する)。それによりIFABのウェブサイトにアップし、他の方々も利用することができる。

競技規則の適用

IFABによって認められた修正(「競技規則の修正」参照)を除き、各大陸連盟、国、町、村のすべての試合において同じ競技規則が適用される。競技規則は、IFABの承認を得た場合を除き、修正または改正されてはならない。

審判員やその他の参加者に競技規則を教育する方々は、次のことについて強調する必要がある：

- 主審は、公平・公正で安全な試合が行われるよう、競技の「精神」に基づいて競技規則を適用すべきである。
- 誰もが、審判員は人間であって間違いも犯すことを思い起こし、審判員とその判定をリスペクトしなければならない。

競技者はサッカーが作り出すイメージに大きな責任を負っている。また、競技規則と審判の判定のリスペクトのため、チームのキャプテンは重要な役割を果たすべきである。

符号

競技規則の主な改正に下線を引き、余白をハイライトした。

YC = イエローカード(警告) RC = レッドカード(退場)





Laws of the Game

2018/19

サッカー競技規則 2018/19

Modifications to the Laws **競技規則の修正**

競技規則 (Laws of the Game) の普遍性は、世界中のあらゆる場所、あらゆるレベルにおいてサッカーの本質は同じであることを意味する。競技規則は、サッカーをプレーするための「公平・公正」かつ安全な環境を作るだけでなく、サッカーに参加することや楽しむことを促進すべきものである。

歴史を振り返ると、国際サッカー評議会 (IFAB : The International Football Association Board) は、各国サッカー協会が個別のカテゴリーに合わせて、その協会で競技規則をある程度柔軟に修正することを認めてきた。しかし、IFAB は現在、各国サッカー協会がその国のサッカーの利益になるのであれば、その競技方法により多くの選択肢が与えられるべきだとの考えを強く持っている。

サッカーをどのようにプレーし、レフェリングするかは、小さな村で行われる試合から FIFA ワールドカップ™ の決勝戦まで、世界中どのサッカー場でも同じでなければならない。しかし、試合時間の長さや参加人数、不適切な行為を罰する方法は、国内のサッカーの求めに応じて決める必要がある。

これにより、2017 年 3 月 3 日にロンドンで開催された IFAB の第 131 回年次総会 (AGM) において、各国サッカー協会 (ならびに大陸連盟および FIFA) は、その責任において、競技規則のうち次の競技会規定に関する項目の全部または一部を修正することができる：

ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカー：

- 競技のフィールドの大きさ
- ボールの大きさ、重さ、材質
- ゴールポストの間隔とクロスバーのグラウンドからの高さ
- 前半と後半 (同じ長さ) から成る試合時間 (および、同じ長さの前半と後半から成る延長戦の時間)
- 再交代の使用
- 警告 (イエローカード) の一部の項目またはすべての項目に対する一時的退場 (シンビン) の使用

トップディビジョンに属するクラブのトップチーム、または国際「A」代表チームが参加する競技会を除いたすべてのレベル：

- 交代は、各チーム最大5人まで行うことができる。ただし、ユースの試合における最大数は、各国サッカー協会、大陸連盟またはFIFAが決定することとなる。

また、各国サッカー協会が国内サッカーの利益と発展のためさらに弾力性を持てるよう、IFABの年次総会では、サッカーの「カテゴリー」に関して以下の変更を承認した：

- 競技規則の適用上、女子サッカーを別のカテゴリーとするのではなく、今後は男子サッカーと同じ位置づけにする。
- ユースおよび年長者の年齢制限の撤廃 - 各国サッカー協会、大陸連盟およびFIFAは、これらのカテゴリーの年齢制限を弾力的に決定できる。
- 各国サッカー協会は、底辺のレベルのサッカーにおいて、どの競技会を「グラスルーツ」とするのかを決定する。

修正に関する承認

各国サッカー協会は、各種競技会において様々な修正を加えることを認めることができる。ただし、すべての修正を適用する必要もないし、あらゆる競技会に適用する必要もない。しかしながら、IFABの承認なしに上記の項目以外の修正を適用することはできない。

各国サッカー協会には、これらの修正を行うことや、どのレベルにおいて修正するかをIFABに報告するよう求められている。なぜなら、こうした（特に修正を行う理由についての）情報があれば、サッカーの発展のためのアイデアや戦略を明確にし、IFABが他国のサッカー協会と共有して競技の発展を援助できる可能性があるからである。

また、IFABは、サッカーがより多くの人に楽しまれ、サッカーがより魅力的で、世界中でさらなる発展を促すために競技規則を修正する余地があるならば、ご意見をお寄せいただきたい。



一時的退場（シンビン）の ガイドライン

2017年3月3日にロンドンで開催されたIFABの第131回年次総会（AGM）は、競技会を開催する国のサッカー協会、大陸連盟またはFIFAなど該当する機関の承認があれば、ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカーにおいて、警告の項目のすべてあるいは警告の項目の一部に対して、一時的退場（シンビン）の仕組みを導入できることを承認した。

競技規則2017/18では、一時的退場について以下のように記載している：

第5条 - 主審（職権と任務）：

懲戒処置

主審はハーフタイムのインターバル、延長戦、ペナルティーマークからのキックが行われている間を含め、試合開始時に競技のフィールドに入ってから試合終了後までイエローカードやレッドカードを示す、また、競技会規定で認められているならば、一時的退場（シンビン）を命じる職権を持つ。

一時的退場とは、競技者が警告（イエローカード）の対象となる反則を犯したとき、即刻、以降の試合への参加を「一時的に認めない」ことにより罰するものである。これは、「即座に罰すること」が反則を犯した競技者の行動に対して、その場で好影響を与えることができ、また、その競技者のチームに対しても同様の影響を与えられる可能性があるという考え方をもとにしている。

各国サッカー協会、大陸連盟またはFIFAは、（競技会規定を公開する前に）以下のガイドラインに沿って一時的退場の手続きを承認するべきである。

競技者に限っての適用

- 一時的退場は（ゴールキーパーを含む）すべての競技者に適用されるが、交代要員や交代して退いた競技者が警告（イエローカード）となる反則を犯した場合には適用されない。

主審の合図

- 主審はイエローカードを示し、両腕で一時的退場を命じられた競技者の待機場所（シンビンエリア：通常、競技者のテクニカルエリア）を明確に指すことで一時的退場を合図する。

一時的退場の時間

- 一時的退場の時間の長さは、すべての反則に対して同じとする。
- 一時的退場の時間の長さは、すべてのプレー時間の10～15%としなければならない（例：90分間の試合であれば10分間、80分間の試合であれば8分間）。
- 一時的退場の時間は、競技者が競技のフィールドを出てからプレーが再開されたときに始まる。
- 主審は、一時的退場の間に、（例えば、交代や負傷などで）前後半の終了時に加えられる「アディショナルタイム」のような「空費された」時間があつた場合、一時的退場の時間に追加しなければならない。
- 競技会は、主審が行う一時的退場の時間計測を援助する人を決めなければならない。その援助は、マッチコミッショナー、第4の審判員または（チーム帯同ではない）中立な副審の責任とすることができる；あるいは、あえてチーム役員の責任とすることもできる。
- 一時的退場の時間が終了したら、競技者はボールがインプレー中に主審の承認を得てタッチラインから復帰できる。
- 主審は、競技者がいつ復帰できるかの最終決定を下す。
- 一時的退場となった競技者は、一時的退場の時間が終了した後に、交代することができる（ただし、そのチームが認められた交代人数を使い切っている場合、交代することができない）。
- 前半終了時（延長戦を行う場合、後半終了時）になっても一時的退場の時間が終了していない場合、残りの一時的退場の時間は後半開始時（または延長戦開始時）から科される。
- 試合終了時に一時的退場の時間が終了していない場合でも、その競技者はペナルティーマークからのキックに参加できる。

シンビンエリア（一時的退場時の待機場所）

- 一時的退場となった競技者は、「ウォーミングアップ」（交代要員と同じ条件）を除きテクニカルエリアがある場合、テクニカルエリア内にとどまるか、あるいは、チームの監督またはテクニカルスタッフと一緒にいなければならない。

一時的退場時の反則

- 一時的退場となった競技者が、その競技者の一時的退場時間内に警告（イエローカード）または退場（レッドカード）の対象となる反則を犯した場合、それ以降の試合に参加できない。また、他の競技者と入れ替わったり、交代することもできない。

さらなる懲戒の罰則

- 競技会また各国サッカー協会は、一時的退場について関係機関に報告すべきかどうか、また、警告（イエローカード）の累積時の対応と同様に、一時的退場の累積による出場停止などさらなる懲戒の罰則が適用できるかどうかを決定する。

一時的退場の運用方法

競技会は、一時的退場の運用方法は、次のいずれかとする：

- A - 警告（イエローカード）のすべてを対象とする。
- B - 警告（イエローカード）の一部を対象とする。

A - 警告（イエローカード）のすべてを一時的退場の対象とする

- 警告（イエローカード）のすべては、一時的退場で罰せられる。
- 1 試合で2つ目の警告（イエローカード）を受けた競技者は：
 - 2つ目の一時的退場処置を受けた後、それ以降の試合に参加できない。
 - その競技者のチームが交代の最大人数を使い切っていなければ、2つ目の一時的退場時間の終了時に交代要員と交代することができる（2回の一時的退場中は、その競技者を欠いた状態でプレーすることで、そのチームは既に「罰せられる」ことになるため）。

B - 警告（イエローカード）の一部のみを一時的退場の対象とする

- 一時的退場で警告（イエローカード）となる反則を事前に決定する。
- その他の警告対象となる反則は、通常の警告（イエローカード）として罰せられる。
- 一時的退場時間の終了後、通常の警告（イエローカード）を受けた競技者は、プレーを続けられる。
- 通常の警告（イエローカード）を受けた後、一時的退場処置を受けた競技者は、一時的退場時間が終了したらプレーに復帰できる。
- 同じ試合の中で2つ目の一時的退場処置を受けた競技者は、2つ目の一時的退場時間が終了した後、それ以降の試合に参加できない。その競技者のチームが交代の最大人数を使い切っていないければ、その競技者は、2つ目の一時的退場時間の終了時に交代要員と交代することができる。しかしながら、既に一時的退場以外のイエローカードを示された競技者は、入れ替わることも、また交代することもできない。
- 同じ試合の中で2つ目の通常の警告（イエローカード）を受けた競技者は退場させられ、それ以降の試合に参加できない。また、他の競技者と入れ替わったり、交代することもできない。

*競技会によっては、次のような「不適切な」行為に関係した反則に対する警告（イエローカード）の場合にのみ、一時的退場を用いることが有益である。

- シミュレーションをする。
- 相手競技者のチームによるプレーの再開を意図的に遅らせる。
- 行動または言葉による異議を示す。
- 押さえる、引っかかる、押す、あるいは、ボールを手または腕で扱う反則により、大きなチャンスとなる攻撃を阻止する。
- ペナルティーキックの際にキッカーが不正なフェイントを犯す。

再交代（交代して退いた競技者の再出場）のガイドライン

2017年3月3日にロンドンで開催されたIFABの第131回年次総会（AGM）は、競技会を開催する国のサッカー協会、大陸連盟またはFIFAなど該当する機関の承認があれば、ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカーにおいて、再交代の仕組みを導入できることを承認した。

再交代は、競技規則2017/18において以下のようにになっている：

第3条 - 競技者（交代要員の数）：

再交代（交代して退いた競技者の再出場）

再交代は、各国サッカー協会、大陸連盟、またはFIFAの合意の下、ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカーにおいてのみ用いることが認められる。

「再交代」とは、既に試合でプレーし、交代して退いた競技者が、それ以降、試合中に他の競技者と交代してプレーに復帰することである。

交代して退いた競技者は試合に復帰し、プレーすることは認められるが、第3条および競技規則のすべての条項が再交代する競技者に適用される。特に、第3条で概要が記載されている「交代の進め方」に基づかなければならない。

IFAB®



Law

01

第1条

競技のフィールド

1. フィールドの表面

競技のフィールドは、全体が天然、または、競技会規定で認められる場合は全体が人工の表面でなければならない。ただし、競技会規定で認められる場合、人工と天然素材を組み合わせたもの（ハイブリッドシステム）を用いることもできる。

人工芝の表面の色は、緑でなければならない。

FIFA 加盟サッカー協会の代表チームまたクラブチームの国際競技会のいずれの試合においても人工芝が用いられる場合、その表面はFIFA サッカー芝クオリティプログラム（FIFA Quality Programme for Football Turf）または国際試合基準（International Match Standard）の要件を満たさなければならない。ただし、FIFA から特別な適用免除を受けた場合は除く。

2. フィールドのマーキング

競技のフィールドは長方形で、危険がないよう連続したラインでマークしなければならない。危険でなければ、天然のフィールドにおけるマーキングに人工の表面素材を用いることができる。エリアの境界線を示すラインはそのエリアの一部である。

第1条で指定されるラインのみ競技のフィールドに描くことができる。

長い方の2本の境界線をタッチライン、短い方の2本の境界線をゴールラインという。

2本のタッチラインの中点を結ぶハーフウェーラインで競技のフィールドを半分に分ける。

ハーフウェーラインの中央にセンターマークをしるす。これを中心に半径9.15m（10ヤード）のサークルを描く。

コーナークから9.15m (10ヤード) 離れた競技のフィールドの外側に、ゴールラインとタッチラインに対して直角のマークをつけることができる。

すべてのラインの幅は同じで、12cm (5インチ) を超えてはならない。ゴールラインの幅はゴールポストおよびクロスバーの厚さと同じでなければならない。

人工芝が用いられる場合、サッカーのためのラインと異なる色ではっきりと見分けられるならば、その他のラインを描くことができる。

競技者が競技のフィールドに許可されていないマークをつけた場合、反スポーツ的行為で警告されなければならない。試合中に審判がそれを見つけたならば、次にボールがアウトオブプレーになったとき、反則した競技者を警告しなければならない。

3. 大きさ

タッチラインは、ゴールラインより長くなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| • 長さ (タッチライン) | • 長さ (ゴールライン) |
| 最小 90m (100ヤード) | 最小 45m (50ヤード) |
| 最大 120m (130ヤード) | 最大 90m (100ヤード) |

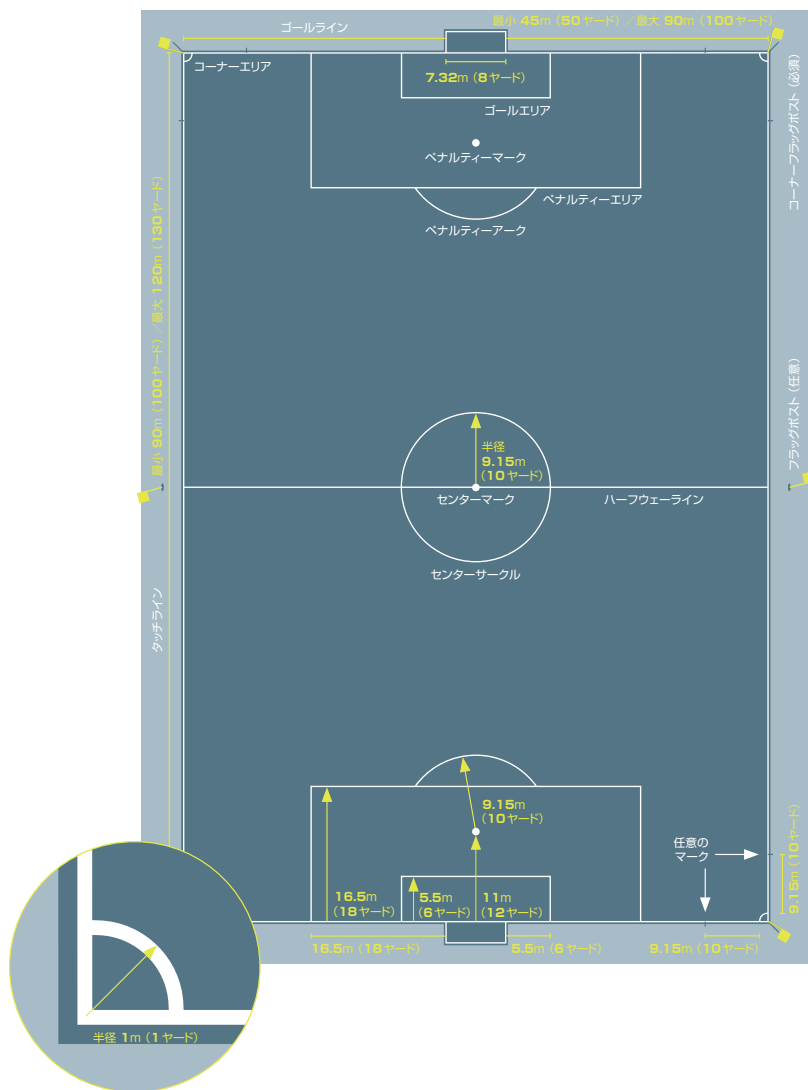
4. 国際試合用の大きさ

- | | |
|------------------|----------------|
| • 長さ (タッチライン) | • 長さ (ゴールライン) |
| 最小 100m (110ヤード) | 最小 64m (70ヤード) |
| 最大 110m (120ヤード) | 最大 75m (80ヤード) |

競技会は、上記の大きさの範囲内でゴールラインとタッチラインの長さを決定できる。

(公財) 日本サッカー協会の決定

- センターマークおよびペナルティーマークは、直径22cmの円で描く。
- コーナークから9.15mを示すマークは、ゴールラインまたはタッチラインから5cm離して直角に30cmの長さの線で描く。9.15mの距離は、コーナークの外側からこのマークのそれぞれゴール側の端またはハーフウェーライン側の端までとする。
- 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会での競技のフィールドの大きさは105m×68mとする(1985年11月21日理事会決定)。
なお、FIFAは、ワールドカップ、オリンピック等の競技のフィールドの大きさを105m×68mと定めている。
- クロスバーおよびゴールポストの幅と厚さは、共に12cmのものが最も適当とする。



- エリアを囲むラインはそのエリアの一部であるので、長さはラインの外側からのものである。
- ペナルティマークの長さは、ゴールラインの外側の端からペナルティマークの中心までである。

5. ゴールエリア

ゴールポストの内側から、5.5m (6 ヤード) のところに、ゴールラインと直角に2本のラインを描く。このラインは、競技のフィールド内に5.5m (6 ヤード) まで延ばし、その先端をゴールラインと平行なラインで結ぶ。これらのラインとゴールラインで囲まれたエリアがゴールエリアである。

6. ペナルティーエリア

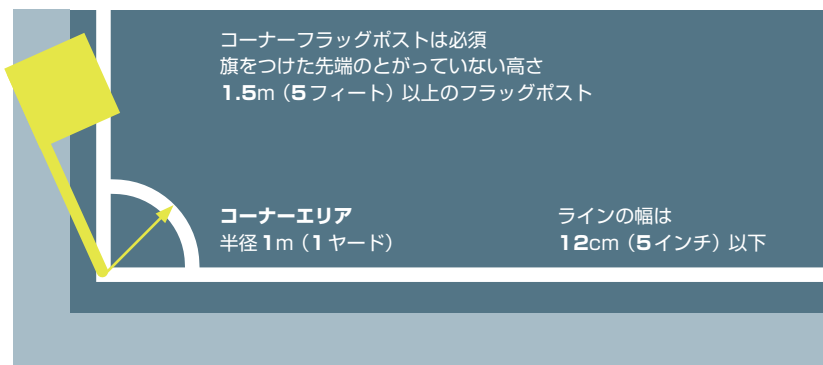
ゴールポストの内側から、16.5m (18 ヤード) のところに、ゴールラインと直角に2本のラインを描く。このラインは、競技のフィールド内に16.5m (18 ヤード) まで延ばし、その先端をゴールラインと平行なラインで結ぶ。これらのラインとゴールラインで囲まれたエリアがペナルティーエリアである。

それぞれのペナルティーエリア内に、両ゴールポストの中央から11m (12 ヤード) のところにペナルティーマークを描く。

それぞれのペナルティーマークの中央から半径9.15m (10 ヤード) のアークをペナルティーエリアの外に描く。

7. コーナーエリア

コーナーエリアは、それぞれのコーナーフラッグポストから、半径1m (1 ヤード) の四分円を競技のフィールド内に描いて規定される。



8. フラッグポスト

各コーナーには、旗をつけた先端のとがっていない高さ 1.5 m (5 フィート) 以上のフラッグポストを立てる。

ハーフウェーラインの両端に、タッチラインから 1 m (1 ヤード) 以上はなしてフラッグポストを立ててもよい。

9. テクニカルエリア

テクニカルエリアはスタジアムでの試合において用いられるもので、以下に示されるよう、エリア内にはチーム役員、交代要員および交代して退いた競技者の座席が設置される：

- ・ テクニカルエリアは、特定された座席部分から両横に 1 m (1 ヤード)、前方にタッチラインから 1 m (1 ヤード) の範囲内でなければならない。
- ・ テクニカルエリアを明確にするためにマーキングをしなければならない。
- ・ テクニカルエリアに入ることのできる人数は、競技会規定によって規定される。
- ・ テクニカルエリアに入ることのできる者は：
 - ・ 競技会規定に従って試合開始前に特定される。
 - ・ 責任ある態度で行動しなければならない。
 - ・ トレーナーやドクターが競技者の負傷の程度を判断するため主審から競技のフィールドに入る承認を得た場合などの特別な状況を除いて、エリア内にとどまていなければならない。
- ・ その都度ただ 1 人の役員のみが戦術的指示を伝えることができる。

10. ゴール

ゴールを1基、それぞれのゴールラインの中央に設置する。

ゴールは、コーナースタックポストから等距離のところに垂直に立てられた2本のポストと、その頂点を結ぶ水平なクロスバーとからなる。ゴールポストとクロスバーは、承認された材質でできていなければならない。その形は正方形、長方形、円形、楕円形のいずれかでなければならず、危険なものであってはならない。

両ポストの間隔（内測）は7.32 m（8ヤード）で、クロスバーの下端からグラウンドまでの距離は2.44 m（8フィート）である。

ゴールラインに対するゴールポストの位置は、図のとおりでなければならない。

ゴールポストとクロスバーは白色で、同じ幅と同じ厚さで、12 cm（5インチ）以下とする。

クロスバーが移動した、または、破損した場合、それが修復されるか元の位置に戻されるまで、プレーは停止される。クロスバーの修復が不可能な場合、試合は中止されなければならない。クロスバーの代わりに、ロープや曲がりやすい、または、危険な素材を用いることは認められない。プレーはドロップボールによって再開される。

ネットをゴールとその後方のグラウンドに取り付けることができるが、それは適切に支えられ、ゴールキーパーの邪魔にならないようにする。

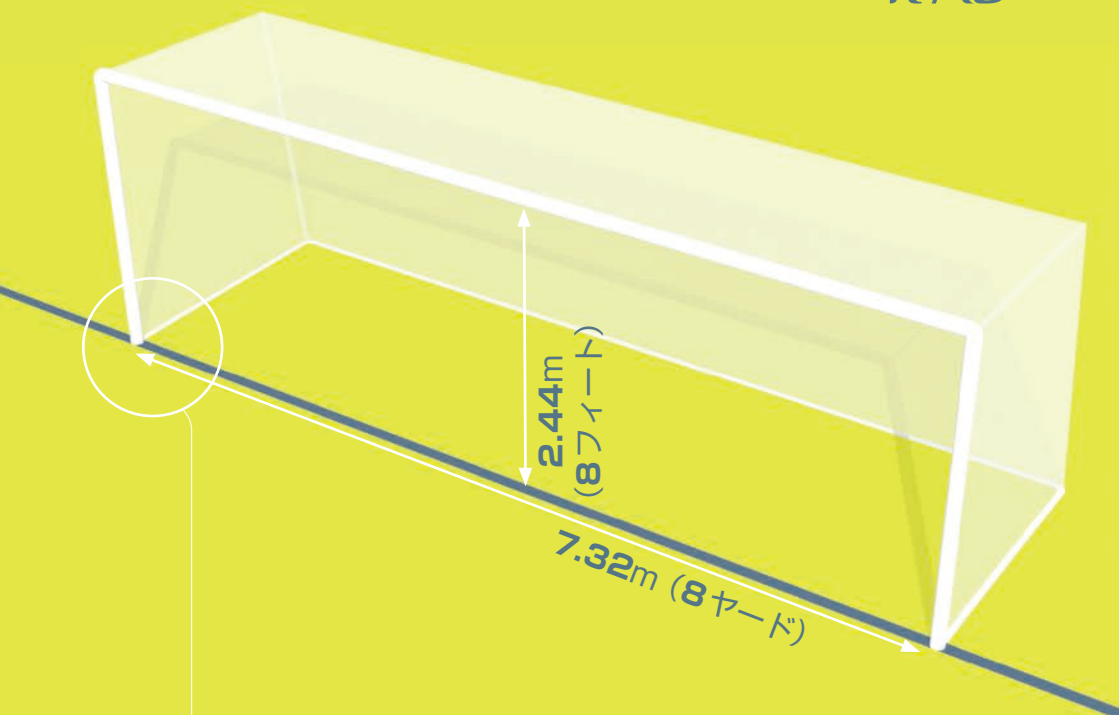
安全

ゴール（移動式ゴールを含む）はグラウンドに確実に固定しなければならない。

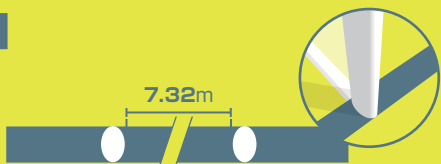
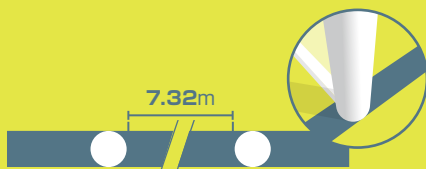
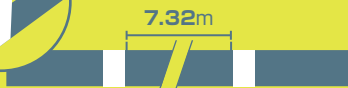
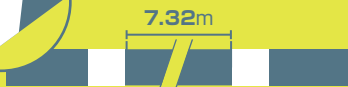
11. ゴールラインテクノロジー（GLT）

GLTシステムは、得点があったかどうかを検証し、主審の決定を援助するために用いることができる。

ゴールラインテクノロジー（GLT）を用いる場合、ゴールの枠の修正が認められる。修正はFIFA GLT クオリティプログラムの規定および競技規則に従って行わなければならない。GLTの使用は、各競技会規定に明記されなければならない。



ゴールラインに対するゴールポストの位置は、
下図のとおりでなければならない



GLTの基本原則

GLTはゴールラインにのみ適用され、得点があったかどうかの決定にのみ用いられる。

得点があったかどうかはGLTシステムによって瞬時になされ、自動的に1秒以内に、(主審の時計の振動および視覚的シグナルにより) 審判員にのみ伝えられなければならない。

GLTの要件および規定

競技会の試合でGLTが用いられる場合、競技会主催者は、システムが次の要件を満たしていることを確認しなければならない：

- FIFA クオリティプロ
- FIFA クオリティ
- 国際試合基準

独立した検査機関がテストマニュアルに従って、異なる技術提供会社のシステムの正確性および機能を検証しなければならない。その技術がテストマニュアルに沿って機能しない場合、主審はGLTシステムを用いてはならず、この事実を各関係機関に報告しなければならない。

GLTが用いられる場合、主審は試合前に、FIFA GLT クオリティプログラムのテストマニュアルに従ってこの技術の機能をテストする義務がある。

12. 商業的広告

チームが競技のフィールドに入場してからハーフタイムで離れるまで、またハーフタイム後に再入場してから試合の終了まで、競技のフィールド、グラウンドのゴールネットで囲まれたエリア、テクニカルエリア内、またはレフェリーレビューエリア (RRA)、あるいは、境界線の外側 1m (1 ヤード) 以内のグラウンドには、有形、無形にかかわらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。ゴール、ネット、フラッグポストやその旗にも広告は認められない。また、これらのものに余計な備品 (カメラ、マイクロフォンなど) を付けてはならない。

また、立型の広告は、少なくとも：

- 競技のフィールドのタッチラインから 1m (1 ヤード)、
- ゴールライン側については、ゴールのネットの奥行と同じ長さ、
- ゴールネットからは 1m (1 ヤード) 離す。

13. ロゴおよびエンブレム

有形、無形にかかわらず、プレー時間中に、FIFA、大陸連盟、各国サッカー協会、競技会、クラブ、その他の団体を表すロゴやエンブレムを競技のフィールド、ゴールネットとそれに囲まれたエリア、また、ゴールおよびフラッグポストに付けることは、禁止される。フラッグポストの旗に付けることは、許可される。

14. ビデオアシスタントレフェリー (VARs)

VAR が使用される試合においては、ビデオオペレーションルーム (VOR) と最低 1 か所のレフェリーレビューエリア (RRA) を設置しなければならない。

ビデオオペレーションルーム (VOR)

VOR は、ビデオアシスタントレフェリー (VAR)、アシスタント VAR (AVAR) およびリプレーオペレーター (RO) が業務を行うところであり、スタジアム内か近接の場所、または、遠隔の場所に設置することができる。試合中、VOR には承認を受けた者のみが入室、また、VAR、AVAR および RO と会話することが認められる。

競技者、交代要員または交代して退いた競技者が VOR に入室した場合には退場を命じられ、チーム役員が入室した場合はテクニカルエリアから退席を命じられる。

レフェリーレビューエリア (RRA)

VAR が使用される試合においては、主審がフィールドでプレーをレビュー (OFR : オンフィールドレビュー) できるよう、最低 1 か所のレフェリーレビューエリア (RRA) を次のように設置しなければならない：

- 競技のフィールド外で目に見える場所
- はっきりとマークが付けられている

競技者、交代要員または交代して退いた競技者がレフェリーレビューエリア (RRA) に入った場合には警告され、チーム役員が入った場合は誰にでもわかるように公式な注意が行われる (イエローカードがチーム役員に用いられる試合では、警告される)。

Law

02

第2条

ボール

1. 品質と規格

ボールは、次のものとする：

- 球形
- 適切な材質
- 外周は、70cm（28インチ）以下、68cm（27インチ）以上
- 重さは、試合開始時に450g（16オンス）以下、410g（14オンス）以上
- 空気圧は、海面の高さの気圧で、0.6～1.1 気圧（600～1100g/cm²：8.5～15.6 ポンド/平方インチ）

すべてのボールは、FIFA や各大陸連盟の主催下で行われる公式競技会の試合において、次のいずれかを付けていなければならない：



• FIFA クオリティプロ



• FIFA クオリティ



• 国際試合基準

各ロゴは、第2条に規定される最低限の仕様に加えて、IFAB による承認が必要なロゴ別の技術的要件を満たしていることが、公式にテストされて証明されたものである。テストを行う検査機関はFIFAによって承認される必要がある。

ゴールラインテクノロジー（GLT）を用いる場合、このテクノロジーを導入したボールには上記の品質を示すロゴのうちいずれかが付けられていなければならない。

各国サッカー協会の競技会は、これらのロゴのいずれかを付けたボールの使用を要求することができる。

FIFAの競技会ならびに各大陸連盟および各国サッカー協会の主催下で行われる公式競技会の試合では、ボールに一切の商業広告を付けることは認められない。ただし、競技会、競技会の主催者のロゴやエンブレムおよびメーカーの承認された商標は認められる。競技会規定において、これらのマークのサイズと数を制限することができる。

2. 欠陥が生じたボールの交換

ボールに欠陥が生じた場合：

- プレーは、停止される。
- プレーは、もとのボールに欠陥が生じた場所で、交換したボールをドロップして再開される。

キックオフ、ゴールキック、コーナーキック、フリーキック、ペナルティーキック、またはスローインのときに、ボールに欠陥が生じた場合、プレーの再開をやり直す。

ペナルティーキックまたはペナルティーマークからのキックの途中で、ボールが前方に動き、競技者またはクロスバーまたはゴールポストに触れる前に欠陥が生じた場合、ペナルティーキックは、再び行われる。

試合中、ボールは主審の承認を得ずに交換できない。

3. 追加のボール

第2条の要件を満たしている追加のボールは、競技のフィールドの外に配置することができるが、その使用は主審のコントロール下にあるものとする。



Law

03

第3条

競技者

1. 競技者の数

試合は、11人以下の競技者からなる2つのチームによって行われる。そのうち1人はゴールキーパーである。いずれかのチームが7人未満の場合、試合は開始も続行もされない。

1人以上の競技者が意図的に競技のフィールドから出たために1チームの競技者が7人未満となる場合、主審はプレーを停止する必要がなく、アドバンテージを適用することができる。ただし、ボールがアウトオブプレーになった後に1チームの競技者が7人未満である場合、試合を再開してはならない。

競技会規定ですべての競技者と交代要員の氏名をキックオフの前に届けなければならないとしている場合で、一方のチームが11人未満の競技者で試合を開始した場合、チームリストに氏名が届けられている競技者と交代要員のみが、到着後に試合に参加することができる。

2. 交代の数

公式競技会

交代の数は、公式競技会のいかなる試合でも最大で5人までとし、その数はFIFA、大陸連盟、または、各国サッカー協会が決定する。ただし、トップディビジョンにおけるクラブのトップチーム、あるいは各国の「A」代表チームが出場する男子および女子の競技会では、交代は最大で3人までとする。

競技会規定には、次について明記しなければならない：

- 3人から最大12人までの範囲で、氏名を届けることができる交代要員の数
- (チームが認められたすべての交代要員を使いきっている、いないにかかわらず) 試合が延長戦に入ったとき、さらにもう1人の交代要員が使えるかどうか

その他の試合

国際「A」マッチにおいては、最大12人の交代要員の氏名を届けられ、最大6人までの交代を行うことができる。

その他のすべての試合においては、次の条件を満たせば、より多い人数の交代を行うことができる：

- ・ 関係チームが交代の最大人数について合意し、
- ・ 試合前に主審に通知する。

試合前に、主審に通知されない場合、または、関係チームが合意しなかった場合、各チーム最大6人まで交代することができる。

再交代（交代して退いた競技者の再出場）

再交代は、各国サッカー協会、大陸連盟、またはFIFAの合意の下、ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカーにおいてのみ用いることが認められる。

3. 交代の進め方

交代要員の氏名は、試合開始前に主審に届けられなければならない。それまでに氏名が主審に届けられていない交代要員は試合に参加できない。

競技者が交代要員と交代する場合、次のことを守らなければならない：

- ・ 交代が行われることについて、事前に主審に通知する。
- ・ 交代して退く競技者は、既に競技のフィールド外に出ている場合を除き、主審の承認を得て競技のフィールドから離れる。
- ・ 交代して退く競技者は、ハーフウェーラインのところから競技のフィールドを出る必要はなく、再交代が認められる場合を除き、その試合に再び参加することはできない。
- ・ 交代される競技者が競技のフィールドを離れることを拒んだ場合、競技は続けられる。

交代要員は次の条件において競技のフィールドに入ることができる：

- ・ プレーの停止中
- ・ ハーフウェーラインのところから
- ・ 交代によって退く競技者が競技のフィールドの外に出た後
- ・ 主審の合図を受けてから

交代は、交代要員が競技のフィールドに入ったときに完了し、そのときから退出した競技者は交代して退いた競技者となる。また交代要員は競技者となってプレーの再開に参加できる。

交代して退いた競技者と交代要員は、出場するしないにかかわらず、主審の権限に従い、その管轄下にある。

4. ゴールキーパーの入れ替え

ゴールキーパー以外の競技者は、次の条件でゴールキーパーと入れ替わることができる：

- 入れ替わる前に主審に通知する。
- プレーの停止中に入れ替わる。

5. 反則と罰則

主審に通知することなく、氏名が届けられた競技者に代わって氏名が届けられた交代要員が先発出場した場合：

- 主審は氏名が届けられた交代要員が続けて試合に参加することを認める。
- 氏名が届けられた交代要員に対して懲戒の罰則を与えない。
- 氏名が届けられた競技者は氏名が届けられた交代要員となる。
- 交代の数は減らされない。
- 主審は関係機関にこの事実について報告する。

ハーフタイムのインターバル中や延長戦に入る前に交代が行われる場合、交代の手続きは後半や延長戦のキックオフの前に完了させるものとする。主審に通知することなく、氏名が届けられた交代要員がプレーを続けた場合、懲戒処置は行わず、関係機関にこのことについて報告する。

主審の承認無く、競技者がゴールキーパーと入れ替わった場合、主審は：

- プレーを続けることを認める
- 次にボールがアウトオブプレーになったとき、両競技者を警告する。ただし、ハーフタイム（延長戦を含む）中、試合終了から延長戦の開始まであるいはペナルティーマークからのキックが始まるまでに入れ替わった場合においては、この限りではない。

その他の反則に対して：

- 競技者は、警告される。
- プレーが停止されたときにボールがあった位置から間接フリーキックでプレーは再開される。

6. 競技者と交代要員の退場

退場を命じられた競技者は：

- チームリスト提出前に退場を命じられた場合、いかなる資格があってもチームリストに氏名を届けることができない。
- チームリストに氏名が記載された後、キックオフ前に退場を命じられた競技者は、氏名が届けられた交代要員から補充することができるが、その交代要員の補充をすることはできない。また、そのチームの交代の回数は減らされない。
- キックオフ後に退場を命じられた競技者の補充はできない。

試合開始の前後を問わず、氏名が届けられた交代要員が退場を命じられた場合、その補充はできない。

7. 競技のフィールドにいる部外者

監督他、チームリストに氏名が記載されている役員（競技者または交代要員を除く）は、チーム役員である。競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに氏名が記載されていない者は、外的要因とみなされる。

もしチーム役員、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者または外的要因が競技のフィールドに入った場合、主審は次の行動を取らなければならない：

- それらがプレーを妨害しているなら、プレーを停止する。
- プレーが停止した際に、その者を競技のフィールドから退出させる。
- 適切な懲戒処置をとる。

次の者がプレーを妨害しており、プレーが停止された場合：

- チーム役員、交代要員、交代して退いた競技者または退場を命じられた競技者の場合、直接フリーキックまたはペナルティーキックによりプレーを再開する。
- 外的要因による場合、ドロップボールによってプレーを再開する。

ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、(ボールとの接触があっても) ボールがゴールに入った場合、相手競技者のゴールに入ったのであれば、得点を認める。

8. 競技のフィールド外の競技者

競技のフィールドに復帰するため主審の承認を必要とする競技者が主審の承認なく復帰した場合、主審は：

- ・ プレーを停止しなければならない(ただし、競技者がプレーや審判員を妨害していない場合やアドバンテージを適用できる場合、ただちに停止する必要はない)。
- ・ 主審の承認なく競技のフィールドに入ったことで競技者を警告しなければならない。

主審がプレーを停止した場合、プレーは次の方法で再開されなければならない：

- ・ 妨害があった位置から直接フリーキックで再開する。
- ・ 妨害がなかった場合、プレーが停止されたときにボールがあった位置から間接フリーキックで再開する。

競技者がプレーの動きの一部として競技のフィールドの境界線を越えた場合、反則を犯したとはみなされない。

9. 得点があったときに競技のフィールドに部外者がいた場合

得点后、プレーが再開される前に、主審が、得点があったときに競技のフィールドに部外者がいたことに気がついた場合：

- ・ 主審は、部外者が次の場合、得点を認めてはならない：
 - ・ 得点したチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者またはチーム役員であったとき。この場合、部外者がいた位置から直接フリーキックでプレーを再開する。
 - ・ 外的要因であり、その者がプレーを妨害し、上記「競技のフィールド」にいる部外者」で示すような得点の結果にならなかったとき、ドロップボールでプレーを再開する。
- ・ 主審は、部外者が次の場合、得点を認めなければならない：
 - ・ 得点されたチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者またはチーム役員であったとき
 - ・ 外的要因であったが、プレーを妨害していなかったとき

いずれの場合でも、主審は部外者を競技のフィールドから退出させなければならない。

得点後、プレーが再開されたのち、主審が、得点があったときに競技のフィールドに部外者がいたことに気がついた場合、得点を認めなければならない。その部外者が競技のフィールドにいる場合、主審は次のことをしなければならない：

- プレーを停止する。
- 部外者を退出させる。
- ドロップボールまたは必要に応じてフリーキックでプレーを再開させる。

主審は、関係機関にこの事実について報告しなければならない。

10. キャプテン

チームのキャプテンは、なんら特別な地位や特権を与えられているものではないが、そのチームの行動についてある程度の責任を有している。



Law

04

第4条

競技者の用具

1. 安全

競技者は、危険な用具を用いる、あるいはその他のものを身につけてはならない。

すべての装身具（ネックレス、指輪、プレスレット、イヤリング、皮革でできたバンド、ゴムでできたバンドなど）は禁止されており、外さなければならない。装身具をテープで覆うことは、認められない。

競技者は試合開始前に、交代要員は競技のフィールドに入る前に検査されなければならない。競技者が、認められていない危険な用具や装身具を身につけている、あるいは用いている場合、主審はその競技者に次のことを命じなければならない：

- 認められていないものを外す。
- 競技者が外すことができない、またはそれを拒んだ場合、次に競技が停止されたとき、その競技者を競技のフィールドから離れさせる。

競技者が拒んだり、再び身につけていた場合、その競技者は警告されなければならない。

2. 基本的な用具

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである：

- 袖のあるシャツ
- ショーツ
- ソックス – テープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、それは着用する、または覆う部分のソックスの色と同じものでなければならない。
- すね当て – 適切な材質でできていて、それ相応に保護することができ、ソックスで覆われていなければならない。
- 靴

ゴールキーパーは、トラックスーツのパンツをはくことができる。

競技者の靴やすね当てが偶発的に脱げてしまった場合、次にボールがアウトオブプレーになる前に、できるだけ速やかに着用させなければならない。それをする前に競技者がボールをプレーする、または、得点をした場合、得点を認める。

3. 色

- 両チームは、お互いに、また審判員と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、審判員と区別できる色の服装を着用しなければならない。
- 両チームのゴールキーパーのジャージーが同色で、両者が他のジャージーと着替えることができない場合、主審は競技を始めることを認める。

アンダーシャツは、シャツの袖の主たる色と同じ色でなければならない。アンダーショーツおよびタイツは、ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。

4. その他の用具

ヘッドギア、フェイスマスク、また膝や腕のプロテクターなど危険でない保護用具で、柔らかく、軽いパッドが入った材質でできているものは、ゴールキーパーの帽子やスポーツめがねと同様に認められる。

ヘッドカバー

ヘッドカバー（ゴールキーパーの帽子を除く）を着用する場合、それは：

- 黒または、シャツの主たる色と同じでなければならない（同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする）。
- 競技者の用具として、見苦しくない外見であること。
- シャツと一体となっていない。
- 着用している競技者または他の競技者に危険を及ぼすもの（例えば、首周りが開閉する構造となっている）であってはならない。
- 表面から突き出ている部分（突起物）があってはならない。

電子通信

競技者（交代要員および交代して退いた競技者、退場となった競技者を含む）があらゆる形式の電子、または、通信機器（EPTSが認められる場合を除く）を身に付ける、あるいは、用いることは認められない。チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。ただし、小型で、持ち運びでき、手で携帯できる程度のもにに限られる（例えば、マイク、ヘッドフォン、イヤフォン、携帯電話またはスマートウォッチ、タブレット、ラップトップPC）。認められていない機器を使用したり、あるいは、電子または通信機器を用いて不適切な行動を取ったチーム役員は、テクニカルエリアから退席を命じられる。

電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）

FIFA、大陸連盟または各国サッカー協会の主催下で行われる公式競技会の試合で、電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）のひとつとしてウェアラブル技術（WT）が用いられる場合、競技会主催者は、競技者が着用する機器が危険でないものであり、以下のマークが付いたものとさせなければならない：



このマークは、公式にテストされ、FIFAが作成しIFABが承認した国際試合基準が求める最低限の安全条件を満たしていることを示す。テストを行う検査機関はFIFAによって承認される必要がある。

電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）が用いられる場合（各国サッカー協会や競技会主催者の合意を前提として）、競技会主催者は、公式競技会で行われる試合では、試合中、EPTSからの情報およびデータが確実かつ的確にテクニカルエリアに送られるようにしなければならない。

競技会主催者が確実かつ的確に電子的パフォーマンス・トラッキングシステムを承認できることを援助するため、プロフェッショナル基準がFIFAにより構築され、IFABにより承認されている。

プロフェッショナル基準は、2019年6月1日までの移行期間内に施行されることになる。次のマークは、EPTSの機器およびシステムが正式にテストされ、サッカーの試合において的確かつ確実な位置データに関する要件を満たしていることを示している：



5. スローガン、メッセージ、イメージと広告

用具には、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージをつけてはならない。競技者は、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージ、製造社ロゴ以外の広告のついているアンダーシャツを見せてはならない。あらゆる反則に対して、競技者およびチームは、競技会の主催者や各国サッカー協会、またはFIFAによって罰せられる。

原 則

- 競技規則第4条は、競技者、交代要員および交代で退いた競技者が着用するすべての用具（衣服を含む）に適用される。この原則は同様、テクニカルエリアにいるすべてのチーム役員にも適用される
- 次のものは、(通常) 着用が認められる：
 - 競技者の番号、氏名、チームの紋章やロゴ、サッカーの試合やリスペクト、高潔性の促進を主唱するスローガンやエンブレム、更には、競技会規定あるいは各国サッカー協会、大陸連盟または FIFA の規定により認められる商業的広告
 - 試合にかかる事柄：対戦チーム、試合日、大会またはイベント、会場
- 表示が認められたスローガン、メッセージまたはイメージは、シャツの前面またはアームバンド上に限られるものとする
- スローガンやメッセージまたはイメージについては、キャプテンのアームバンド上のみに表示されることが認められる場合がある

競技規則の解釈

スローガン、メッセージまたはイメージが認められるかどうかの解釈をするとき、第12条（ファウルと不正行為）に目を向けるべきである。そこには、競技者が次の不正行為を行った場合、主審は対応する必要があるとしている：

- 攻撃的な、侮辱的な、または、下品な発言や身振りをする
- 挑発したり、嘲笑したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動

これらの部類に入るスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない。

「宗教的な」また「個人的な」ものについては、比較的判断しやすいが、「政治的」なものについてはやや曖昧である。しかし、次のようなスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない：

- 生存、死去にかかわらず、個人に関するもの（公式競技会名の一部である場合を除く）
- 都道府県や市町村、地域または国家レベルの政党、政治的組織、結社等
- 都道府県や市町村、地域または国家政府あるいはその部局、事務所または部署
- 差別的な組織
- 数多くの人々を傷つけようとする目的を持つまたは行動する組織
- 特定の政治的行動やイベント

国内、国際的な大きな記念イベントを開催するとき、相手チーム（そのサポーターを含む）および一般観客に対して慎重に配慮しなければならない。

競技会規定には、具体的に、表示が認められるスローガン、メッセージ、イメージおよび広告の大きさ、数、表示位置に関して、詳細な規制や制限を含めることができる。スローガン、メッセージまたはイメージに関する論議は、試合や大会が始まる前に解決しておくことが勧められる。

6. 反則と罰則

あらゆる反則に対して、プレーが停止される必要はなく、反則した競技者は：

- 主審に競技のフィールドから離れて用具を正すように指示される。
- 用具を正していなければ、プレーが停止した際に離れる。

用具を正す、または、取り替えるために競技のフィールドを離れた競技者は：

- 審判員に用具を点検されてから、復帰を認められる。
- 主審の承認を受けて初めて競技のフィールドに復帰できる（承認はプレーが進行中でも行うことができる）。

競技者が主審の承認無く競技のフィールドに入った場合、その競技者は警告されなければならない。その警告をするために主審がプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールがあった位置から間接フリーキックが与えられる。ただし、妨害があって、直接フリーキック（またはペナルティーキック）が妨害の位置から与えられる場合を除く。



Law

05

第5条

主審

1. 主審の権限

各試合は、その試合に関して競技規則を施行する一切の権限を持つ主審によってコントロールされる。

2. 主審の決定

決定は、主審が競技規則および「サッカー競技の精神」に従ってその能力の最大を尽くして下し、適切な措置をとるために競技規則の枠組の範囲で与えられた裁量権を有する主審の見解に基づくものである。

プレーに関する事実についての主審の決定は、得点となったかどうか、または試合結果を含め最終である。主審およびその他のすべての審判員の決定は、常にリスペクトされなければならない。

プレーを再開した後、主審が前半または後半（延長戦を含む）終了の合図をして競技のフィールドを離れた後、または、試合を終結させた後は、主審がその直前の決定が正しくないことに気づいても、または、その他の審判員の助言を受けたとしても、決定を変えることができない。

主審が任務の遂行が不能になった場合、プレーは次にボールがアウトオブプレーになるまで他の審判員の監視下で続けることができる。

3. 職権と任務

主審は：

- 競技規則を施行する。
- 他の審判員と協力して試合をコントロールする。
- タイムキーパーを務め、また試合の記録を取り、関係機関に審判報告書を提出する。報告書には、試合前、試合中または試合後の、懲戒処置やその他の出来事に関する情報が含まれる。
- プレーの再開を管理し合図する。

アドバンテージ

- 反則があり、反則をしていないチームがアドバンテージによって利益を受けそうなときは、プレーを継続させる。しかし、予期したアドバンテージがそのとき、または、数秒以内に実現しなかった場合、その反則を罰する。

懲戒処置

- 同時に2つ以上の反則が起きたときは、罰則、負傷のひどさ、戦術的影響の面から、より重いものを罰する。
- 警告または退場となる反則を犯した競技者に懲戒処置をとる。
- 主審は、試合前の競技のフィールド点検のために競技のフィールドに入ったときから試合（ペナルティーマークからのキックを含む）終了後に競技のフィールドを離れるまで、懲戒処置を行使する権限をもつ。試合開始時に競技のフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審はその競技者を試合に参加させないようにする権限を持つ（第3条6項参照）。主審はその他の不正行為を報告する。
- ハーフタイムのインターバル、延長戦、ペナルティーマークからのキックが行われている間を含め、試合開始時に競技のフィールドに入ってから試合終了後までイエローカードやレッドカードを示す、また、競技会規定で認められているならば、一時的退場（シンビン）を命じる職権を持つ。
- 責任ある態度で行動しないチーム役員に対して処置をとり、役員を競技のフィールドとその周辺から立ち退かすことができる。退席処置となる反則を犯したチームのメディカルスタッフは、他にそのチームで対応できるメディカルスタッフがおらず、競技者に治療が必要な場合、試合にとどまることができる。
- 主審が見ていなかった出来事に対しては、他の審判員の助言によって行動する。

負傷

- 競技者の負傷が軽い場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる。
- 競技者が重傷を負った場合、プレーを停止し、確実にその競技者を競技のフィールド

から退出させる。負傷した競技者が競技のフィールド内で治療を受けることはできず、プレーが再開された後に復帰する。ボールがインプレー中はタッチラインからのみ復帰することができるが、ボールがアウトオブプレー中であれば、いずれの境界線からであっても復帰できる。競技のフィールドから退出する要件につき、次の場合のみ例外とする：

- ・ ゴールキーパーが負傷したとき
- ・ ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し、対応が必要なとき
- ・ 同じチームの競技者が衝突し、対応が必要なとき
- ・ 重篤な負傷が発生したとき
- ・ 相手競技者が警告される、または、退場を命じられるような身体的反則（例えば、無謀な、または、著しく不正なファウルとなるチャレンジ）の結果として競技者が負傷したが、負傷の程度の判断と治療がすばやく完了できるとき
- ・ 出血した競技者を確実に競技のフィールドから離れさせる。その競技者は、止血および用具に血が付着していないことを十分に確認された後、主審の合図を受けてからのみ復帰できる。
- ・ 主審がドクターまたは担架搬送者の競技のフィールドへの入場を認めたときは、競技者は担架に乗って、または、歩いて、競技のフィールドから離れなければならない。競技者が拒んだならば、反スポーツ的行為で警告されなければならない。
- ・ 主審が負傷した競技者に警告または退場を命じる決定をした後で、その競技者が治療のため競技のフィールドを離れる場合、その競技者が競技のフィールドを離れる前にカードを提示しなければならない。
- ・ その他の理由でプレーが停止されているのではなく、また競技者の負傷が反則に起因していないのであれば、ドロップボールによりプレーは再開されなければならない。

外部からの妨害

- ・ あらゆる反則に対して、または、外部からの何らかの妨害があった場合、試合を停止し、一時的に中断し、または、中止する。例えば：
 - ・ 照明が不十分である。
 - ・ 観客から投げられたものが審判員あるいは競技者またはチーム役員に当たった場合、主審は、その出来事の重大さに応じ、試合を続けることもできるし、プレーを停止または一時的に中断、また、試合を中止することもできる。
 - ・ 観客の笛がプレーを妨害した場合、プレーは停止され、ドロップボールにより再開される。
 - ・ 試合中、試合球以外のボール、その他の物、または動物が競技のフィールドに入った場合、主審は：

- ー プレーが妨害された場合に限り、プレーを停止（ドロップボールにより再開）しなければならない。ただし、ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、（ボールとの接触があっても）ボールがゴールに入った場合、相手競技者のゴールに入ったのでなければ、得点を認める。
 - ー プレーが妨害されなかった場合、プレーを続けさせ、できるだけ早い機会にそれを排除させなければならない。
- 認められていない者を競技のフィールドに入らせない。

4. ビデオアシスタントレフェリー（VAR）

ビデオアシスタントレフェリー（VAR）は、VAR手順および（VARハンドブックに定められている）実施要件を満たす試合や大会に限り、IFABおよびFIFAによる書面の承認を得て、導入することが認められる。

主審は、次に関する「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」の状況に限り、ビデオアシスタントレフェリー（VAR）から援助を得ることができる。

- 得点か得点でないか
- ペナルティーキックかペナルティーキックでないか
- 退場（2つ目の警告によるものでない）
- 主審が、反則を行ったチームの別の競技者に対して警告したり退場を命じた

ビデオアシスタントレフェリー（VAR）は、事象のリプレーを用いて援助する。主審は、ビデオアシスタントレフェリー（VAR）からの情報に基づき、または、直接リプレー映像をレビュー（フィールドでのレビュー）することによってのみ最終判定を下す。

「見逃された重大な事象」を除き、主審（および関連する「フィールドにいる」その他の審判員）は、常に判定を下さなければならない（反則の可能性があったが罰則を与えなかった場合の判断を含む）。判定は、「はっきりとした、明白な間違い」でない限り、変更することができない。

プレーが再開された後のレビュー

プレーが停止後に再開されてしまった場合、主審は、人間違いの場合、あるいは、乱暴な行為、つば吐き、かみつきの、または、非常に攻撃的な、侮辱的なまたは下品な発言や身振りといった退場を命じる可能性のある反則に対してのみ、レビューし、適当な懲戒の罰則を与えることができる。

5. 主審の用具

基本的な用具

主審は以下の用具を携行しなければならない：

- 笛
- 時計
- レッドカードとイエローカード
- ノート（または試合を記録するためのその他の道具）

その他の用具

主審は、以下のものを用いることが認められる：

- その他の審判員との通信のための用具。例えば、ブザー、ビーブフラッグ、ヘッドセットなど
- 電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）またはその他のフィットネスモニタリング機器

主審およびその他の「フィールドにいる」審判員は、装身具、また、カメラを含むその他の電子機器を着用することができない。

6. シグナル

承認されている主審のシグナルについては図を参照。

走りながら両腕を前に伸ばしてアドバンテージを示すことが難しいこともあるので、従来の「両腕」に加え、同じような形を「片腕」で示すことも認められる。



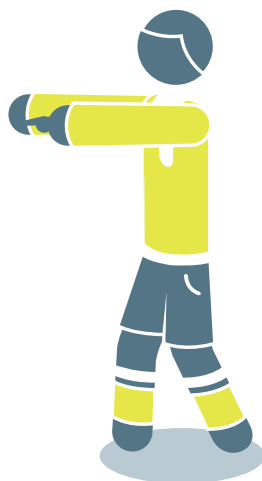
間接フリーキック



直接フリーキック



アドバンテージ (1)



アドバンテージ (2)



ペナルティーキック



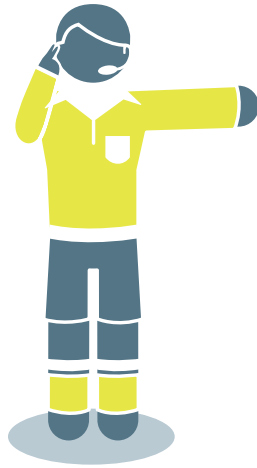
レッドカードとイエローカード



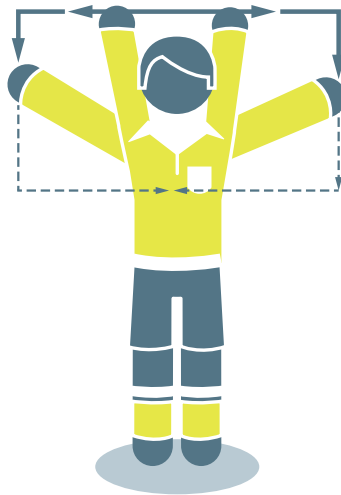
コーナーキック



ゴールキック



チェック指を耳にもう一方の手または腕を伸ばす



レビュー TV シグナル

7. 審判員の責任

主審、または他の審判員は、以下のことに法的な責任を負わない：

- 競技者、役員または観客のあらゆる負傷
- すべての財産についてのあらゆる損害
- 競技規則による決定または試合の開催、競技、管理に必要な一般的な進め方に基づく決定によって起きた、あるいは起きたであろうと思われる、個人、クラブ、会社、協会、またはその他の団体に対するその他の損失

これらの決定には、以下が含まれる：

- 競技のフィールドやその周辺の状態または天候の状態、試合を開催できるかできないか
- なんらかの理由による試合中止
- 試合中に用いるフィールドの設備とボールの適合性に関するもの
- 観客の妨害または観客席でのなんらかの問題により、試合を中止するかしないか
- 負傷した競技者を治療のために競技のフィールドから退出させるために、プレーを停止するかしないか
- 負傷した競技者を治療のために競技のフィールドから退出させる必要があるかないか
- 競技者がある種の衣服や用具を着用することを認めるか認めないか
- 主審の権限が及ぶ場所において、いかなる者（チームまたはスタジアムの役員、警備担当者、カメラマン、その他メディア関係者を含む）の競技のフィールド周辺への立ち入りを許可するかしないか
- 競技規則またはその試合が行われる FIFA、大陸連盟、各国サッカー協会および競技の規約や規定にある任務に従って下されたその他の決定

Law

06

第6条

その他の審判員

試合には、その他の審判員（副審2人、第4の審判員、追加副審2人、リザーブ副審、ビデオアシスタントレフェリー（VAR）、および、少なくとも1人のアシスタントVAR（AVAR））を任命できる。その他の審判員は、競技規則に従って試合をコントロールする主審を援助するが、最終決定は常に主審によって下される。

主審、副審、第4の審判員、追加副審およびリザーブ副審は、「フィールドにいる」審判員である。

ビデオアシスタントレフェリー（VAR）とアシスタントVAR（AVAR）は「ビデオ」審判員であり、IFABが決定したVAR手順に基づき、主審を援助する。

その他の審判員は、主審の指示に従って活動する。不法な妨害、または不当な行為を行ったとき、主審はその審判員を解任し、関係機関に報告する。

リザーブ副審を除く「フィールドにいる」審判員は、反則を主審より明らかに事象が見えている場合に主審を援助し、主審に見えなかった著しい不正行為やその他の出来事について、関係機関に報告書を提出しなければならない。作成した報告書については主審とその他の審判員に知らせなければならない。

「フィールドにいる」審判員は、主審が競技のフィールド、ボール、競技者の用具を点検する際（既に問題が解決されている場合も含む）、また時間、得点、不正行為などの記録をする際に援助する。

競技会規定は、競技会開始に先立って、審判員がその職務を開始または続行することができない場合、誰が審判員と交代するのか、またこれに伴う交代について明確にしなければならない。特に、主審がその職務を続行できない場合、第4の審判員、上級の副審、または、上級の追加副審のうち誰が主審を務めるのかを明確にする必要がある。

1. 副審

副審は、次のときに合図をする：

- ボール全体が競技のフィールドの外に出たときに、どちらのチームがコーナーキック、ゴールキックまたはスローインを行うのか。
- オフサイドポジションにいる競技者が罰せられるとき
- 競技者の交代が要求されているとき
- ペナルティーキックのとき、ボールがけられる前にゴールキーパーがゴールラインを離れたかどうか、またボールがゴールラインを越えたかどうか。追加副審が任命された場合、副審はペナルティーマークの延長線上に位置する。

副審の援助には交代の進め方の監視も含まれる。

副審は9.15m（10ヤード）の距離をコントロールする援助を行うために、競技のフィールドに入ることができる。

2. 第4の審判員

第4の審判員の援助には次のものが含まれる：

- 交代の手続きの管理
- 競技者と交代要員の用具の点検
- 主審のシグナルや承認を受けたあとに、競技者を再入場させる。
- ボール交換の管理
- 前半、後半（延長戦を含む）の終了時に主審がプレーに追加しようとする最小限のアドিশョナルタイムの表示
- テクニカルエリアに入っている者が責任ある行動を取らなかった場合、主審に伝える。

3. 追加副審

追加副審は次のときに合図できる：

- 得点を含め、ボールの全体が、ゴールラインを越えたとき
- どちらのチームがコーナーキックやゴールキックを行うのか。
- ペナルティーキックのとき、ボールがけられる前にゴールキーパーがゴールラインを離れたかどうか。またボールがゴールラインを越えたかどうか。

4. リザーブ副審

リザーブ副審の唯一の任務は、職務を続行することができなくなった副審または第4の審判員と交代することである。

5. ビデオ審判員

- ビデオアシスタントレフェリー (VAR) は、得点が得点でないか、ペナルティーキックかペナルティーキックでないか、退場 (2つ目の警告によるものは含まない)、あるいは主審が警告または退場を命じたとき反則を犯したチームの競技者を間違えた状況に関する「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」に限り、リプレー映像を用いて主審が判定するのを援助する審判員である。

アシスタントVAR (AVAR) は、主として以下によりビデオアシスタントレフェリー (VAR) を手助けする審判員である：

- VARがチェックやレビューで手がふさがっているとき、テレビ映像を監視する
- VARが関わった事象、通信や技術的問題発生に関する記録をとる
- VARと主審との通信を援助する、特にVARがチェックやレビュー時、例えば、主審に「プレーを止める」、「再開を遅らせる」などと伝える
- 「チェック」や「レビュー」でプレーが遅延したときに「空費」された時間を記録する
- VARが関わった判定に関する情報を関係者に連絡する

6. 副審のシグナル



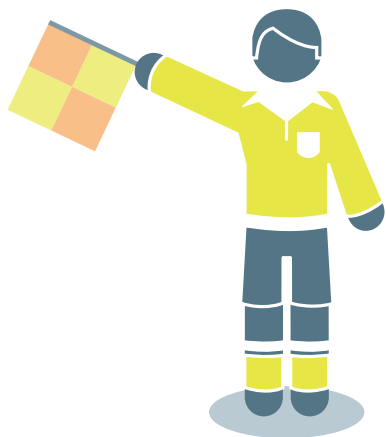
交代



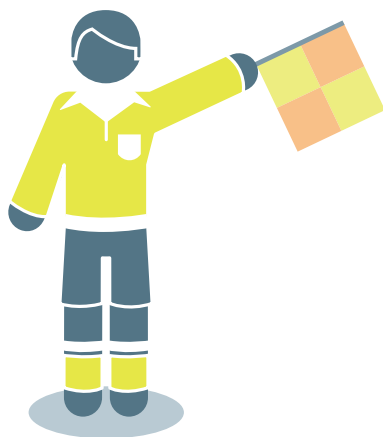
攻撃側のフリーキック



守備側のフリーキック



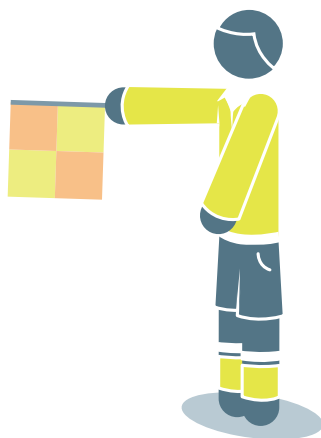
攻撃側競技者のスローイン



守備側競技者のスローイン



コーナーキック



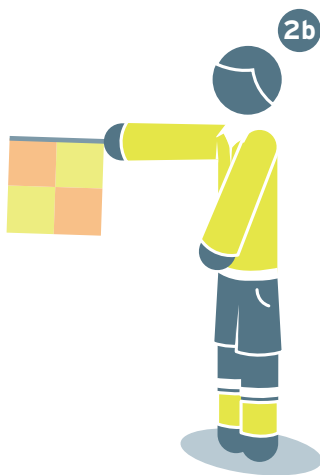
ゴールキック



オフサイド



近い側のオフサイド



競技のフィールドの中央のオフサイド



遠い側のオフサイド

7. 追加副審のシグナル



得点

(ボールが明らかにゴールラインを
越えた場合を除く)

Law

07

第7条

試合時間

1. プレー時間

試合は、前半、後半共に45分間行われる。プレーの開始前に主審と両チームが合意した場合に限りプレー時間の長さを短縮することができ、それは競技規則に従ったものでなければならない。

2. ハーフタイムのインターバル

競技者には、ハーフタイムのインターバルを取る権利があり、それは15分間を超えないものとする。延長戦のハーフタイムのインターバルでは、短時間（1分間を超えてはならない）の水分補給時間を取る事が認められる。競技会規定には、ハーフタイムのインターバル時間を規定し、それは主審の承認があった場合にのみ変更できる。

3. 空費された時間の追加

主審は、以下のように前半、後半に空費されたすべての時間を追加する：

- 競技者の交代
- 負傷した競技者の負傷の程度の判断や競技のフィールドからの退出
- 時間の浪費
- 懲戒の罰則
- 競技会規定で認められる、飲水（1分間を超えてはならない）やその他医療上の理由による停止
- VARのチェックやレビューに関わる遅延
- プレーの再開を著しく遅らせる行為（例えば、得点の喜び）を含む、その他の理由

第4の審判員は、前半、後半の最後に、主審によって決定された最小限のアディショナルタイムを表示する。主審はアディショナルタイムを増やすことはできるが減らすことはできない。

前半に時間計測を間違えたとしても、主審は後半の時間の長さを変えることによって埋め合わせをしてはならない。

4. ペナルティーキック

ペナルティーキックを行う、または、再び行う場合、ペナルティーキックが完了するまで、前半、後半は延長される。

5. 中止された試合

競技会規定または主催者が定める場合を除き、中止された試合は再び行われる。



Law

08

第8条

プレーの開始および再開

試合の前半、後半、延長戦の前半、後半の、開始および、得点があった後のプレーは、キックオフによって行われる。(直接または間接)フリーキック、ペナルティーキック、スローイン、ゴールキック、コーナーキックはその他の再開方法である(第13～17条参照)。主審がプレーを停止し、この条で定められた上記の再開方法が当てはまらない場合、ドロップボールで再開する。

ボールがインプレーでないときに反則が起きた場合、プレーの再開方法は、変更しない。

1. キックオフ

進め方

- ・ コイントスに勝ったチームが、前半に攻めるゴールを決める。
- ・ 相手チームがキックオフを行う。
- ・ トスに勝ったチームは、後半開始のキックオフを行う。
- ・ 試合の後半には、両チームはエンドを替え、反対のゴールを攻める。
- ・ 一方のチームが得点したのち、他方のチームがキックオフを行う。

すべてのキックオフにおいて：

- ・ キックオフを行う競技者を除いて、すべての競技者は競技のフィールドの自分たちのハーフ内にいなければならない。
- ・ キックオフをするチームの相手競技者は、ボールがインプレーになるまで9.15m(10ヤード)以上ボールから離れなければならない。
- ・ ボールは、センターマーク上に静止していなければならない。
- ・ 主審が合図する。
- ・ ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。
- ・ キックオフから相手競技者のゴールに直接入れて得点することができる。ボールがキッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックが与えられる。

反則と罰則

他の競技者がボールに触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。意図的にボールを手または腕で扱った場合、直接フリーキックが与えられる。

キックオフの進め方に対して、その他の反則があった場合、キックオフを再び行う。

2. ドロップボール

進め方

主審は、プレーを停止したときにボールがあった位置でボールをドロップする。ただし、ボールがゴールエリア内にあるときにプレーを停止した場合、ボールは、プレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でドロップされる。

ボールがグラウンドに触れたときに、ボールはインプレーとなる。

何人の競技者でもドロップボールに参加できる（ゴールキーパーを含む）。主審は誰がドロップボールに参加してよいか、また、ドロップボールの結果について指示できない。

反則と罰則

次の場合、ボールを再びドロップする：

- ・ ボールがグラウンドに触れる前に競技者がボールに触れる。
- ・ ボールがグラウンドに触れたのち、競技者に触れることなく競技のフィールドの外に出る。

ドロップされたボールが2人以上の競技者に触れることなくゴールに入った場合、プレーは次のように再開される：

- ・ ボールが相手競技者のゴールに入った場合、ゴールキック
- ・ ボールがそのチームのゴールに入った場合、コーナーキック



Law

09

第9条

ボールインプレーおよび ボールアウトオブプレー

1. ボールアウトオブプレー

ボールは、次のときにアウトオブプレーとなる：

- グラウンド上または空中で、ボールがゴールラインまたはタッチラインを完全に越えた。
- 主審がプレーを停止した。

2. ボールインプレー

これ以外、ボールは、審判員、ゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返って競技のフィールド内にある場合も含めてつねにインプレーである。

Law 10

第10条

試合結果の決定

1. 得点

ゴールポストの間とクロスバーの下でボールの全体がゴールラインを越えたとき、ゴールにボールを入れたチームが反則を犯していなければ、1 得点となる。

ボールが完全にゴールラインを越える前に主審がゴールの合図をした場合、プレーはドロップボールによって再開される。

2. 勝利チーム

より多く得点したチームを勝ちとする。両チームが無得点または同点の場合、試合は引き分けである。

試合またはホームアンドアウェーの対戦が終了し、競技会規定として勝者を決定する必要がある場合、次の方法のみが認められる：

- アウェーゴールルール
- それぞれ 15 分以内で同じ長さの前半と後半から成る延長戦
- ペナルティーマークからのキック

上記の方法を組み合わせることができる。

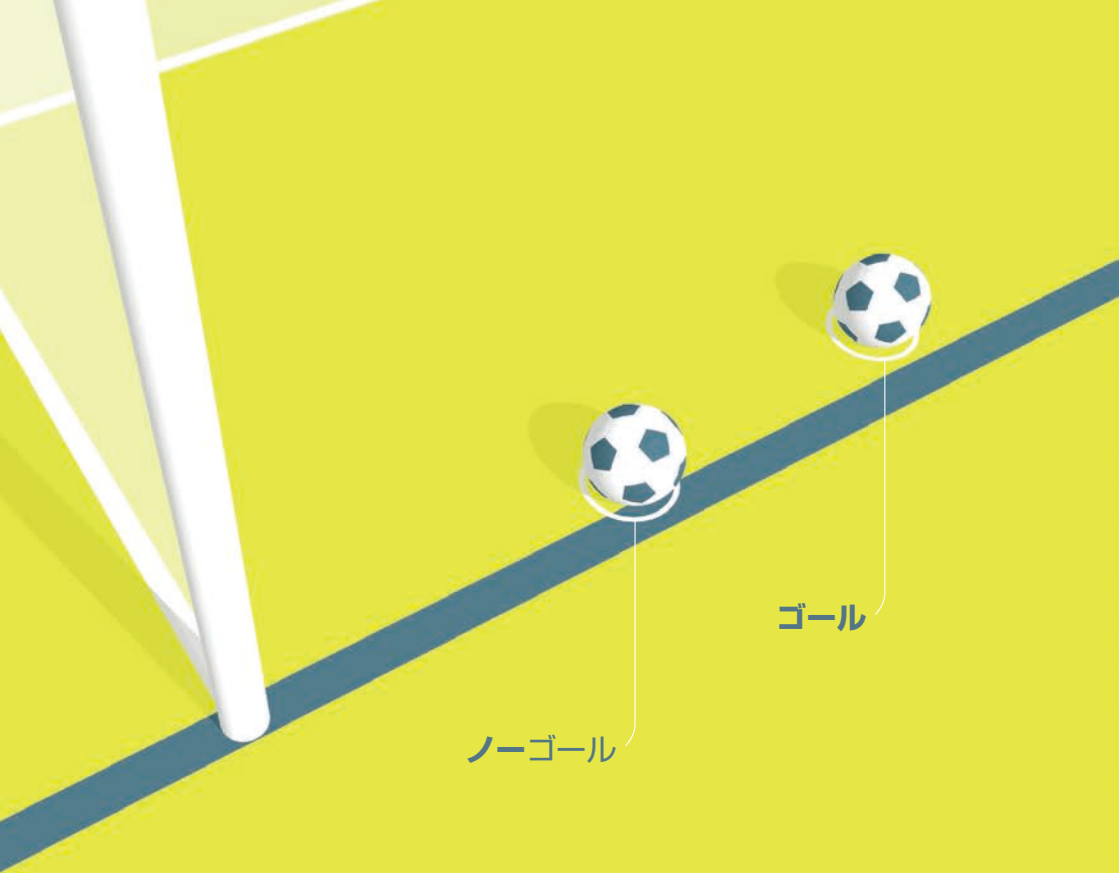
3. ペナルティーマークからのキック

試合後にペナルティーマークからのキックが行われるときも、他に規定されていない限り、競技規則の関係諸条項が適用される。

進め方

ペナルティーマークからのキックの開始前

- 主審は、その他に考慮すべきこと（例えば、グラウンド状態、安全など）がない限り、コインをトスしてキックを行うゴールを決定する。そのゴールは安全上の理由、あるいは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変えることができる。

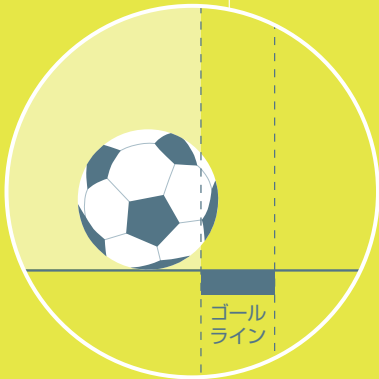


ノーゴール

ゴール

ノーゴール

ゴール



ゴール
ライン



ゴール
ライン

- 主審は再度コインをトスし、トスに勝ったチームが先にけるか後にけるかを定める。
- プレーを続けられなくなったゴールキーパーに代わる交代要員を除いて、試合終了時に競技のフィールドにいた競技者、または一時的に（負傷、用具を直すためなどで）競技のフィールドから離れていた競技者のみにペナルティーマークからのキックを行う資格が与えられる。
- それぞれのチームが参加資格のある競技者からキッカーを選び、キックを行う順番を決める。順番を主審に通知する必要はない。
- 試合が終了したとき、ペナルティーマークからのキックを行う前、または進行中に、一方のチームの競技者数が相手チームより多くなった場合、競技者のより多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らし、除外するそれぞれの競技者の氏名と番号を主審に通知しなければならない。除外された競技者は、キックに参加することができない。
- ペナルティーマークからのキックの前または進行中にゴールキーパーがプレーを続けられなくなったとき、競技者数を等しくするために除外された競技者とゴールキーパーが入れ替わることができる、また、そのチームが競技会規定に定められた最大数の交代を完了していなければ、氏名が届けられている交代要員と交代できる。退いたゴールキーパーは、それ以降ペナルティーマークからのキックに参加できず、キッカーを務めることもできない。
- ゴールキーパーが既にキックを行っていた場合、入れ替わって参加したゴールキーパーは、次の一巡までキックを行うことができない。

ペナルティーマークからのキックの進行中

- 資格のある競技者と審判員のみが競技のフィールドの中にいることができる。
- キッカーと両ゴールキーパー以外、すべての資格のある競技者は、センターサークルの中にいなければならない。
- キッカー側のゴールキーパーは、競技のフィールドの中で、ペナルティーエリアの外で、ゴールラインとペナルティーエリアの境界線との交点のゴールライン上にいなければならない。
- 資格のある競技者は、ゴールキーパーと入れ替わることができる。
- キックは、ボールの動きが止まったとき、ボールがアウトオブプレーになったとき、または反則があって主審がプレーを停止したときに完了する。キッカーがボールを再びプレーすることはできない。
- 主審はキックを記録する。

- ゴールキーパーが反則を犯し、その結果キックのやり直しとなった場合、そのゴールキーパーは警告されなければならない。
- 主審がキックを行うよう合図した後に犯した反則でキッカーが罰せられる場合、そのキックは失敗として記録され、キッカーは警告される。
- ゴールキーパーとキッカーの両方が同時に反則を犯した場合：
 - ・ キックが失敗した、あるいは、セーブされた場合、そのキックはやり直しとなり、両方の競技者は、警告される。
 - ・ ボールがゴールに入った場合、得点は認められず、そのキックは失敗として記録され、キッカーは、警告される。

次の条件に従って、両チームが5本ずつのキックを行う。

- キックは、両チーム交互に行われる。
- 両チームが5本のキックを行う以前に他方が5本のキックを行ってもあげることができない得点を一方のチームがあげた場合、以後のキックは行われない。
- 5本ずつのキックを行ったのち、両チームの得点が同じ場合、同数のキックで一方のチームが他方より多く得点するまで、キックは続けられる。
- それぞれのキックは異なる競技者によって行われ、資格あるすべての競技者がキックを行わなければならない、その後はいずれの競技者でも2本目のキックを行うことができる。
- 上記の基本原則はその後続けて行われるキックにも適用されるが、チームはキッカーの順番を変更することができる。
- ペナルティーマークからのキックは、競技者が競技のフィールドから離れたことで遅らせてはならない。競技者がキックを行うまでに復帰しない場合、その競技者のキックは無効（無得点）となる。

ペナルティーマークからのキックが進行中の交代および退場

- 競技者、交代要員、交代して退いた競技者は、警告される、または退場を命じられることがある。
- 退場となったゴールキーパーの代わりを、資格のある競技者が務めなければならない。
- プレーを継続できないゴールキーパー以外の競技者は、交代することができない。
- 一方のチームの競技者が7人未満となった場合でも、主審は試合を中止してはならない。



Law

11

第11条

オフサイド

1. オフサイドポジション

オフサイドポジションにいることは、反則ではない。

競技者は、次の場合、オフサイドポジションにいることになる：

- 頭、胴体、または足の一部でも、相手競技者のハーフ内にある（ハーフウェーラインを除く）、そして、
- 競技者の頭、胴体、または足の一部でも、ボールおよび後方から2人目の相手競技者より相手競技者のゴールラインに近い場合

ゴールキーパーを含むすべての競技者の手および腕は含まれない。

競技者は、次と同じレベルにいる場合はオフサイドポジションにいないことになる：

- 後方から2人目の相手競技者、または、
- 最後方にいる2人の相手競技者

2. オフサイドの反則

ボールが味方競技者によってプレーされたか触れたか*瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっている場合にのみ罰せられる：

- 味方競技者がパスした、または、触れたボールをプレーする、または、触れることによってプレーを妨害する。または、
- 次のいずれかによって相手競技者を妨害する：
 - 明らかに相手競技者の視線を遮ることによって、相手競技者がボールをプレーする、または、プレーする可能性を妨げる。または、
 - ボールに向かうことで相手競技者に挑む。または、

*ボールを「プレーした」か「触れた」最初のコンタクトポイントを用いる。

- ・ 自分の近くにあるボールを明らかにプレーしようと試みており、この行動が相手競技者に影響を与える。または、
- ・ 相手競技者がボールをプレーする可能性に影響を与えるような明らかな行動をとる。

または、

- ・ その位置にいることによって、次の場合にボールをプレーして利益を得る、または、相手競技者を妨害する：
 - ・ ボールが、ゴールポスト、クロスバー、審判員または相手競技者からはね返った、あるいは、それらに当たって方向が変わってきた。
 - ・ ボールが相手競技者によって意図的にセーブされた。

オフサイドポジションにいる競技者が相手競技者からボールを受けたとき、その相手競技者が意図的にボールをプレーした場合（相手競技者が意図的にセーブした場合を除いて）、利益を得ているとはみなされない。

「セーブ」とは、ゴールに入りそうな、または、ゴールに近づいたボールを、競技者が手または腕（自分のペナルティーエリア内にいるゴールキーパーの場合を除く）以外の体のいずれかの部分を用いて止める、あるいは、止めようとするものである。

次の状況では：

- ・ オフサイドポジションから移動した、あるいは、オフサイドポジションに立っていた競技者が相手競技者の進路上にいて相手競技者がボールに向かう動きを妨げた場合、それにより相手競技者がボールをプレーできるか、あるいは、チャレンジできるかどうかに影響を与えていれば、オフサイドの反則となる。その競技者が相手競技者の進路上にいて（相手競技者をブロックするなど）相手競技者の進行を妨げていた場合、その反則は第12条に基づいて罰せられなければならない。
- ・ オフサイドポジションにいる競技者がボールをプレーする意図をもってボールの方へ動いたが、ボールをプレーする、または、プレーしようとする、あるいは、ボールへ向かう相手競技者にチャレンジする前にファウルされた場合、オフサイドの反則より前に起こったファウルが罰せられる。
- ・ 既に、ボールをプレーした、または、プレーしようとした、あるいは、ボールへ向かう相手競技者にチャレンジしようとしたオフサイドポジションにいる競技者に対して反則があった場合、ファウルより前に起こったオフサイドの反則が罰せられる。

3. オフサイドの反則ではないケース

競技者が次のことからボールを直接受けたとき、オフサイドの反則にはならない：

- ゴールキック
- スローイン
- コーナーキック

4. 反則と罰則

オフサイドの反則があった場合、主審は、その競技者のハーフであっても、反則が起きたところから行われる間接フリーキックを与える。

主審の承認なく競技のフィールドを離れた守備側競技者は、オフサイドの判断のため、プレーが次に停止されるまで、または、守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーし、ボールが自分たちのペナルティーエリアから出るまで、ゴールラインかタッチライン上にいるものとみなされる。その競技者が意図的に競技のフィールドを離れた場合、ボールが次にアウトオブプレーになったとき警告されなければならない。

攻撃側競技者は、そのときのプレーにかかわらないようにするため、競技のフィールドの外に踏み出る、または、外にとどまることができる。次にプレーが停止する、または、守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーしてペナルティーエリアから出るまでに、その競技者がゴールラインから復帰してプレーにかかわった場合、オフサイドの判断のため、その競技者はゴールライン上にいたとみなされる。意図的に競技のフィールドから離れた競技者が主審の承認なしに復帰し、オフサイドで罰せられず利益を得た場合、警告されなければならない。

ボールがゴールに入ったとき攻撃側競技者がゴールポスト間のゴール内で動かずにいた場合、得点は認められなければならない。ただし、その競技者がオフサイドの反則または第12条の反則を犯していた場合、間接または直接フリーキックでプレーは再開される。

Law

12

第12条

ファウルと不正行為

ボールがインプレー時に反則があった場合にのみ、直接、間接フリーキックまたはペナルティーキックを与えることができる。

1. 直接フリーキック

競技者が次の反則のいずれかを相手競技者に対して不用意に、無謀に、または、過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックが与えられる：

- チャージする。
- 飛びかかる。
- ける、またはけろうとする。
- 押す。
- 打つ、または、打とうとする（頭突きを含む）。
- タックルする、または、挑む。
- つまずかせる、または、つまずかせようとする。

身体的接触を伴う反則が起きたときは、直接フリーキックまたはペナルティーキックで罰せられる。

- 不用意とは、競技者が相手に挑むとき注意や配慮が欠けていると判断される、または、慎重さを欠いてプレーを行うことである。懲戒処置は必要ない。
- 無謀とは、相手競技者が危険にさらされていることを無視して、または、結果的に危険となるプレーを行うことであり、このようにプレーする競技者は、警告されなければならない。
- 過剰な力とは、競技者が必要以上の力を用いて相手競技者の安全を危険にさらすことであり、このようにプレーする競技者には退場が命じられなければならない。

競技者が次の反則のいずれかを犯した場合、直接フリーキックが与えられる：

- ボールを意図的に手または腕で扱う（ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内にあるボールを扱う場合を除く）。

- 相手競技者を押さえる。
- 身体的接触によって相手競技者を妨げる。
- 人をかむ、または人につばを吐く
- ボール、相手競技者または審判員に対して物を投げる、あるいは、持った物をボールに当てる。

第3条の反則についても参照すること。

ボールを手または腕で扱う

競技者が手または腕を用いて意図的にボールに触れる行為はボールを手で扱う反則である。

次のことを考慮しなければならない：

- ボールの方向への手や腕の動き（ボールが手や腕の方向に動いているのではなく）
- 相手競技者とボールの距離（予期していないボール）
- 手や腕の位置だけで、反則とはみなさない。

ゴールキーパーは、自分のペナルティーエリア外でボールを手または腕で扱うことについて、他の競技者と同様に制限される。ゴールキーパーは、自分のペナルティーエリアで直接フリーキックやその他の懲戒の罰則の対象となるボールを手または腕で扱う反則を犯しても罰せられないが、ボールを手や腕で扱うことによって間接フリーキックが与えられることになる反則であれば、罰せられることもある。

2. 間接フリーキック

競技者が次のことを行った場合、間接フリーキックが与えられる：

- 危険な方法でプレーする。
- 身体的接触を伴わずに、相手競技者の進行を妨げる。
- 攻撃的な、侮辱的な、または、下品な発言や身振り、あるいは、その他の言葉による反則で異議を示した場合
- ゴールキーパーがボールを放そうとしているときに、ゴールキーパーがボールを手から放す、キックする、または、キックしようと試みるのを妨げる。
- 第12条に規定されていないもので、競技者を警告する、または、退場させるためにプレーを停止することになる反則を犯す。

ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内で、次の反則のいずれかを犯した場合、間接フリーキックが与えられる：

- ・ ボールを放すまでに、手で6秒を超えてコントロールする。
- ・ 次のような状況で、ボールを手で触れた場合：
 - ・ ボールを手から放した後、他の競技者がそのボールに触れる前
 - ・ ボールが味方競技者によって意図的にゴールキーパーにキックされる。
 - ・ 味方競技者によってスローインされたボールを直接受ける。

ゴールキーパーがボールをコントロールしていると判断されるのは次のときである：

- ・ ボールがゴールキーパーの両手で持たれているとき、または、ボールがゴールキーパーの手と他のもの（例えば、グラウンド、自分の体）との間にあるとき、ボールに手または腕のいずれかの部分で触れているとき。ただし、ボールがゴールキーパーからはね返った、または、ゴールキーパーがセーブした場合を除く。
- ・ ゴールキーパーが広げた手のひらでボールを持っているとき
- ・ ボールを地面にバウンドさせる、または、空中に投げ上げたとき

ゴールキーパーが手でボールを保持しているとき、相手競技者はゴールキーパーに挑むことができない。

危険な方法でのプレー

危険な方法でプレーするとは、ボールをプレーしようとするとき、（自分を含む）競技者を負傷させることになるすべての行為であり、近くにいる相手競技者が負傷を恐れてプレーできないようにすることも含む。

主審が相手競技者に対して危険でないとは判断した場合、シザーズキック、バイシクルキックは行うことができる。

身体的接触なしで相手競技者の進行を妨げる

相手競技者の進行を妨げるとは、ボールが両競技者のプレーできる範囲内にもないとき、相手競技者の進路に入り込み、その進行を妨げる、ブロックする、スピードを落とさせる、進行方向の変更を余儀なくさせることである。

すべての競技者は、競技のフィールドにおいてそれぞれ自分のポジションをとることができる。相手競技者の進路上にいることは、相手競技者の進路に入り込むことと同じではない。

競技者が、相手競技者とボールの間に自らを置くことは、ボールがプレーできる範囲にあり、相手競技者を手や体で押さえていない限り、反則ではない。ボールがプレーできる範囲にある場合、その競技者は正しい方法で相手競技者によりチャージされることがある。

3. 懲戒処置

主審は、試合前の競技のフィールド点検のために競技のフィールドに入ったときから試合（ペナルティーマークからのキックを含む）の終了後に競技のフィールドを離れるまで、懲戒処置をとる権限をもつ。

試合開始のため競技のフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審は、その競技者を試合に参加させない権限を持つ（第3条6項を参照）。主審は、その他の不正行為を報告する。

競技のフィールドの内外にかかわらず、相手競技者、味方競技者、審判員、その他の者に対して、警告または退場となる反則を犯した競技者は、その反則に従って懲戒される。

イエローカードは警告されたことを知らせるため、レッドカードは退場が命じられたことを知らせるために用いられる。

競技者、交代要員または交代して退いた競技者のみにレッドカードまたはイエローカードが示される。

カードの提示とプレーの再開

主審が警告または退場と判断した場合、懲戒処置を執行し終えるまでプレーを再開させてはならない。

アドバンテージ

警告や退場となるべき反則に対して、主審がアドバンテージを適用したとき、この警告や退場処置は、次にボールがアウトオブプレーになったときに行われなければならない。ただし、決定的な得点の機会の阻止と判断される反則がありながらもアドバンテージが適用された場合、その反則を犯した競技者は反スポーツ的行為で警告される。

明らかな得点の機会を除き、著しく不正なプレー、乱暴な行為または2つ目の警告となる反則を含む状況で、アドバンテージを適用すべきでない。主審は、次にボールがアウトオブプレーになったとき競技者に退場を命じなければならないが、その競技者がボール

をプレーする、あるいは、相手競技者に挑む、または、妨害する場合、主審はプレーを停止し、その競技者を退場させ、間接フリーキックでプレーを再開する。ただし、その競技者がより重い反則を犯した場合を除く。

守備側競技者がペナルティーエリアの外で攻撃側競技者を押さえ、そのままペナルティーエリア内でも押さえいていた場合、主審はペナルティーキックを与えなければならない。

警告となる反則

競技者は、次の場合警告される：

- プレーの再開を遅らせる。
- 言葉または行動により異議を示す。
- 主審の承認を得ず、競技のフィールドに入ったり、復帰したり、意図的に競技のフィールドから離れる。
- コーナーキック、フリーキック、またはスローインでプレーが再開されるときに規定の距離を守らない。
- 繰り返し反則する（「繰り返し」の定義に明確な回数や反則のパターンはない）。
- 反スポーツ的行為を犯す。
- レフェリーレビューエリア（RRA）に入る
- （主審がレビューのために用いる）TVシグナルを過度に示す

交代要員または交代して退いた競技者は、次の場合警告される：

- プレーの再開を遅らせる。
- 言葉または行動による異議を示す。
- 主審の承認を得ず、競技のフィールドに入る、または、復帰する。
- 反スポーツ的行為を犯す。
- レフェリーレビューエリア（RRA）に入る
- （主審がレビューのために用いる）TVシグナルを過度に示す

別々に2つの警告となる反則が起きたならば（2つが近接している場合であっても）、2つの警告となる反則が犯されたとすべきである。例えば、競技者が必要な承認を得ずにフィールドに入り、無謀なタックルをしたり、ファウルやハンドの反則などで相手の大きなチャンスとなる攻撃を阻止した場合である。

反スポーツ的行為に対する警告

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。例えば：

- 負傷を装って、またファウルをされたふりをして（シミュレーション）、主審を騙そうとする。
- プレー中、また主審の承認を得ずにゴールキーパーと入れ替わる。
- 直接フリーキックとなる反則を無謀に行う。
- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止するためにボールを手または腕で扱う。
- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止するためにファウルを犯す。ただし、ボールをプレーしようと試みて反則を犯し、主審がペナルティーキックを与えた場合を除く。
- ボールをプレーしようと試みて反則を犯し相手競技者の決定的な得点の機会を阻止し、主審がペナルティーキックを与えた場合
- （その試みが成功しようとしまいと）ボールを手または腕で扱って得点をしようと試みる、あるいは、得点を阻止しようと試みて失敗する。
- 競技のフィールドに認められないマークを描く。
- 競技のフィールドから離れる承認を得たのち、競技のフィールドから出る途中でボールをプレーする。
- サッカーに対してリスペクトに欠ける行為を行う。
- 競技者が競技規則の裏をかき、（フリーキックからも含め）意図的に味方のゴールキーパーに頭や胸、膝などでボールをパスする。ゴールキーパーがボールに手または腕で触れたか否かは関係しない。
- プレー中、または再開のときに言葉で相手競技者を惑わす。

得点の喜び

競技者は得点をしたときに喜ぶことはできるが、その表現は過度になってはならない。あらかじめ演出されたパフォーマンスは勧められず、時間をかけ過ぎてはならない。

得点の喜びのために競技のフィールドを離れることは、警告の反則ではない。しかし、競技者は、できるだけ早く競技のフィールドに戻らなければならない。

次の場合、競技者は警告されなければならない：

- 安全や警備に問題が生じるような方法で、ピッチ外周フェンスによじ登ったり観客に近づく。
- 挑発したり、嘲笑したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動をする。
- マスクや同様のものを顔や頭に被る。
- シャツを脱ぐ、シャツを頭に被る。

プレーの再開を遅らせる

主審は、次のようにプレーの再開を遅らせる競技者を警告しなければならない：

- スローインを行おうとしたが、急に味方競技者の1人にスローインを任せる。
- 交代が行われるとき、競技のフィールドから離れることを遅らせる。
- 過度に再開を遅らせる。
- 主審がプレーを停止したのち、ボールを遠くへけったりボールを手で持ち去ったり、意図的にボールに触れて対立を引き起こす。
- やり直しをさせるため、間違った場所からフリーキックを行う。

退場となる反則

競技者、交代要員または交代して退いた競技者は、次の反則のいずれかを犯した場合、退場を命じられる：

- 意図的にボールを手または腕で扱い、相手チームの得点または決定的な得点の機会を阻止する（自分たちのペナルティーエリア内にいるゴールキーパーを除く）。
- 競技者がフリーキックで罰せられる反則を犯し、全体的にその反則を犯した競技者のゴールに向かって動いている相手競技者の得点、または、決定的な得点の機会を阻止する（以下の「得点、または、決定的な得点の機会の阻止」に規定される警告の場合を除く）。
- 著しく不正なプレーを犯す。
- 人をかむ、または人につばを吐く
- 乱暴な行為を犯す。
- 攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする。
- 同じ試合の中で二つ目の警告を受ける。
- ビデオオペレーションルーム（VOR）に入る

退場を命じられた競技者、交代要員、または、交代して退いた競技者は、競技のフィールド周辺およびテクニカルエリア周辺から離れなければならない。

得点、または、決定的な得点の機会の阻止

競技者が、意図的にボールを手や腕で扱う反則により、相手チームの得点、または、決定的な得点の機会を阻止した場合、反則が起きた場所にかかわらず、その競技者は退場を命じられる。

競技者が相手競技者に対して反則を犯し、相手競技者の決定的な得点の機会を阻止し、主審がペナルティーキックを与えた場合、その反則がボールをプレーしようと試みて犯された反則だった場合、反則を犯した競技者は警告される。それ以外のあらゆる状況（押さえる、引っぱる、押す、または、ボールをプレーする可能性がないなど）においては、反則を犯した競技者は退場させられなければならない。

競技者、退場となった競技者、交代要員または交代して退いた競技者が主審から必要な承認を得ることなく競技のフィールドに入り、プレーまたは相手競技者を妨害し、相手チームの得点あるいは決定的な得点の機会を阻止した場合、退場の対象となる反則を犯したことになる。

次の状況を考慮に入れなければならない：

- 反則とゴールとの距離
- プレーの方向
- ボールをキープできる、または、コントロールできる可能性
- 守備側競技者の位置と数

著しく不正なプレー

相手競技者の安全を脅かすタックルまたは挑むこと、また過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、著しく不正なプレーを犯したことで罰せられなければならない。

いかなる競技者もボールに挑むときに、過剰な力や相手競技者の安全を脅かす方法で、相手競技者に対し片足もしくは両足を使って前、横、あるいは後ろから突進した場合、著しく不正なプレーを犯したことになる。

乱暴な行為

乱暴な行為とは、身体的接触のあるなしにかかわらず、競技者がボールに挑んでいないときに相手競技者に対して、あるいは、味方競技者、チーム役員、審判員、観客またはその他の者に対して過剰な力を用いたり粗暴な行為を行う、または、行おうとすることである。

加えて、競技者がボールに挑んでいないとき、意図的に相手競技者やその他の者に対して頭や顔を手や腕で打つ場合、その力が微小なものでない限り、乱暴な行為を犯したことになる。

物（またはボール）を投げる反則

すべての場合において、主審は適切な懲戒処置をとる：

- 無謀な場合 - 反スポーツ的行為として警告する。
- 過剰な力を用いた場合 - 乱暴な行為として退場を命じる。

4. ファウルや不正行為の後のプレーの再開

- ボールがアウトオブプレーの場合、その前の判定に基づき再開される。
- ボールがインプレー中、競技者が競技のフィールド内で反則を犯した場合：
 - 相手競技者に対する反則の場合 - 間接フリーキック、直接フリーキック、またはペナルティーキック
 - 味方競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者、チーム役員または審判員に対する反則の場合 - 直接フリーキックまたはペナルティーキック
 - その他の者に対する反則の場合 - ドロップボール
- ボールがインプレー中：
 - 競技者が審判員、相手競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者またはチーム役員に対して競技のフィールド外で反則を犯した場合
 - 交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者、またはチーム役員が、相手競技者または審判員に対して競技のフィールド外で反則を犯した、あるいは、妨害した場合

プレーは反則または妨害が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックで再開される。このフリーキックが直接フリーキックで、反則を犯した競技者のペナルティエリア内（の境界線上）で行われるものであれば、ペナルティーキックが与えられる。

競技のフィールド内または外に立っている競技者が、相手競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者、チーム役員、審判員あるいは、ボールに対して物（ボールを含む）を投げた場合、その人またはボールに物が当たった、または、当たったであろう位置から行われる直接フリーキックでプレーは再開される。この位置が競技のフィールド外の場合、フリーキックは境界線上の最も近い地点で行われる。このフリーキックが反則を犯した競技者のペナルティーエリア内（の境界線上）で行われるものであれば、ペナルティーキックが与えられる。

反則が競技のフィールド外で、自分のチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員に対して犯されたならば、反則または妨害が起きたところから最も近い境界線上から行う間接フリーキックでプレーは再開される。

競技者が手に持ったもの（サッカーシューズやすね当てなど）でボールに触れた場合、直接フリーキック（またはペナルティーキック）でプレーは再開される。

交代要員、交代して退いたまたは退場となった競技者、一時的に競技のフィールド外にいた競技者またはチーム役員が、競技のフィールド内に物を投げつけ、あるいは、けり込んで、それがプレー、相手競技者または審判員を妨害した場合、物がプレーを妨害した、あるいは、相手競技者、審判員またはボールに当たった、または、それらに当たったであろう場所から行われる直接フリーキック（またはペナルティーキック）でプレーは再開される。



Law

13

第13条

フリーキック

1. フリーキックの種類

直接および間接フリーキックは、競技者、交代要員、交代や退場で退いた競技者、または、チーム役員が反則を犯したときに相手チームに与えられる。

間接フリーキックのシグナル

主審は、片腕を頭上に上げて間接フリーキックであることを示す。キックが行われ、他の競技者がボールに触れるかアウトオブプレーになるまで、このシグナルを続ける。

片手を上げてフリーキックが間接であることを示すことを主審が怠ったが、ボールがけられて直接ゴールに入った場合、間接フリーキックは再び行われなければならない。

ボールがゴールに入る

- 直接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、得点となる。
- 間接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、ゴールキックが与えられる。
- 直接または間接フリーキックが行われ、自分のゴールに直接入った場合、コーナーキックが与えられる。

2. 進め方

すべてのフリーキックは、反則の起きた場所から行う。ただし、次の場合を除く：

- 相手チームのゴールエリア内で反則があり、攻撃側チームの間接フリーキックが与えられた場合、反則の起きた地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行われなければならない。
- 守備側チームが自分のゴールエリア内でフリーキックを与えられた場合、そのエリア内の任意の地点から行うことができる。

- 競技者が主審の承認なく競技のフィールドに入る、復帰する、または離れたことによる反則に対して与えられるフリーキックは、プレーが停止したときにボールがあった位置から行われる。しかしながら、競技者がプレーの一環として競技のフィールドを離れ、他の競技者に対して反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起こったとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。
- 上記は、他の条にも適用される（第3条、第11条、第12条参照）。

ボールは：

- 静止していなければならない、キッカーは他の競技者がボールに触れるまで、再び触れてはならない。
- けられて明らかに動いたときにインプレーとなるが、守備側チームが自分のペナルティーエリア内でフリーキックを得たときは、ボールがけられて直接ペナルティーエリア外に出たときインプレーとなる。

ボールがインプレーになるまで、すべての相手競技者は：

- 自分のゴールポスト間のゴールライン上に立つ場合を除いて、9.15m（10ヤード）以上ボールから離れなければならない。
- 相手のペナルティーエリア内で与えられたフリーキックのときは、ペナルティーエリアの外にいないなければならない。

フリーキックは、片足で、または両足で同時に持ち上げる方法でも行うことができる。

相手競技者を混乱させるためにフェイントを用いてフリーキックを行うことはサッカーの一部であり、認められる。

競技者がフリーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることもなく、意図的にボールを相手に当てて、はね返ったボールを再び自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせる。

3. 反則と罰則

フリーキックを行うとき、相手競技者が規定の距離よりボールの近くにいる場合、アドバンテージが適用できる場合を除いてキックは再び行われる。ただし、競技者がフリーキックをすばやく行って、ボールから9.15m（10ヤード）離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせる。しかしながら、相手競技者が意図的にフリーキックを妨害した場合、その競技者はプレーの再開を遅らせたことで警告されなければならない。

守備側チームがそのチームのペナルティーエリア内でフリーキックを行うとき、ペナルティーエリアから出る時間がなく相手競技者がそのペナルティーエリアに残っていた場合、主審はプレーを続けさせなければならない。フリーキックを行うときにペナルティーエリア内にいる、または、ボールがインプレーになる前にペナルティーエリアに入った相手競技者が、ボールが他の競技者に触れられる前にボールに触れる、または、挑む場合、フリーキックをやり直す。

ペナルティーエリア内で守備側チームがフリーキックを行ったとき、ボールが直接ペナルティーエリアから出なかった場合、キックは再び行われる。

ボールがインプレーになって、他の競技者に触れる前に、キッカーが再びボールに触れた場合、間接フリーキックが与えられる。ただし、キッカーが意図的に手または腕でボールに触れた場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 反則がキッカーのペナルティーエリア内で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。キッカーがゴールキーパーの場合、間接フリーキックが与えられる。

Law

14

第14条

ペナルティーキック

競技者がペナルティーエリアの中で、または、第12条および第13条に規定されるプレーの一環として競技のフィールド外に出て、直接フリーキックとなる反則を犯したときは、ペナルティーキックが与えられる。

ペナルティーキックから直接得点することができる。

1. 進め方

ボールは、ペナルティーマーク上で静止していなければならない。

ペナルティーキックを行う競技者は、明らかに特定されなければならない。

ゴールキーパーは、ボールがけられるまで、キッカーに面して、両ゴールポストの間のゴールライン上にいなければならない。

キッカーとゴールキーパー以外の競技者は、次のように位置しなければならない：

- ペナルティーマークから少なくとも9.15m（10ヤード）以上離れる。
- ペナルティーマークの後方
- 競技のフィールドの中
- ペナルティーエリアの外

競技者が競技規則どおりの位置についたことを確認したのち、主審は、ペナルティーキックを行うための合図をする。

ペナルティーキックを行う競技者は、ボールを前方にけらなければならない。ボールが前方に動くのであれば、バックヒールも認められる。

ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。

他の競技者がボールに触れるまで、キッカーは再びボールをプレーしてはならない。

ペナルティーキックは、ボールの動きが止まったとき、アウトオブプレーになったとき、または、反則があって主審がプレーを停止したときに完了する。

試合および延長戦の前半、後半の終了時にペナルティーキックを行うために、時間は追加される。時間が追加される場合、ペナルティーキックを行った後、ボールが動きを止めたとき、アウトオブプレーとなったとき、守備側ゴールキーパー以外の（キッカーを含む）競技者がボールをプレーしたとき、あるいは、キッカーまたはキッカーのチームが反則を犯して主審がプレーを停止したときに、ペナルティーキックは完了する。守備側チームの競技者（ゴールキーパーを含む）が反則を犯し、ペナルティーキックが失敗したあるいはセーブされた場合、ペナルティーキックをやり直す。

2. 反則と罰則

主審がペナルティーキックを行う合図をしたならば、キックは行われなければならない。ボールがインプレーになる前に、次のいずれかが起きた場合：

キックを行う競技者またはその味方競技者が反則し：

- ボールがゴールに入った場合、キックは再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、間接フリーキックで再開する。

ただし、ボールがゴールに入ったかどうかにかかわらず、次の場合、プレーは停止され、間接フリーキックで再開される：

- ペナルティーキックが後方にけられる。
- 特定されたキッカーの味方競技者がキックを行う。主審は、キックを行った競技者を警告する。
- 競技者が一度助走を完了した後、ボールをけるためにフェイントをする（助走中のフェイントは認められる）。主審は、そのキッカーを警告する。

ゴールキーパーまたはその味方競技者が反則し：

- ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。ゴールキーパーが反則を犯した場合は警告される。

競技者がより重大な反則（例えば不正なフェイント）を犯した場合を除き、両チームの競技者が反則を犯した場合、キックが再び行われる。ただし、ゴールキーパーとキッカーが同時に反則を犯した場合：

- ボールがゴールに入らなかった場合、キックをやり直し、両方の競技者は警告される。
- ボールがゴールに入った場合、得点は認められず、キッカーは警告され、守備側チームの間接フリーキックでプレーを再開する。

ペナルティーキックが行われたのちに：

他の競技者がボールに触れる前に、キッカーがボールに再び触れる：

- 間接フリーキック（意図的にボールを手または腕で扱った場合、直接フリーキック）が与えられる。

ボールが前方に進行中、外的要因がボールに触れる：

- キックが再び行われる。ただし、ボールがゴールに入りそうで、その妨害がゴールキーパーまたは守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、（ボールとの接触があっても）ボールがゴールに入った場合、相手競技者のゴールに入ったのであれば、得点を認める。

ボールがゴールキーパー、クロスバー、ゴールポストから競技のフィールド内にはね返ったのち、外的要因がボールに触れる：

- 主審は、プレーを停止する。
- プレーは、外的要因がボールに触れた場所で、ドロップボールにより再開される。

3. 要約表

ペナルティーキックの結果		
	ゴール	ノーゴール
攻撃側競技者 による侵入	ペナルティーキックを再び行う	間接フリーキック
守備側競技者 による侵入	ゴール	ペナルティーキックを再び行う
ゴールキーパー による反則	ゴール	ペナルティーキックを再び行う + ゴールキーパーに警告
ボールが後方に けられた	間接フリーキック	間接フリーキック
不正なフェイント	間接フリーキック + キッカーに警告	間接フリーキック + キッカーに警告
特定されていない キッカー	間接フリーキック + 特定されていないキッカーに 警告	間接フリーキック + 特定されていないキッカーに 警告
ゴールキーパー およびキッカーが 同時に反則	間接フリーキック + キッカーに警告	ペナルティーキックを再び行う + キッカーとゴールキーパーに 警告



Law

15

第15条

スローイン

スローインは、グラウンド上または空中でボールの全体がタッチラインを越えたとき、最後にボールに触れた競技者の相手競技者に与えられる。

スローインから直接得点することはできない：

- ボールが相手チームのゴールに入った場合 - ゴールキックが与えられる。
- ボールがスローワーのゴールに入った場合 - コーナーキックが与えられる。

1. 進め方

ボールを入れるとき、スローワーは：

- 競技のフィールドに面して立って、
- 両足ともその一部をタッチライン上またはタッチラインの外のグラウンドにつけ、
- ボールが競技のフィールドを出た地点から、頭の後方から頭上を通して両手を用いてボールを投げなければならない。

すべての相手競技者は、スローインが行われる地点から2m（2ヤード）以上離れなければならない。

ボールは、競技のフィールドに入ったときにインプレーとなる。ボールが競技のフィールドに入る前にグラウンドに触れた場合、同じ地点から同じチームによるスローインが再び行われる。スローインが正しく行われなかった場合、相手チームがスローインを行う。

競技者がスローインを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることなく、意図的にボールを相手競技者に向けて投げて、はね返ったボールを自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。

スローワーは他の競技者が触れるまで再びボールに触れてはならない。

2. 反則と罰則

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にスローワーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。スローワーが意図的に手または腕でボールに触れた場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 反則がスローワーのペナルティーエリアの中で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。スローワーがゴールキーパーだった場合、間接フリーキックが与えられる。

スローワーを不正に惑わせたり妨げたりする相手競技者は（スローインが行われる地点から2m（2ヤード）以内に近寄ることを含む）、反スポーツ的行為で警告される。スローインが既に行われた場合、間接フリーキックが与えられる。

その他の反則に対して、相手チームの競技者がスローインを行う。



Law

16

第16条

ゴールキック

ゴールキックは、グラウンド上または空中にかかわらず、最後に攻撃側競技者が触れたボールの全体がゴールラインを越え、得点とならなかったときに与えられる。

相手チームのゴールに対する限り、ゴールキックから直接得点することができる。ボールがペナルティーエリアから出て、キッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックを与える。

1. 進め方

- ボールは静止していなければならず、ゴールエリア内の任意の地点から守備側チームの競技者によってけられる。
- ボールは、ペナルティーエリア外に出たときにインプレーとなる。
- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、ペナルティーエリアの外にいる。

2. 反則と罰則

ボールがペナルティーエリア外に出なかった場合、またはペナルティーエリア外に出る前に競技者に触れた場合、キックが再び行われる。

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。キッカーが意図的に手または腕でボールに触れた場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 反則がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。キッカーがゴールキーパーの場合、間接フリーキックが与えられる。

ゴールキックが行われるとき、ペナルティーエリア内にいる、または、ボールがインプレーになる前にペナルティーエリアに入った相手競技者が、ボールが他の競技者に触れる前にボールに触れる、または、挑む場合、ゴールキックは再び行われる。

ボールがインプレーになる前に競技者がペナルティーエリアに入って、ファウルした場合、または相手競技者によりファウルされた場合、ゴールキックが再び行われ、反則を犯した競技者は、その反則により警告または退場が命じられることがある。

その他の反則に対して、キックは再び行われる。



Law

17

第17条

コーナーキック

コーナーキックは、グラウンド上または空中にかかわらず、最後に守備側競技者が触れたボールの全体がゴールラインを越え、得点とならなかったときに与えられる。

相手チームのゴールに限り、コーナーキックから直接得点することができる。ボールがキッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックが与えられる。

1. 進め方

- ボールは、ゴールラインを越えた地点にもっとも近い方のコーナーエリアの中に置かなければならない。
- ボールは静止していなければならず、攻撃側チームの競技者によってけられる。
- ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。コーナーエリアを出る必要はない。
- コーナーフラッグポストを動かしてはならない。
- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、コーナーアークから9.15m (10ヤード) 以上離れなければならない。

2. 反則と罰則

ボールがインプレーになって、他の競技者が触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合、間接フリーキックが与えられる。ただし、キッカーが意図的に手または腕によってボールを触った場合：

- 直接フリーキックが与えられる。
- 反則がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合、ペナルティーキックが与えられる。キッカーがゴールキーパーの場合、間接フリーキックが与えられる。

競技者がコーナーキックを正しく行い、不用意でも、無謀でも、また過剰な力を用いることもなく、意図的にボールを相手に当てて、はね返ったボールを再び自分のものとした場合、主審はプレーを続けさせる。

その他の反則に対して、キックが再び行われる。



VAR protocol **VARの手順**

VARの手順 — 原則と実践および進め方

可能な限り、VARの手順は競技規則の原則と理念に従うものとする。

ビデオアシスタントレフェリー（VAR）は、試合や大会の主催者がVARの手順（VARハンドブックに記載された）と実施要件を満たし、IFABおよびFIFAからの文書による承認を得た場合にのみ認められる。

原則

サッカーの試合においてVARを用いる場合、様々な原則に基づかなければならない。これらは、VARを用いるすべての試合において適用されなければならない。

1. ビデオアシスタントレフェリー（VAR）は試合映像に自主的にアクセスできる審判員であり、以下に関する「**はっきりとした、明白な間違い**」または「**見逃された重大な事象**」の場合にのみ主審を援助する：
 - a. 得点が得点でないか
 - b. ペナルティーキックかペナルティーキックでないか
 - c. 退場（2つ目の警告（イエローカード）によるものではない）
 - d. 人間違い（主審が、反則を行ったチームの別の競技者に対して警告したり退場を命じた）
2. 判定を下すのは、常に主審でなければならない。つまり、主審が「判定を下さない」で、VARに判定を下させることは認められない。反則かどうか疑わしいが、プレーを続けさせた場合であっても、その反則についてはレビューすることができる。
3. 主審が下した判定は、ビデオによるレビューでその判定が「はっきりとした、明白な間違い」であると判明した場合を除いて、変更しない。

4. 主審のみが「レビュー」を開始できる。VAR（や他の審判員）ができるのは、主審に「レビュー」することを勧めるだけである。
5. 「オンフィールドレビュー」（OFR）を行った後、またはVARから受け取った情報に基づいて、常に主審が最終的な判定を下す。
6. 速さよりも正確性のほうが重要であるため、レビューを行うための時間に制限はない。
7. 競技者とテクニカルスタッフが主審の周囲にいたり、判定をレビューするかどうか、レビューのプロセス、または最終的な判定に影響を与えようとしてはならない。
8. 透明性を担保するため、レビューを行っている間、主審は外から見られるような状態でいなければならない。
9. 事象が起こったにも関わらず、プレーが続けられた後、その事象がレビューされ元の判定が変更された場合であっても、その事象後にとられたあるいは必要な懲戒罰は取り消されない（ただし、大きなチャンスとなる攻撃または決定的な得点の機会を阻止したことでの警告や退場を除く）。
10. プレーが停止され、その後再開された場合、主審は、人間違い、あるいは、乱暴な行為、つば吐き、かみつきの、または、非常に攻撃的な、侮辱的なまたは下品な発言や身振りといった退場を命じる可能性のある反則の場合を除き、「レビュー」を行うことができない。
11. レビューの対象となる事象の前や後に空費された試合時間は、競技規則およびVARの手順で規定される。
12. VARは全ての状況や判定を機械的に「チェック」するため、監督や競技者が「レビュー」を要求する必要はない。

レビューの対象となる、試合結果を左右するような判定や事象

試合結果を左右するような判定や事象のうち、以下の4つに関係する場合に限り、主審はVARから援助を得ることができる。あらゆる状況において、VARを用いることができるのは主審が（最初の）判定（プレーを続けさせる判断を含む）した後、または著しく不正な出来事が見逃された、あるいは審判員から見えなかった場合に限る。

主審の最初の判定は、「はっきりとした、明白な間違い」があった場合を除いて変更されない（オフサイドなど、他の審判員からの情報に基づいて主審が下した判定を含む）。

「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」の可能性がある場合、レビューの対象となる判定や事象は以下のとおりである。

a. 得点が得点でないか

次のように、得点で攻撃の局面が終了したが、得点したチームが反則を犯した場合。

得点で攻撃の局面が終了したが、その前に得点したチームが犯した反則など。具体的に、

- 攻撃を組み立てている間や得点時の攻撃側チームによる反則（ハンド、ファウルなど）
- オフサイド：競技者のポジションと反則
- 得点前にボールがアウトオブプレーになったか
- 得点が得点でないかの決定

b. ペナルティーキックかペナルティーキックでないか

- 誤ってペナルティーキックを与えた
- ペナルティーキックの対象となる反則があったにもかかわらず罰しない
- 反則が起こった位置（ペナルティーエリアの中か外か）
- 攻撃の組み立てからペナルティーキックが与えられるまでに攻撃側チームが犯した反則
- その事象が起こる前にボールがアウトオブプレーになったか
- ペナルティーキック時のゴールキーパーまたはキッカーによる反則
- 攻撃側または守備側の競技者がペナルティーエリアに侵入し、ゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーからボールが跳ね返った後、プレーに直接関与したかどうか

c. レッドカード（2つ目の警告（イエローカード）でない）

- 決定的な得点の機会の阻止（特に反則のあった位置と他の競技者の位置）
- 著しく不正なプレー（あるいは無謀なチャレンジでないか）
- 乱暴な行為、人をかむ、または人につばを吐く
- 攻撃的な、侮辱的な、または下品な身振りをする

d. 人間違い（レッドカードまたはイエローカード）

主審が反則の判定を下し、反則を犯した（罰せられた）チームの別の競技者に対してイエローカードまたはレッドカードを示した場合、反則を犯したのは誰なのかをレビューすることができる。ただし、得点、ペナルティーキック、または退場に関わる事象の場合を除き、その反則そのものをレビューすることはできない。

実践に向けて

試合でVARを用いるためには、次の実践的準備を行う。

- VARは、ビデオオペレーションルーム（VOR）でアシスタントVAR（AVAR）およびリプレーオペレーター（RO）の援助を受けながら試合を監視する。
- カメラアングルの数（およびその他の考慮すべき点）に応じて、2人以上のAVARまたはROを置くことができる。
- 試合中、承認を受けた者のみがビデオオペレーションルーム（VOR）へ入室、また、VAR、AVAR、ROと会話することが認められる。
- VARはテレビ放送映像に自主的にアクセスでき、リプレーをコントロールできる。
- VARはフィールドにいる審判員が用いている通信システムに入り、審判員の会話をすべて聞くことができる。（主審がVOR内の会話に気がとられないようにするため）VARはボタンを押したときのみ主審と会話できる。
- VARが「チェック」や「レビュー」で手がふさがっていて、特に試合を停止しなければならない場合、またはプレーを再開させないようにしなければならない場合、AVARは主審と会話できる。
- 主審がリプレー映像を確認すると判断した場合、VARは最適なアングルとリプレースピードを選ぶが、主審は他のアングルやスピードの映像を要求することもできる。

進め方

最初の決定

- VARがいない場合と同様、常に主審およびその他の審判員は、先ず判定（懲戒処置を含む）を下さなければならない（ただし事象を「見逃した」場合を除く）。
- 主審およびその他の審判員が「判定を下さない」ことは認められない。判定を下さないことで、「説得力がない、優柔不断な」レフェリングや「レビュー」が多くなること、技術的不具合があった場合の重大な問題につながることになる。
- 最終的に判定を下せるのは主審だけである。VARができるのは、他の審判員と同様、主審を援助することに限られる。

- 明らかに攻撃のチャンスがあり、競技者が得点しようとしている、また、競技者が明らかに相手競技者のペナルティーエリアの中へ走り込む、あるいはエリアに向かって走っている場合に限り、反則と思われる事象に対して旗または笛を遅らせることができる。
- その反則と思われる事象に対して副審が旗で合図するのを遅らせた後、得点、ペナルティーキック、コーナーキック、攻撃側のフリーキックまたはスローインになったときは、この判定が「チェック」や「レビュー」の根拠となるため、副審は旗を上げなければならない。

チェック

- VARはさまざまなカメラアングルやリブレースピードを用いて、得点、ペナルティーキック、レッドカードの判定、レッドカードに繋がる事象、人間違いが起きていないか、すべての可能性をテレビカメラ映像で機械的に「チェック」する。
- VARは映像を通常のスピードまたはスロー再生で「チェック」できるが、通常、スローモーションのリブレイ映像は、反則のあった位置、競技者のいた位置、身体的接触が伴う反則のコンタクトポイント、ボールを手または腕で扱う反則、ボールアウトオブプレーなどの事実（得点が得点でないかを含む）についてのみ用いるべきである。通常のスピードは、反則の「強さ」、またはボールを手または腕で扱う反則が「意図的」であったかどうかの判定に用いるべきである。
- 「チェック」をしても「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」が確認されない場合、通常、VARが主審に何も伝える必要はなく、これを「サイレントチェック」という。しかし、「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」がないことをVARが確認することで、結果的に主審や副審が競技者や試合をコントロールするのに役立つ場合もある。
- 「チェック」のためにプレーの再開を遅らせる必要がある場合、主審はイヤホンまたはヘッドセットにはっきりと指を当てながら、もう一方の手または腕を伸ばすシグナルをする。このシグナルにより主審が（VARまたはその他の審判員から）情報を受け取っていることを知らせることになるため、「チェック」が完了するまでシグナルを続けなければならない。
- 「チェック」によって「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」の可能性が示された場合、VARはこの情報を主審に伝え（どのような判定を下すべきかは伝えない）、主審は「レビュー」を開始するかどうかを決定する。

レビュー

- 以下の場合、主審は「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」の可能性がある場合、「レビュー」を開始できる：
 - ・ VAR（またはその他の審判員）が「レビュー」を勧める
 - ・ 重大な出来事が「見過ごされてしまった」と主審が不安に思う
 - プレーがすでに停止している場合、主審はプレーの再開を遅らせる。
 - プレーがまだ停止していなければ、その後ボールが（通常、どちらのチームも攻撃の動きをしていない）中立な地域に移動するまたは中立な状況になったら、主審がプレーを停止する。
 - どちらの状況においても、主審はTVシグナルを明確に示す（テレビモニターの形を見せる）ことで、「レビュー」することを示さなければならない。
 - VARはリプレー映像に何が映っているかを主審に説明するが、どういう判定を下すべきかは伝えない。主審は：
 - ・ 主審自身の見方およびVARからの情報、また、必要に応じてその他の審判員の意見に基づき、最終の判定を下す（「VAR オンリーレビュー」という）。
- または
- レフェリーレビューエリアへ行き、リプレー映像を観て最終の判定を下す（「オンフィールドレビュー（OFR）」という）。他の審判員は、特別な状況下で、主審からの要請がない限り、映像のレビューを行わない。
- どちらのレビュープロセスにおいても、最後に主審は再び「TVシグナル」を示し、その直後に最終の判定を下さなければならない。
 - 反則のあった位置または競技者のいた位置（オフサイド）、コンタクトポイント（ボールを手または腕で扱う反則またはファウル）、場所（ペナルティーエリアの内側または外側）、ボールアウトオブプレーなど、事実に基づく決定をする場合、通常、「VAR オンリーレビュー」で行うことが適切である。しかし、競技者や試合のコントロールや、その決定が「周囲を納得させる」のに役立つのであれば、事実に基づく決定をする際にも「オンフィールドレビュー（OFR）」を行うことができる（試合終盤における、試合を決定づける重要な判定など）。
 - 反則の強さ、オフサイドによる妨害、ボールを手または腕で扱う反則に関して考慮すべきこと（位置、意図的かどうかなど）といった主観的な判断に基づく判定を下す場合は、概ね「オンフィールドレビュー（OFR）」が適切である。

- 主審は、さまざまなカメラアングルやリブレースピードを要求できるが、通常、スローモーションのリブレイ映像は、反則のあった位置、競技者のいた位置、身体的接触が伴う反則のコンタクトポイント、ボールを手または腕で扱う反則、ボールアウトオブプレーなどの事実（得点が得点でないかを含む）についてのみ用いるべきである。通常のスピードは、反則の「強さ」、またはボールを手または腕で扱う反則が「意図的」であったかどうかの判定に用いるべきである。
- 得点、ペナルティーキックかペナルティーキックでないか、決定的な得点の機会の阻止（DOGSO）によるレッドカードに関係する判定や事象については、場合によりその判定や事象に直接つながった一連の攻撃をレビューする必要がある。これには、攻撃側チームがプレーの流れの中でどのようにボールを保持したかも含まれる。
- 競技規則は一度プレーを再開したならば再開方法（コーナーキック、スローインなど）の変更を認めていないことから、プレー再開後のレビューはできない。
- プレーが停止され、その後再開された場合であっても、主審が「レビュー」を行い、適切な懲戒罰則を与えることができるのは、人間違い、あるいは、乱暴な行為、つば吐き、かみつきの、または、非常に攻撃的な、侮辱的なまたは下品な身振りといった退場を命じる可能性のある反則に限られる。
- レビューのプロセスはできる限り効率的に行われるべきではあるが、早さよりも正確性が重要視される。このため、また、レビューの対象となる判定や事象が複数生じる複雑な状況となる場合もあるため、レビュープロセスに時間的制限は設けない。

最終の判定

- レビュープロセスが完了したら、主審は「TVシグナル」を示し、最終の判定を伝えなければならない。
- 主審は（必要に応じて）懲戒処置をとり、変更し、または撤回し、競技規則に基づきプレーを再開する。

交代要員とチーム役員

- VARは全ての状況や事象を機械的に「チェック」するため、監督や競技者が「チェック」や「レビュー」を要求することはできない。
- 競技者、交代要員およびチーム役員は、最終の判定が伝えられる時を含め、レビューのプロセスに影響を与えようとしたり、妨害しようとしたりしてはならない。

- レビュープロセスの間、競技者は競技のフィールド内に、交代要員およびチーム役員は競技のフィールド外にいないなければならない。
- 競技者、交代要員、交代して退いた競技者のいずれかがTVシグナルを過度に示したり、レフェリーレビューエリアに入ったならば警告される。
- チーム役員がTVシグナルを過度に示した、またはレフェリーレビューエリアに入った場合は、誰にでもわかるように公式な注意が行われる（イエローカード、レッドカードがチーム役員に用いられる試合では、警告される）。
- 競技者、交代要員、交代して退いた競技者のいずれかがビデオオペレーションルームに入った場合は退場を命じられる。チーム役員がビデオオペレーションルームに入った場合はテクニカルエリアから退席を命じられる。

試合の有効性

原則として、次の理由で試合が無効になることはない。

- VARテクノロジーの不具合（ゴールラインテクノロジーGLTの場合と同様である）
- 間違った判定にVARが関与した場合（VARは審判員であるため）
- 事象をレビューしないという決定
- レビューすることができない状況または判定のレビュー



Law changes

2018/19

競技規則の改正 2018/19

競技規則改正の概要

主な改正および明確化された点の概要を示す。

修正

- ユース年代のサッカーにおいては、交代人数に制限を設けない
- 既に承認されている項目以外の修正を行う場合、IFABの承認が必要である
- 一時的退場 - B: 2回の一時的退場と1回の一時的退場以外の警告（イエローカード）を示された競技者は、交代することや入れ替わることができない

第1条

- 競技のフィールドのラインの測り方を明確にした。
- 交代して退いた競技者がテクニカルエリアに留まることについて言及した。
- レフェリーレビューエリア（RRA）のグラウンド上に商業的広告を設置することは、認められない。
- ビデオオペレーションルーム（VOR）とレフェリーレビューエリア（RRA）について言及した。

第3条

- 延長戦時にもう1人の交代要員を用いることを競技会規定に定めることができる（それまでに、すべての交代要員を使っていなくても）。
- 国際「A」マッチの親善試合では、最大12人の交代要員の氏名を届けすることができる。

第4条

- 小型で、手で携帯できる程度の電子通信機器は、コーチング、戦術的目的あるいは競技者の保護や安全確保のためであれば用いることが認められる。
- EPTSに関するFIFA品質プログラムを導入した。また、試合中にテクニカルエリアでEPTSのデータを受信できる。
- 競技者の用具上に何が表示でき、何ができないのかの具体的なガイドラインを示した。
- 用具の理由でフィールドを離れた競技者が承認なくプレーに復帰し、妨害した場合は、直接フリーキック（あるいはペナルティーキック）で罰せられる。

第5条

- ビデオアシスタントレフェリー（VAR）およびアシスタントVAR（AVAR）について、ならびに、VARシステムにおいて主審がビデオのリプレーを見てどこまで判定を下せるのかについて言及した。
- いくつかの退場となる反則は、プレー再開後でもレビューすることができる。
- 審判員がカメラを着用することは、認められない。
- VARを使用するための「チェック」と「レビュー」のシグナルを加えた。

第6条

- 「フィールドにいる」審判員と「ビデオ」審判員との違いを定義した。
- ビデオアシスタントレフェリーとアシスタントVARの任務を示した。

第7条

- 飲水タイムは、1分間を超えてはならない。
- 飲水タイム、また、VARのチェックやレビューのために「空費」された時間を追加する。

第10条

- ペナルティーマークからのキッカー ゴールキーパーが既にキックを行っていた場合、入れ替わって参加したゴールキーパーは、次の一巡までキックを行うことができない。

第11条

- オフサイドポジションを判断する瞬間は、ボールをプレーしたか触れたかの最初のコンタクトポイントを用いる。

第12条

- 人をかむことを直接フリーキックおよび退場の項目に加えた。
- ボールにものを投げたり、手に持ったものでボールをたたくことを、(ハンドの反則ではなく) 直接フリーキックになる反則の別項目として整理した。
- 最初に意図的にボールをキャッチや保持しようとした場合でも、ゴールキーパーからボールが跳ね返ったのであれば、ゴールキーパーは再びボールを手で扱うことができる。
- 決定的な得点の機会の阻止に対して主審がアドバンテージを適用した場合、得点のあるなしにかかわらず、反則した競技者は警告される。
- レフェリーレビューエリア (RRA) に入ったり、(主審がレビューのために用いる) TVシグナルを過度に示したならば警告 (イエローカード) される。
- 別々に2つの警告 (イエローカード) となる反則が犯されたならば (2つが近接している場合であっても)、2つの警告 (イエローカード) が示されなければならない。仮に2つ目が退場の反則であっても、同様の原則が適用される。
- ビデオオペレーションルーム (VOR) に入ることは、退場 (レッドカード) の反則である。
- (ボールがインプレー中) 競技者がフィールドの外で、自分のチームの誰か (チーム役員を含む) に対して反則を犯した場合、境界線上からの間接フリーキックとなる。

第13条

- フリーキックは、交代要員、交代や退場で退いた競技者、または、チーム役員による反則にも与えられることを明確にした。

第15条

- スローインを行うとき、競技者は立っていなければならない (膝立ちや座って行うことなどは認められない)。

加えて、次の文章はもはや必要がなくなったので、削除された。

第2条

- 以前のボール品質マークについて言及した
これまでの「FIFA承認 (FIFA Approved)」, 「FIFA検定 (FIFA Inspected)」 「国際試合ボール (International Matchball Standard)」という品質を示すロゴがついているボールは、上記の試合において2017年7月31日まで使用できる。

すべての改正点の詳細 (条の順番による)

次のとおり、2017/18版競技規則からの全改正を示す。(必要に応じ) これまでの文章と新しい、または改正された、あるいは追加の文章を示し、そこに改正の解説を追記している。

競技規則への修正

追加の文章

トップディビジョンに属するクラブのトップチーム、または各国の「A」代表チームが参加する競技会を除いたすべてのレベル：

- 交代は、各チーム最大5人まで行うことができる。ただし、ユースの試合における最大数は、各国サッカー協会、大陸連盟またはFIFAが決定することとなる。

解 説

2017年の年次総会において「修正」にかかる大きな変更が承認されたが、これは試合に参加する競技者数を増やすことを目指したものであった。しかし、これまでユースの試合で7人の交代要員を認めていたのにもかかわらず、意図せずその数を少なくする国が出てきてしまった。そこで今回、ユースの試合において5人を超える交代要員が認められることを明確にした。

修正に関する承認

追加の文章

各国サッカー協会は、各種競技会において様々な修正を加えることを認めることができる。ただし、すべての修正を適用する必要もないし、あらゆる競技会に適用する必要もない。しかしながら、IFABの承認なしに上記の項目以外の修正を適用することはできない。

説明

IFABは、例外的に他の修正も認めることを明確にした。

一時的な退場（シンビン）のガイドライン -

一時的な退場の運用方法（方法B）

追加の文章

競技者は（...）。その競技者のチームが交代の最大人数を使い切っていなければ、その競技者は、2つ目の一時的退場時間の終了時に交代要員と交代することができる。しかしながら、既に一時的退場以外のイエローカードを示された競技者は、入れ替わることも、また交代することもできない。

解 説

2つの一時的退場処分を受けた競技者は、2つ目の一時的退場時間が終了した後、交代あるいは入れ替わることができる。しかしながら、既に一時的退場以外のイエローカードが示されていたならば（結果的に3つのイエローカードを示されたことになる）、交代あるいは入れ替わることができない。

第1条 - 競技のフィールド

追加の文章

競技のフィールドのマーキング図

- エリアを囲むラインはそのエリアの一部であるので、長さはラインの外側からのものである。
- ペナルティーマークの長さは、ゴールラインの外側の端からペナルティーマークの中心までである。

解 説

マーキングをする際の長さの測り方を図に追加した。

9. テクニカルエリア

追加の文章

テクニカルエリアはスタジアムでの試合において用いられるもので、以下に示されるよう、エリア内にはチーム役員、交代要員および交代して退いた競技者の座席が設置される：(…)

解 説

交代して退いた競技者がテクニカルエリアに留まるることについて言及した。

12. 商業的広告

追加の文章

競技のフィールド、グラウンドのゴールネットで囲まれたエリア、テクニカルエリア内、またはレフェリーレビューエリア (RRA)、あるいは、(…)グラウンドには、有形、無形にかかわらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。

解 説

レフェリーレビューエリア (RRA) は、グラウンド上の商業的広告を規制するエリアに含められた。

14. ビデオアシスタントレフェリー (VARs)

新しい文章

VARが使用される試合においては、ビデオオペレーションルーム (VOR) と最低 1 か所のレフェリーレビューエリア (RRA) を設置しなければならない。

ビデオオペレーションルーム (VOR)

VORは、ビデオアシスタントレフェリー (VAR)、アシスタントVAR (AVAR) およびリプレーオペレーター (RO) が業務を行うところであり、スタジアム内か近接の場所、または、遠隔の場所に設置することができる。試合中、VORには承認を受けた者のみが入室、また、VAR、AVARおよびROと会話することが認められる。

競技者、交代要員または交代して退いた競技者がVORに入室した場合には退場を命じられ、チーム役員が入室した場合はテクニカルエリアから退席を命じられる。

レフェリーレビューエリア (RRA)

VARが使用される試合においては、主審がフィールドでプレーをレビュー (OFR：オンフィールドレビュー) できるよう、最低1か所のレフェリーレビューエリア (RRA) を次のように設置しなければならない：

- 競技のフィールド外で目に見える場所
- はっきりとマークが付けられている

競技者、交代要員または交代して退いた競技者がレフェリーレビューエリア (RRA) に入った場合には警告され、チーム役員が入った場合は誰にでもわかるように公式な注意が行われる (イエローカードがチーム役員に用いられる試合では、警告される)。

解 説

VARを使用するために、「VAR業務を行うエリア」を競技規則で言及する必要があった。

第3条 - 競技者

2. 交代要員の数 - 公式競技会

追加の文章

競技会規定には、次について明記しなければならない：

- 3人から最大12人までの範囲で、氏名を届けることができる交代要員の数
- (チームが認められたすべての交代要員を使いきっている、いないにかかわらず) 試合が延長戦に入ったとき、さらにもう1人の交代要員が使えるかどうか

解 説

2年間、延長戦で4人目の交代要員を用いることができるかどうかの実験を行い、成功裏に終わった。この改正によって、「通常の試合時間」内で認められる交代要員の最大数にかかわらず、この改正により延長戦においてさらにもう1人の交代要員の追加を認める権限を競技会に与えることになった。

2. 交代要員の数 - その他の試合	
これまでの文章	新しい文章
国際「A」マッチにおいては、最大6人までの交代を行うことができる。	国際「A」マッチにおいては、最大12人の交代要員の氏名を届けられ、最大6人までの交代を行うことができる。

解 説

国際「A」マッチの親善試合においては、氏名を届けることができる交代要員の最大数は12人であることを明確にした。これによって、競技性の高い試合に設けられている様々な制約との整合性を保つと共にテクニカルエリアの座席数不足を防ぐことになる。

第4条 - 競技者の用具

4. その他の用具 - 電子通信	
これまでの文章	新しい文章
競技者（…） チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合を除いて認められない。	競技者（…） チーム役員によるあらゆる形式の電子通信機器の使用は、競技者の保護や安全に直接関係する場合、<u>あるいは、戦術的またはコーチングの目的であれば用いることが認められる。</u> <u>ただし、小型で、持ち運びでき、手で携帯できる程度のものに限られる（例えば、マイク、ヘッドフォン、イヤフォン、携帯電話またはスマートウォッチ、タブレット、ラップトップPC）。認められていない機器を使用したり、あるいは、電子または通信機器を用いて不適切な行動を取ったチーム役員は、テクニカルエリアから退席を命じられる。</u>

解説

テクニカルエリアに向けて、また、エリアからの通信を制限することは、もはや不可能である。他方、戦術的またはコーチングの目的あるいは競技者の保護や安全に関する情報（審判員の判定を除く）を交換することは理にかなっている。

そこで、通信を制限するのではなく、これらの機器使用に伴うチーム役員の行動に焦点をあてていくこととする。

4. その他の用具 - 電子的パフォーマンス・トラッキングシステム (EPTS)

追加（一部改正）の文章

FIFA、大陸連盟または各国サッカー協会の主催下で行われる公式競技会の試合で、電子的パフォーマンス・トラッキングシステム (EPTS) のひとつとしてウェアラブル技術 (WT) が用いられる場合、競技会主催者は、競技者が着用する機器が危険でないものであり、以下のマークが付いたものとさせなければならない：



このマークは、公式にテストされ、FIFAが作成しIFABが承認した国際試合基準が求める最低限の安全条件を満たしていることを示す。テストを行う検査機関はFIFAによって承認される必要がある。移行期間は2018年5月31日までとする。

電子的パフォーマンス・トラッキングシステム (EPTS) が用いられる場合（各国サッカー協会や競技会主催者の合意を前提として）、競技会主催者は、公式競技会で行われる試合では、試合中、EPTSからの情報およびデータが確実かつ的確にテクニカルエリアに送られるようにしなければならない。

競技会主催者が確実かつ的確に電子的パフォーマンス・トラッキングシステムを承認できることを援助するため、プロフェッショナル基準がFIFAにより構築され、IFABにより承認されている。

プロフェッショナル基準は、2019年6月1日までの移行期間内に施行されることになる。次のマークは、EPTSの機器およびシステムが正式にテストされ、サッカーの試合において的確かつ確実な位置データに関する要件を満たしていることを示している：



解 説

EPTS データの使用基準の変更および FIFA 品質基準の進捗の概要について説明する。

5. スローガン、メッセージ、イメージと広告

追加の文章

原 則

- 競技規則第4条は、競技者、交代要員および交代で退いた競技者が着用するすべての用具（衣服を含む）に適用される。この原則は同様、テクニカルエリアにいるすべてのチーム役員にも適用される
- 次のものは、（通常）着用が認められる：
 - ・ 競技者の番号、氏名、チームの紋章やロゴ、サッカーの試合やリスペクト、高潔性の促進を主唱するスローガンやエンブレム、更には、競技会規定あるいは各国サッカー協会、大陸連盟または FIFA の規定により認められる商業的広告
 - ・ 試合にかかる事柄：対戦チーム、試合日、大会またはイベント、会場
- 表示が認められたスローガン、メッセージまたはイメージは、シャツの前部またはアームバンド上に限られるものとする
- スローガンやメッセージまたはイメージについては、キャプテンのアームバンド上のみに表示されることが認められる場合がある

競技規則の解釈

スローガン、メッセージまたはイメージが認められるかどうかの解釈をするとき、第12条（ファウルと不正行為）に目を向けるべきである。そこには、競技者が次の不正行為を行った場合、主審は対応する必要があるとしている：

- 攻撃的な、侮辱的な、または、下品な発言や身振りをする
- 挑発したり、嘲笑したり、相手の感情を刺激するような身振りや行動

これらの部類に入るスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない。

「宗教的な」また「個人的な」ものについては、比較的判断しやすいが、「政治的」なものについてはやや曖昧である。しかし、次のようなスローガン、メッセージまたはイメージは、認められない：

- 生存、死去にかかわらず、個人に関するもの（公式競技会名の一部である場合を除く）
- 都道府県や市町村、地域または国家レベルの政党、政治的組織、結社等
- 都道府県や市町村、地域または国家政府あるいはその部局、事務所または部署
- 差別的な組織
- 数多くの人々を傷つけようとする目的を持つまたは行動する組織
- 特定の政治的行動やイベント

国内、国際的な大きな記念イベントを開催するとき、相手チーム（そのサポーターを含む）および一般観客に対して慎重に配慮しなければならない。

競技会規定には、具体的に、表示が認められるスローガン、メッセージ、イメージおよび広告の大きさ、数、表示位置に関して、詳細な規制や制限を含めることができる。スローガン、メッセージまたはイメージに関する論議は、試合や大会が始まる前に解決しておくことが勧められる。

解 説

これらのガイドラインは、競技会主催者、各国協会、大陸連盟およびFIFAが競技者の用具上に何が表示できるのかを決定するにあたって役立つことになる。

6. 反則と罰則

追加の文章

(…)

主審の承認無く競技のフィールドに入った場合、その競技者は警告されなければならない。その警告をするために主審がプレーを停止した場合、プレーを停止したときにボールがあった位置から間接フリーキックが与えられる。ただし、妨害があって、直接フリーキック（またはペナルティーキック）が妨害の位置から与えられる場合を除く。

解 説

競技者が主審の承認を得ずに復帰しプレーを妨害した場合の再開について明確にした（第3条との整合性）。

第5条 - 主審

4. ビデオアシスタントレフェリー (VAR)

追加の文章

ビデオアシスタントレフェリー (VAR) は、VAR手順および (VARハンドブックに定められている) 実施要件を満たす試合や大会に限り、IFAB および FIFA による書面の承認を得て、導入することが認められる。

主審は、次に関する「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」の状況に限り、ビデオアシスタントレフェリー (VAR) から援助を得ることができる。

- 得点が得点でないか
- ペナルティーキックかペナルティーキックでないか
- 退場 (2つ目の警告によるものでない)
- 主審が、反則を行ったチームの別の競技者に対して警告したり退場を命じた

ビデオアシスタントレフェリー（VAR）は、事象のリプレーを用いて援助する。主審は、ビデオアシスタントレフェリー（VAR）からの情報に基づき、または、直接リプレー映像をレビュー（フィールドでのレビュー）することによってのみ最終判定を下す。

「見逃された重大な事象」を除き、主審（および関連する「フィールドにいる」その他の審判員）は、常に判定を下さなければならない（反則の可能性があったが罰則を与えなかった場合の判断を含む）。判定は、「はっきりとした、明白な間違い」でない限り、変更することができない。

プレーが再開された後のレビュー

プレーが停止後に再開されてしまった場合、主審は、人間違いの場合、あるいは、乱暴な行為、つば吐き、かみつきの、または、非常に攻撃的な、侮辱的なまたは下品な発言や身振りといった退場を命じる可能性のある反則に対してのみ、レビューし、適当な懲戒の罰則を与えることができる。

解 説

- 主審がビデオアシスタントレフェリー（VAR）を使用する場合の項目を追加した。
- プレーが再開された後でも、主審が明らかに退場となる反則、また、人間違いのためにビデオリプレーを用いられることについて言及した。

5. 主審の用具 - その他の用具

追加の文章

(…)

主審およびその他の「フィールドにいる」審判員は、装身具、また、カメラを含むその他の電子機器を着用することができない。

解 説

主審やその他、「フィールドにいる」審判員によるカメラの使用および着用が認められないことを明確にした。

第6条 - その他の審判員

追加（一部改正）の文章

試合には、その他の審判員（副審2人、第4の審判員、追加副審2人、リザーブ副審、ビデオアシスタントレフェリー（VAR）、および、少なくとも1人のアシスタントVAR（AVAR））を任命できる。その他の審判員は、競技規則に従って試合をコントロールする主審を援助するが、最終決定は常に主審によって下される。

主審、副審、第4の審判員、追加副審およびリザーブ副審は、「フィールドにいる」審判員である。

ビデオアシスタントレフェリー（VAR）とアシスタントVAR（AVAR）は「ビデオ」審判員であり、IFABが決定したVAR手順に基づき、主審を援助する。

（…）

リザーブ副審を除く「フィールドにいる」審判員は、（…）で主審を援助し、（…）

「フィールドにいる」審判員は、主審がフィールド、ボール、競技者の用具を点検する際（…）援助する。

解 説

- VARシステムを担当する審判員について、競技規則で言及した。
- 「フィールドにいる」審判員と「ビデオ」審判員の差異を表した。

5. ビデオ審判員

追加の文章

- ビデオアシスタントレフェリー (VAR) は、得点が得点でないか、ペナルティーキックかペナルティーキックでないか、退場 (2 つ目の警告によるものは含まない)、あるいは主審が警告または退場を命じたとき反則を犯したチームの競技者を間違えた状況に関する「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」に限り、リプレー映像を用いて主審が判定するのを援助する審判員である。

アシスタント VAR (AVAR) は、主として以下によりビデオアシスタントレフェリー (VAR) を手助けする審判員である：

- VAR がチェックやレビューで手がふさがっているとき、テレビ映像を監視する
- VAR が関わった事象、通信や技術的問題発生に関する記録をとる
- VAR と主審との通信を援助する、特に VAR がチェックやレビュー時、例えば、主審に「プレーを止める」、「再開を遅らせる」などと伝える
- 「チェック」や「レビュー」でプレーが遅延したときに「空費」された時間を記録する
- VAR が関わった判定に関する情報を関係者に連絡する

解 説

「ビデオ」審判員の主たる業務の概要を説明した。

第7条 - 試合時間

2. ハーフタイムのインターバル

追加の文章

(…) ; 延長戦のハーフタイムのインターバルでは、短時間 (1 分間を超えてはならない) の水分補給時間を取ることが認められる。(…)

解 説

飲水の時間が長時間のコーチング (や CM) のための時間になってしまうのを避けるため、時間を制限 (限定) した。この制限は、医療上の理由による「クーリングブレイク」には適用されない。

3. 空費された時間の追加

追加の文章

主審は、以下について、前半、後半に空費されたすべての時間を追加する：
(…)

- 競技会規定で認められる、飲水（1分間を超えてはならない）やその他医療上の理由による停止
- VARのチェックやレビューに関わる遅延

解 説

飲水、また、VARのチェックやレビューによる試合の停止を「空費された時間の追加」の項目に加えた。

第10条 - 試合結果の決定

3. ペナルティーマークからのキック - 進め方

追加の文章

- ペナルティーマークからのキックの前または進行中にゴールキーパーがプレーを続けられなくなったとき(…)、退いたゴールキーパーは、それ以降ペナルティーマークからのキックに参加できず、キッカーを務めることもできない。
- ゴールキーパーが既にキックを行っていた場合、入れ替わって参加したゴールキーパーは、次の一巡までキックを行うことができない。

解 説

ゴールキーパーが既にキックを行った後に入れ替わって参加したゴールキーパーは、退いたゴールキーパーがキックを行った「一巡」の間はキックすることができないことを明確にした。

第11条 - オフサイド

2. オフサイドの反則

追加の文章

ボールが味方競技者によってプレーされたか触れられた*瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっている場合にのみ罰せられる：
(…)

* ボールを「プレーした」か「触れた」最初のコンタクトポイントを用いる。

解 説

スローモーション映像により、ボールコンタクトの最初と最後の差異を見極めることができるようになったので、オフサイドポジションを判断する際、ボールが「プレー」された正確な瞬間がどこであるかの定義が必要になる。

第12条 - ファウルと不正行為**1. 直接フリーキック****追加の文章**

競技者が次の反則のいずれかを犯した場合、直接フリーキックが与えられる：

(…)

- 人をかむ、または相手競技者に人につばを吐く
- ボール、相手競技者または審判員に対して物を投げる、あるいは、持った物をボールに当てる。

ボールを手または腕で扱う

- 手に持ったもの（衣服、すね当てなど）でボールに触れることは、反則とみなされる。
- もの（靴、すね当てなど）を投げてボールにぶつけることは、反則とみなされる。

解 説

- （あまり起こりえないが）人にかみつことが直接フリーキックの反則であることに言及した（退場の反則の項目にも入る）。
- ボールに物を投げつけることや持っている物でボールに触れることはハンドの反則ではないとして、反則の1項目を別に設けた。これにより、ゴールキーパーが自分のペナルティーエリア内でこのような行為を行えば、ペナルティーキックで罰せられることになる。

2. 間接フリーキック

改正後の文章

ゴールキーパーがボールをコントロールしていると判断されるのは、次のときである：

- ボールがゴールキーパーの両手で（…）、ボールに手または腕のいずれかの部分で触れているとき。ただし、ボールが偶発的にゴールキーパーからはね返った（…）場合を除く。

解 説

ゴールキーパーは、しばしばボールをつかむ、保持する、止めようとする、あるいは、ボールを「手で逃がす」ものの、うまくいかずボールを支配下に置くことができないことがある。これまでの条文に書かれているままに解釈すれば、「意図的に」ボールに触れたことでゴールキーパーは一度ボールをコントロールしていることになり、その後、手で扱うことができなくなってしまう。これは競技規則の意図するところではなく、そのように適用されるべきではないので、「偶発的に」を取ることで、競技規則の考え方を明確にした。

3. 懲戒処置 - アドバンテージ

改正後の文章

警告や退場となるべき反則に対して、主審がアドバンテージを適用したとき、この警告や退場処置は、次にボールがアウトオブプレーになったときに行われなければならない。ただし、決定的な得点の機会の阻止と判断される反則がありながらもアドバンテージが適用されたその結果として得点となった場合、その反則を犯した競技者は反スポーツ的行為で警告される。

解 説

規則どおり適用とすると、主審が決定的な得点機会の阻止に対してアドバンテージを適用し得点となった場合イエローカードとなり、得点とならなかった場合、競技規則上、レッドカードとすべきである。しかしながら、決定的な得点機会の阻止に対してアドバンテージを適用しレッドカードを示したケースはなく、アドバンテージを適用したことにより事実上決定的な得点の機会が維持されているため「公平・公正」と思えない。それゆえに得点となる、ならないにかかわらず、イエローカードが最も公平・公正な懲戒処置となる。

3. 懲戒処置 - 警告となる反則**追加の文章**

競技者は、次の場合警告される：

(…)

- レフェリーレビューエリア (RRA) に入る
- (主審がレビューのために用いる) TV シグナルを過度に示す

交代要員および交代して退いた競技者は、次の場合警告される：

(…)

- レフェリーレビューエリア (RRA) に入る
- (主審がレビューのために用いる) TV シグナルを過度に示す

別々に2つの警告となる反則が起きたならば(2つが近接している場合であっても)、2つの警告となる反則が犯されたとすべきである。例えば、競技者が必要な承認を得ずにフィールドに入り、無謀なタックルをしたり、ファウルやハンドの反則などで相手の大きなチャンスとなる攻撃を阻止した場合である。

解 説

- レフェリーレビューエリア (RRA) に入る、また、(主審がレビューのために用いる) TV シグナルを過度に示すことは警告の反則であることを追加した。
- 明らかに別々の2つの警告となる反則(イエローカード)が起きたならば、それらが関連している場合もあるものの、主審は、2つの警告として対応すべきである。例えば、承認を得る必要があるにもかかわらず、承認なしに競技者がフィールドに入った後警告となる反則を犯すといったケースである。この考え方は、退場となる反則に対しても適用される。

3. 懲戒処置 - 退場となる反則**追加の文章**

競技者、交代要員または交代して退いた競技者は、次の反則のいずれかを犯した場合、退場を命じられる：(…)

- 人をかむ、または相手競技者またはその他の者に人につばを吐く
- ビデオオペレーションルーム (VOR) に入る

解 説

人をかむ行為とビデオオペレーションルーム（VOR）に入ることを退場となる反則に追加した。

4. ファウルや不正行為の後のプレーの再開

追加の文章

ボールがインプレー中、
(…)

反則が競技のフィールド外で、自分のチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員に対して犯されたならば、反則または妨害が起きたところから最も近い境界線上から行う間接フリーキックでプレーは再開される。

競技者が手に持ったもの（サッカーシューズやすね当てなど）でボールに触れた場合、直接フリーキック（またはペナルティーキック）でプレーは再開される。

解 説

次について、明確にした：

- ・ 反則が競技のフィールド外で競技者自身のチームの誰かに（チーム役員を含む）に対して犯された場合、試合をどのように再開するか。
- ・ 手に持ったものでボールを叩くことは、ハンドの反則の範ちゅうにはなく、別の反則となる。これによりゴールキーパーがこのような行為を自分のペナルティーエリアで行えば直接フリーキック（またはペナルティーキック）で罰せられる。

第13条 - フリーキック

1. フリーキックの種類

追加の文章

直接および間接フリーキックは、競技者、交代要員、交代や退場で退いた競技者、または、チーム役員が反則を犯したときに相手チームに与えられる。

解 説

競技規則は、交代要員、チーム役員および交代や退場で退いた競技者が犯した反則に対してもフリーキックで罰することができるとした。

第15条 - スローイン

1. 進め方

文章の改正

ボールを入れるとき、スローワーは：

- 競技のフィールドに面を面して立って、

解 説

スローインを行う競技者は座って、また、膝立ちでスローインすることができないことを明確にした。

Glossary

用語集

用語集には、規則の詳細とは別に明確な説明を必要とする、または他の言語に翻訳しにくい言葉やフレーズが含まれる。

サッカー関連機関

IFAB (The International Football Association Board)

国際サッカー評議会

英国 4 協会と FIFA で結成された機関であり、世界中で競技規則に関する責任を持つ。原則的に、規則の変更は通常 2 月末または 3 月初めに行われる年次総会でのみ承認を受けることができる。

FIFA (Fédération Internationale de Football Association)

国際サッカー連盟

世界中のサッカーに対して責任を持つ管理機関。

大陸連盟 (Confederation)

大陸におけるサッカーに責任を持つ機関。6つの連盟は AFC (アジア)、CAF (アフリカ)、CONCACAF (北中米カリブ)、CONMEBOL (南米)、OFC (オセアニア)、UEFA (ヨーロッパ) から成る。

各国サッカー協会 (National Football Association)

その国のサッカーに責任を持つ機関。

サッカー用語

A

中止する (Abandon)

予定時刻より前に試合を終了または終結させること。

アドバンテージ (Advantage)

反則が起きたとき、反則をしていない方のチームにとって利益となる場合は主審がプレーをそのまま続行させること。

アディショナルタイム (Additional time)

競技者の交代、負傷、懲戒処置、得点の喜びなどにより「空費された」分を試合の前半、後半の終了時に延長する時間のこと。

競技者の負傷の程度の判断 (Assessment of injured player)

負傷の程度をすばやく調べること。通常はドクターなどが行い、その競技者に治療が必要かどうか判断する。

アウェーゴールルール (Away goal rule)

両チームの合計ゴール数が同じであるとき、アウェーで得点したゴール数を2倍に計算することで試合の勝者を決定する方法

B

粗暴な行為 (Brutality)

無礼、非情、または意図をもった暴力的な行為

C

警告 (Caution)

関係機関への報告の対象となる公式な罰則であり、イエローカードで示される。1 試合に2回の警告を受けた競技者は退場となる。

(相手競技者に) チャージする (Charge an opponent)

相手競技者に対して身体的に挑むことで、通常は肩や上腕（身体の近くで）を使って行われる。

D

騙す (Deceive)

主審の判断を誤らせたり欺くことで、間違った決定や懲戒処置へと導き、騙した者やそのチームの利益を得ようとする行為

直接フリーキック (Direct free kick)

ボールを相手競技者のゴールに直接キックすることで得点できるフリーキック

裁量 (Discretion)

決定を下すとき、主審またはその他の審判員が判断すること。

退場 (Dismissal)

「退場」(レッドカード)の言い換え

異議 (Dissent)

審判員の決定に対するあからさまな抗議(言葉や行動)で、警告(イエローカード)の対象となる。

惑わせる (Distract)

(通常は不正に)妨害する、混乱させる、注意を引くこと。

ドロップボール (Dropped ball)

プレーを再開するための「中立的な」方法。主審が両チームの競技者の間でボールをドロップし、ボールがグラウンドに触れたときにプレーが再開される。

E

電子的パフォーマンス・トラッキングシステム (Electronic performance and tracking system : EPTS)

競技者の身体的および生理的パフォーマンスに関するデータを記録、分析するシステム

相手競技者の安全を脅かす (Endanger the safety of an opponent)

相手競技者を(負傷の)危険やリスクにさらすこと。

過剰な力 (Excessive force)

必要以上の力を使うこと。

延長戦 (Extra time)

前半、後半の試合時間を追加することで試合結果を決定する方法

F

フェイント (Feinting)

相手競技者を混乱させようとする行動。規則では、認められるフェイントと「反則の」フェイントを定義している。

競技のフィールド (ピッチ) (Field of play : Pitch)

タッチライン、ゴールラインで区切られた競技エリア。

G

ゴールラインテクノロジー (Goal line technology : GLT)

得点があったときただちに主審に知らせる電子システム。例：ボールがゴールラインを完全に越えてゴールに入ったとき（詳しくは第1条を参照）。

H

ハイブリッドシステム (Hybrid system)

フィールドの表面を構成する人工的な材質と天然の材質を組み合わせたもので、日照、水、空気循環、草刈りを必要とする。

間接フリーキック (Indirect free kick)

キックされた後、(いずれかのチームの) 他の競技者がボールに触れた場合のみ得点することができるフリーキック

妨げる (Impede)

相手競技者の行動または動作を遅らせる、ブロックする、または妨げること。

意図的な (Intentional)

意図的な行動 (偶発的でない)

インターセプトする (Intercept)

意図したパスを途中で奪うこと。

キック

ボールは、競技者が足 (くるぶしからつま先まで) または足首で接触した時にキックされたことになる。

ペナルティーマークからのキック (Kicks from the penalty mark)

各チームが交互にキックを行い、同数のキックをする中で、より多く得点したチームを勝利とする試合結果の決定方法 (両チームが5本のキックを行う以前に、他方が5本のキックを行ってもあげることができない得点を一方のチームがあげた場合、以後のキックは行われない)。

軽微な (Negligible)

重要でない、最低限の。

O

反則 (Offence)

競技規則に反したり、破ったりする行為

攻撃的、侮辱的、または下品な発言 (Offensive, insulting or abusive language)

下品な、他人を傷つける無礼な言動または行動で、退場 (レッドカード) の対象となる。

外的要因 (Outside agent)

審判員やチームリストのメンバー (競技者、交代要員、チーム役員) 以外の人員

P

罰する (Penalise)

通常はプレーを停止し、相手チームにフリーキックまたはペナルティーキックを与えて、罰すること (「アドバンテージ」参照)。

プレー (Played)

競技者がボールに触れる行為

プレー可能な距離 (Playing distance)

競技者が脚を伸ばすかジャンプする、または、ゴールキーパーの場合は腕を延ばしてジャンプすることで触れられるくらいのボールまでの距離。距離は競技者の身体の大きさにより異なる。

Q

すばいフリーキック (Quick free kick)

プレーが停止した直後に (主審の承認を得たうえで) 行われるフリーキック

R

無謀な (Reckless)

相手競技者に対する危険や結果的に危険になりかねないことを軽視 (無視) した競技者による (通常はタックルや挑むことによる) 行動

再開 (Restart)

プレーを停止した後に再開するためのあらゆる方法

S

罰則 (Sanction)

主審がとる懲戒処置

セーブ (Save)

ボールがゴールに入る、または非常に近づいたとき、競技者が (自分たちのペナルティーエリア内のゴールキーパーの場合を除き) 手または腕以外の体の一部を使ってボールを止めるまたは止めようとする行動

退場 (退席) (Send off : Dismissal)

退場の反則を犯したことにより (レッドカードを提示される)、競技者が試合の残り時間の間、フィールドを出なければならない懲戒処置。試合開始後の場合、その競技者を交代させることはできない。

著しく不正なプレー (Serious foul play)

相手競技者の安全を脅かす、または過剰な力や粗暴な行為を伴うタックルや妨害で、退場（レッドカード）により罰せられる。

シグナル (Signal)

主審またはその他の審判員が行う身体的な合図で、通常は手、腕、または旗の動きを伴うか、（主審のみ）笛を用いる。

シミュレーション (Simulation)

実際は起こっていない出来事が起こったように、間違ったり誤ったりする印象を与える行動（「騙す」を参照）。競技者が不正なアドバンテージを得るために行う。

競技の精神 (Spirit of the game)

サッカーの基本的かつ本質的な原則や価値観

一時的に中断する (Suspend)

後で再開する意図を持って試合を一定時間停止すること。例えば、霧、豪雨、雷、深刻な負傷の場合

T

タックル (Tackle)

（グラウンド上または空中にある）ボールに足で挑むこと。

チーム役員 (Team official)

競技者以外で公式なチームリストに記載されている人員。例えば、監督、トレーナー、ドクター（「テクニカルスタッフ」を参照）

チームリスト (Team list)

通常は競技者、交代要員、チーム役員を記載した、チームの公式書類

テクニカルスタッフ (Technical staff)

公式なチームリストに記載されている競技者以外の公式なチームメンバー。例えば、監督、トレーナー、ドクター（「チーム役員」を参照）

テクニカルエリア (Technical area)

チーム役員のために、スタジアム内に定められた座席を含むエリア（詳細は第 1 条を参照）

一時的退場 (Temporary dismissal) (シンビン)

警告の一部の項目またはすべての項目に対する反則を犯した競技者をそれ以降の試合に一時的に参加させないこと（競技会規定に別途定める）。

U

不法な妨害 (Undue interference)

不必要な行動や影響

反スポーツ的行為 (Unsporting behavior)

警告により罰せられる不正な行動や行為

V

乱暴な行為 (Violent conduct)

ボールへ挑むのではなく、過剰な力または粗暴な行為を持って相手競技者に向かって試みる行動、または競技者が軽微でない力を持って意図的に誰かの頭または顔を打つ行動

審判用語

審判員 (match official (s))

サッカー協会または試合を管轄する競技会に代わり、サッカーの試合をコントロールすることに責任を持つ一人または複数の人員を指す一般的な用語

主審 (Referee)

競技のフィールドを管理する、試合の主たる審判員。他の審判員は主審のコントロールと指示のもとで管理を行う。主審は最終かつ究極的な決定を下す。

その他の審判員 (Other match officials)

「フィールドにいる」審判員

競技会は、主審を援助するその他の審判員を任命できる：

- **副審 (Assistant referee)**

旗を持って各タッチラインに配置され、特にオフサイドの状況やゴールキック、コーナーキック、スローインの判定の際に、主審を援助する審判員

- **第4の審判員 (Fourth official)**

テクニカルエリアの監視、交代要員のコントロールなど、フィールド内外の事象に関して主審を援助することを責務とする審判員

- **追加副審 (Additional assistant referee : AAR)**

各ゴールライン上に配置され、特にペナルティーエリア内もしくはその近くでの事象に関する判定や、得点が得点でないかを決定する際に、主審を援助する審判員

- **リザーブ副審 (Reserve assistant referee)**

副審（および、競技会規則で認められる場合は第4の審判員や追加副審）が続行できなくなった際に交代する副審

「ビデオ」審判員

VARおよびAVARは、VARの手順に基づき、主審を援助する者である。

- **アシスタントVAR（AVAR）**

現在あるいは過去に主審または副審で、ビデオアシスタントレフェリー（VAR）の援助を担当する審判員

- **ビデオアシスタントレフェリー（VAR）**

現在あるいは過去に主審を務めた者で、検証項目のうちで「はっきりとした、明白な間違い」または「見逃された重大な事象」状況に限り、リプレー映像からの情報に基づき連絡をとって主審の援助を担当する審判員



Practical Guidelines for Match Officials

**審判員のための
実践的ガイドライン**

はじめに

これらのガイドラインは、審判員に対する競技規則の補足情報となる実践的アドバイスを含む。

第5条では、競技規則の枠組みの中で職務にあたる主審と、「競技の精神」に言及している。主審は競技規則を適用する際、特に試合を開始または続行するか否かの決定を下す際は、常識を持って、「競技の精神」を適用することが期待される。

この考えは、競技規則を必ずしも厳密に適用できるとは限らない、比較的低いレベルのサッカーにおいて特に重要である。たとえば次の場合、安全の問題がなければ、主審は試合を開始または続行する。

- コーナーフラッグがひとつ、または、複数設置されていない。
- コーナーエリアやセンターサークルなど、競技のフィールドのマーキングに若干不正確な部分がある。
- ゴールポストやクロスバーの色が白ではない。

このような場合、両チームの合意を得たうえで主審は試合を開始または続行し、関係機関に報告書を提出しなければならない。

ポジショニング（位置取り）、動き方とチームワーク

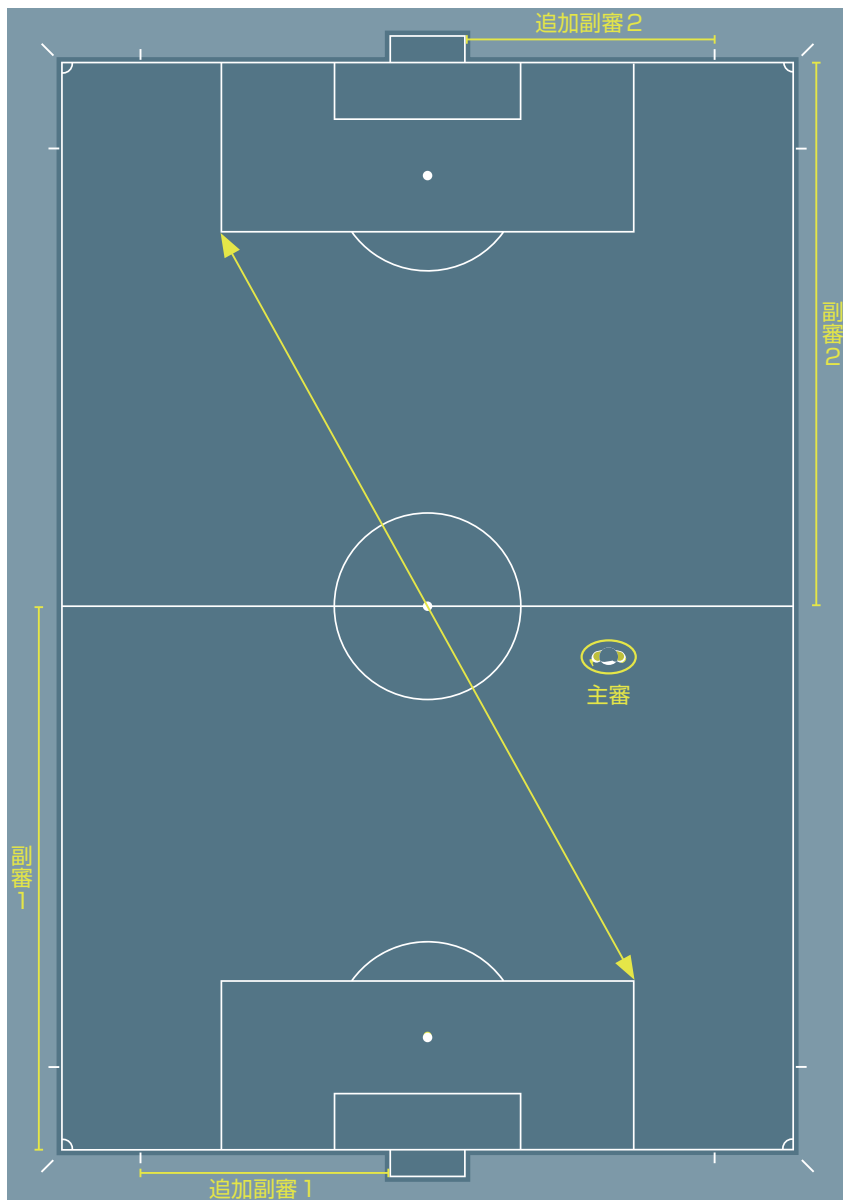
1. 一般的なポジショニングと動き方

最良のポジションをとることにより、正しい判定を下すことができる。ポジショニングに対しては、チームや競技者、そこに至るまでの出来事などの情報により修正していかなければならない。

図に指示するポジショニングは、基本的なものである。「ゾーン」について、すべてのポジショニングは、審判がその効果を最大限に引き出せるエリアとして、取ることが勧められるものである。これらのゾーンは、試合の状況により、大きくなったり、小さくなったり、また異なった形状となる。

求められるポジショニング：

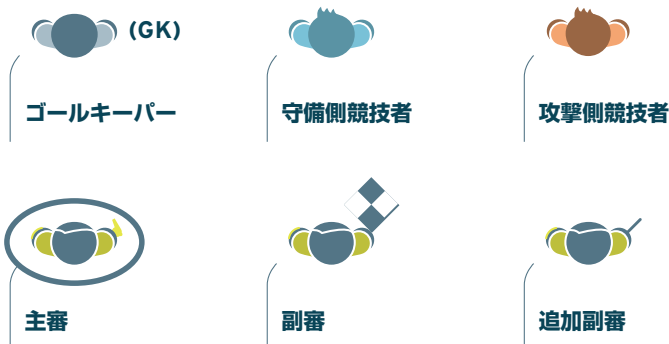
- ・ 主審とプレーが行われている側の副審でプレーを挟む。
- ・ 主審は、プレーが行われている側の副審を視野に入れ、対角線式審判法を広く用いる。
- ・ 主審は、プレーの外側に向かって位置することによって、プレーとプレーが行われている側の副審を容易に視野に入れることができる。
- ・ 主審は、プレーを妨害することなく、十分にプレーに近づく。
- ・ 監視しなければならないものは、つねにボール周辺にあるというものではない。主審は次のことにも留意する。
 - ・ ボールとは関係ない場所では対立を引き起こす競技者
 - ・ プレーが向かっている地域内での反則の可能性
 - ・ ボールがプレーされた後の反則



副審と追加副審のポジショニング

副審は、後方から2人目の守備側競技者か、ボールが後方から2人目の守備側競技者よりゴールラインに近い場合、ボールのラインにつかなければならない。副審は、走っている間も含めて、つねに競技のフィールドに面しなければならない。サイドステップによる動き方は短い距離を走るために用いられる。この動き方は、より良い視野を確保させ、オフサイドの見極めを行うときに特に重要である。

追加副審のポジションは、ゴールラインの後方とする。ただし、ゴールかノーゴールかを判定するためにゴールライン上に移動するときを除く。追加副審は特別な場合を除き、競技のフィールドに入ることはできない。



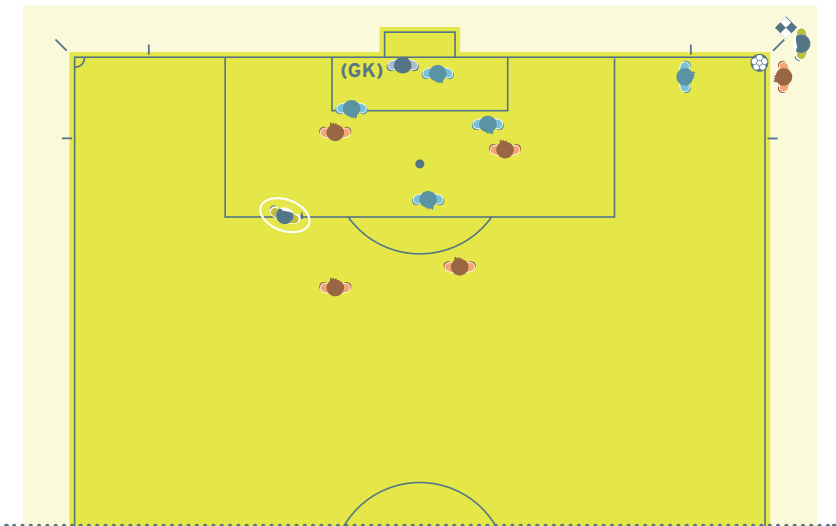
2. ポジショニングとチームワーク

協議

懲戒に関する問題に対処するとき、いくつかのケースにおいては目で確認し合うことと副審から主審へのわかりやすい手による目立たないシグナルで十分である。直接話し合うことが求められる場合においては、必要に応じ、副審は2～3m競技のフィールド内に入る。話し合うときは、主審、副審共に競技のフィールド内に顔を向け、会話を聞かれないようにしながら競技者と競技のフィールドを監視する。

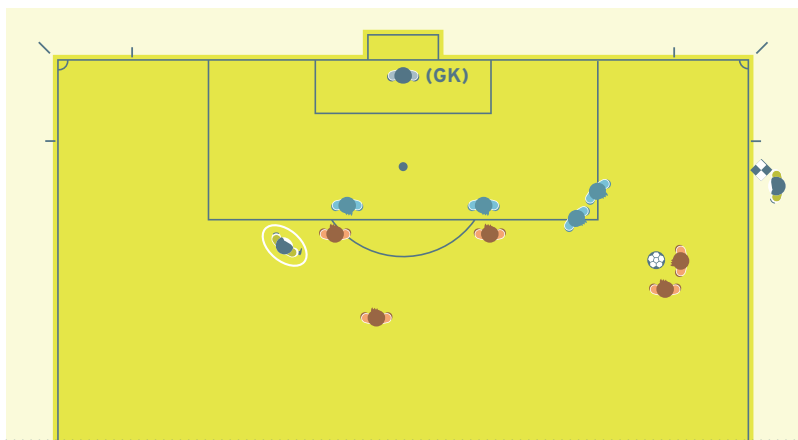
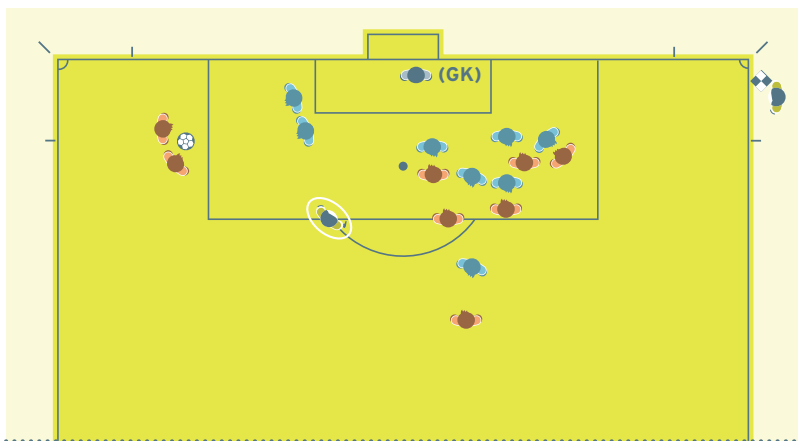
コーナーキック

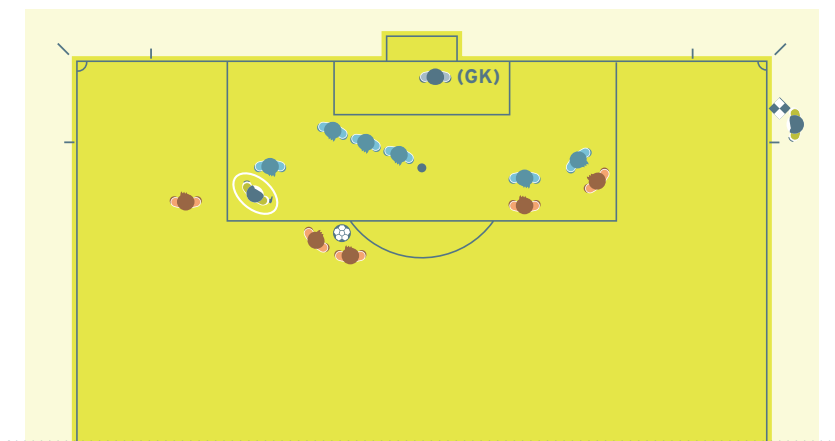
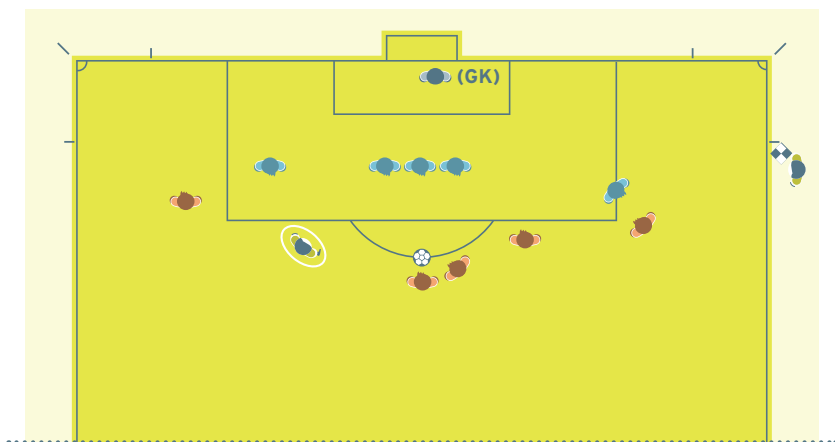
コーナーキックのときの副審のポジションは、ゴールラインの延長上でコーナーフラッグの後方であるが、コーナーキックを行う競技者を妨害してはならない。また、コーナーエリア内にボールが正しく置かれているかチェックしなければならない。



フリーキック

フリーキックのときの副審は、オフサイドラインのチェックをするため、後方から2人目の守備側競技者のラインに位置しなければならない。しかしながら、シュートが直接ゴールに放たれる場合、ボールを追いかけてタッチラインに沿ってコーナーフラッグ方向に動ける用意をしておかなければならない。



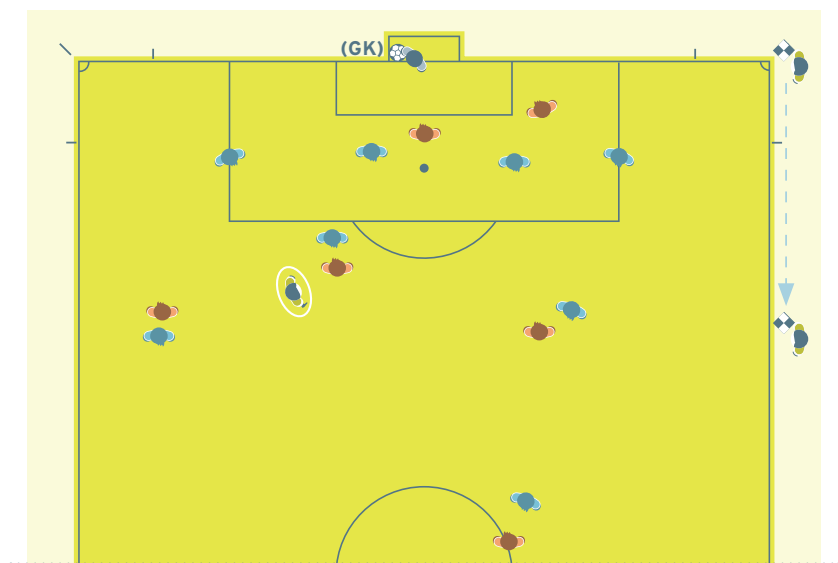


得点が得点でないか

得点があり、その決定に疑問がないときであっても、主審と副審は目で確認し合わなければならない。その後、副審は、旗を上げずに25～30mタッチラインに沿いハーフウェーラインに向かってすばやく走らなければならない。

得点があったが、ボールが依然インプレーのように見えるとき、副審は先ず旗を上げて主審の注意をひかなければならない。その後、通常の得点の手続きとして、25～30mタッチラインに沿いハーフウェーラインに向かってすばやく走る。

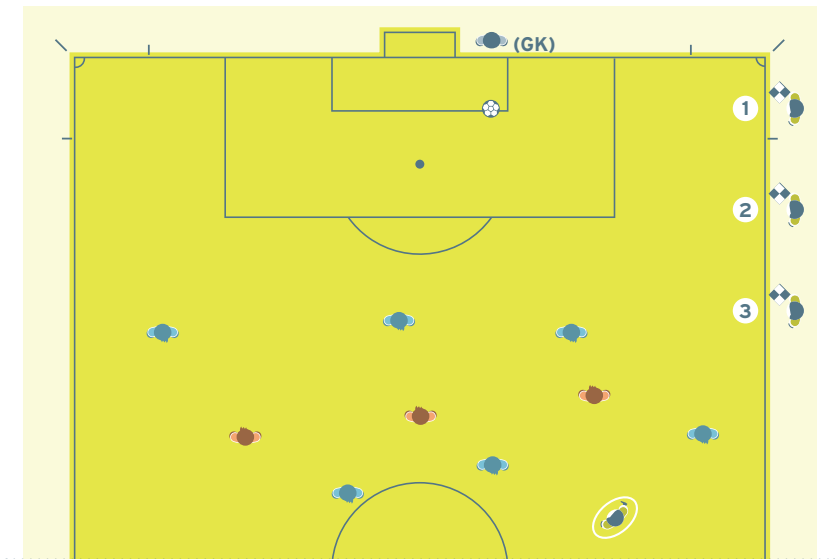
ボールの全体がゴールラインを越えていないときは、得点となっていないので、それまでどおりプレーが続く場合、主審は副審と目で確認し合わなければならない。また、必要であれば手で目立たないシグナルを送る。



ゴールキック

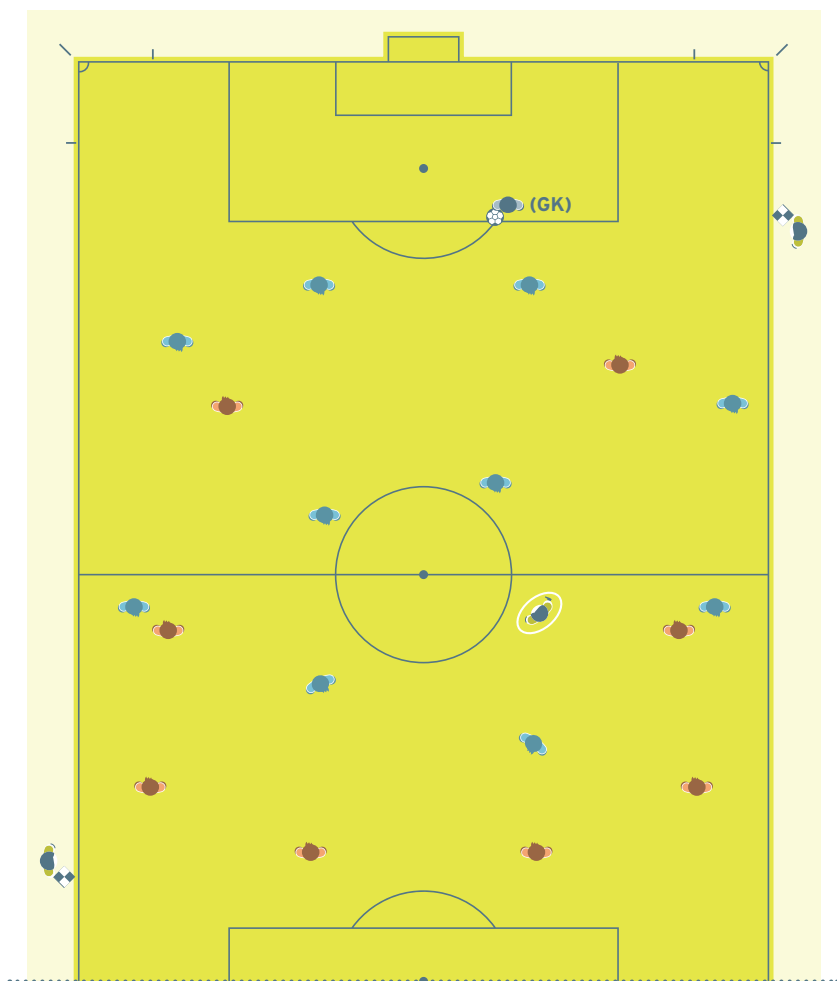
副審は、先ずボールがゴールエリア内にあるかどうかチェックしなければならない。もしボールが正しく置かれていない場合、副審はそのポジションから動かず、主審を目で確認し、旗を上げなければならない。ボールが正しくゴールエリア内に置かれたならば、副審はペナルティーエリアの端まで動き、ボールがペナルティーエリアから出る（ボールがインプレーとなる）ことや攻撃側競技者がエリア内にいないことをチェックしなければならない。最終的には、副審はオフサイドラインのチェックができるポジショニングをしなければならない。

しかしながら、もし追加副審がいる場合、副審はペナルティーエリアの端のラインに位置し、その後オフサイドラインをチェックする。追加副審はゴールラインとゴールエリアの交点のところに位置し、ボールがゴールエリア内にあるかどうかチェックしなければならない。ボールが正しく置かれていない場合、追加副審は主審に知らせなければならない。



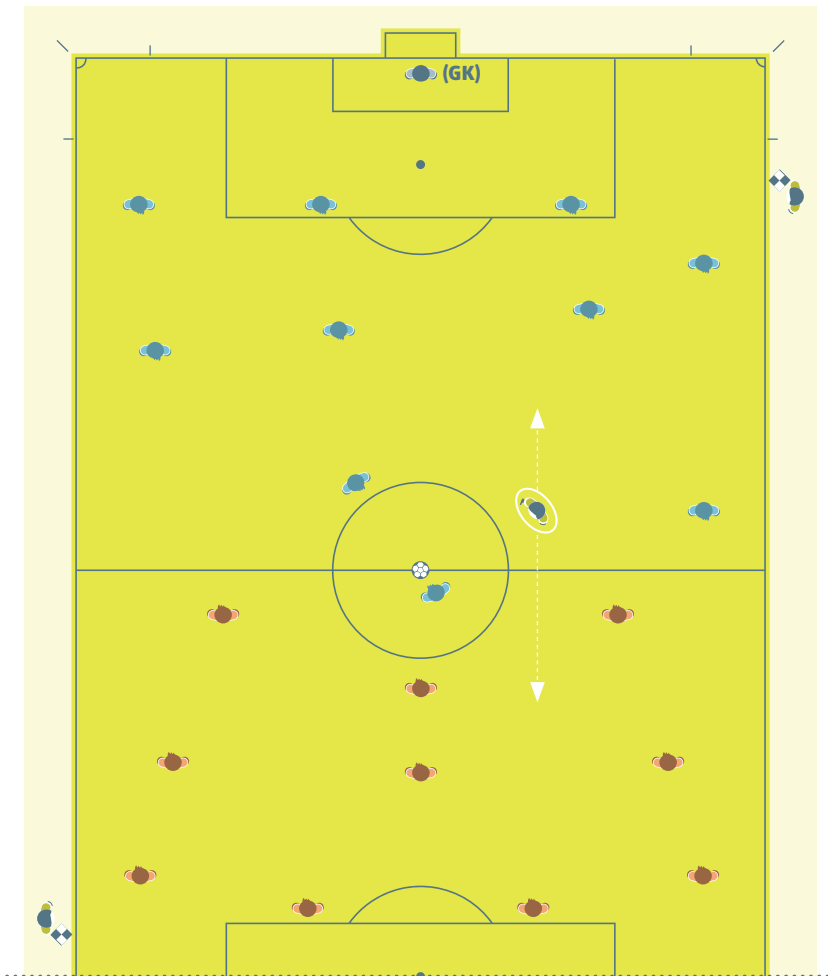
ゴールキーパーがボールを放す時

副審は、ペナルティーエリアの端のところにポジションを取り、ゴールキーパーがペナルティーエリアの外でボールを手で触れていないかどうかチェックしなければならない。ゴールキーパーがボールを放したら、オフサイドラインのチェックができるポジションを取らなければならない。



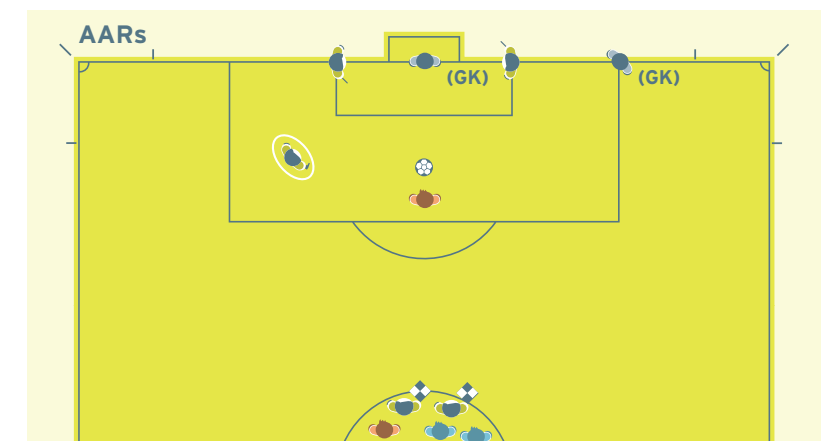
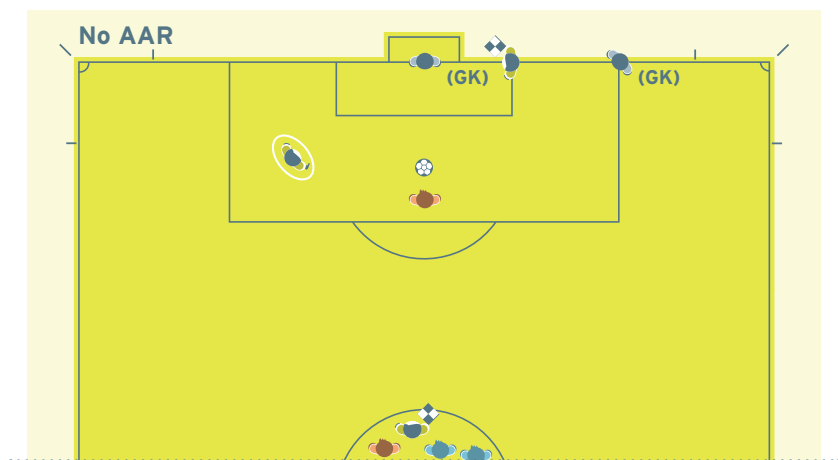
キックオフ

副審は、後方から2人目の守備側競技者のラインに位置する。



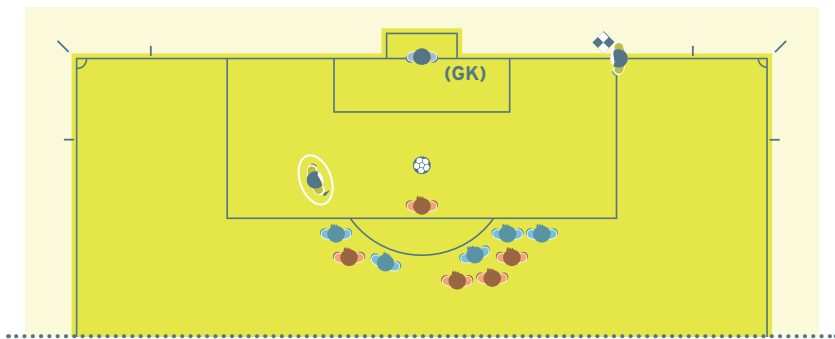
ペナルティーマークからのキック

副審の1人はゴールラインとゴールエリアラインの交点に位置しなければならない。もう一方の副審はセンターサークルのところにいて、両チームの競技者をコントロールしなければならない。もし、追加副審（AAR）がいる場合、ゴールの左右それぞれのゴールラインとゴールエリアラインの各交点に位置しなければならない。ただし、GLTを用いる場合、追加副審は1人だけで良い。第2追加副審および第1副審はセンターサークル内で競技者を監視し、第2副審および第4の審判員はテクニカルエリアを監視しなければならない。



ペナルティーキック

副審は、ゴールラインとペナルティーエリアラインの交点のところに位置しなければならない。



ただし、追加副審がいる場合、追加副審はゴールラインとゴールエリアの交点のところに位置しなければならない。副審は、ペナルティーマークのライン（オフサイドライン）に位置する。



集団的対立

多くの競技者を巻き込んで騒動になった場合、近くの副審が競技のフィールドに入って主審を援助することができる。もう一方の副審も、その騒動を監視すると共に事実の詳細について記録しなければならない。第4の審判はテクニカルエリア付近で待機する。

規定の距離

フリーキックが副審の近い位置で与えられたとき、副審は、相手競技者がボールから9.15m（10ヤード）、確実に離れることを手助けするために競技のフィールドに入ることができる。この場合、主審は副審がポジションにつくのを待ってプレーを再開しなければならない。

交代

第4の審判員がいない場合、副審は交代の手続きを援助しなければならない。この場合、主審は副審がポジションに戻るのを待ってからプレーを再開しなければならない。

第4の審判員がいて交代の手続きを行う場合、副審はハーフウェーラインまで移動する必要はない。ただし、複数の交代が同時に行われる場合、副審はハーフウェーラインまで移動して第4の審判員を援助する。



ボディランゲージ、 コミュニケーション、笛

1. 主審

ボディランゲージ

ボディランゲージは、主審が次のときに用いる手段である。

- 試合のコントロールを援助するとき
- 主審の権限や主審が落ち着いていることを示すとき

ボディランゲージは、判定の説明には用いない。

シグナル

第5条のシグナルの図を参照。

笛

次の場合には、笛を吹くことが必要である。

- 試合の前半、後半（延長戦の前半、後半）の、または得点後のキックオフのとき
- 次の理由でプレーを停止するとき：
 - フリーキックまたはペナルティーキック
 - 試合の一時的な中断、または中止
 - 前半、後半の終了時
- 次の場合にプレーを再開するとき：
 - 規定の距離を下げたときのフリーキック
 - ペナルティーキック
- 次の理由でプレーが停止された後にプレーを再開するとき：
 - 警告や退場
 - 負傷者の発生
 - 交代

次の場合、笛を吹く必要はない：

- 次の理由でプレーを停止するとき
 - ・ ゴールキック、コーナーキック、スローイン、得点
- 次の場合にプレーを再開するとき
 - ・ ほとんどのフリーキック、ゴールキック、コーナーキック、スローイン、ドロップボール

不必要な笛を多く吹きすぎると、本当に必要な場合に効果が薄れることになる。

主審は、プレーの再開を待たせたいとき（例えば、フリーキックのとき守備側競技者に9.15mの距離を守らせるとき）、笛によるシグナルを待つよう攻撃側競技者にはっきり伝えなければならない。

主審が誤って笛を吹き、プレーが停止した場合、ドロップボールでプレーを再開する。

2. 副審

シグナルビーブ

シグナルビーブシステムは、主審の注意を引くために必要であるときのみに用いられる追加的なシグナルである。シグナルビーブが有用な状況は、次のときである。

- オフサイド
- （主審の視野外での）反則
- （判断が難しいときの）スローイン、コーナーキック、ゴールキックまたは得点

電子通信システム

電子通信システムが用いられる場合、試合前に、主審は身体的合図と一緒にまたはその代わりに通信システムを用いる適切なタイミングについて副審に助言する。

フラッグテクニック

副審の旗は、常に広げた状態で主審に見えるようにしなければならない。このことは通常、旗は主審に近い方の手で持つことを意味する。シグナルをするとき、副審は立ち止まり、競技のフィールドに面し、主審を目で確認して、（急がず、過度にならないように）落ち着いて旗を上げなければならない。旗は、伸ばした腕の延長のようになるように上げる。副審は、次のシグナルを示す方の手で旗を上げなければならない。状況が変わり、もう一方の手を使わなければならない場合、副審は腰より低い位置で反対の手に旗を持ち替える。副審は、ボールがアウトオブプレーになったことをシグナルするときは、主審がそれに気づくまでシグナルし続けなければならない。

副審が反則による退場のシグナルを出したが、主審がそのシグナルをすぐに見ることがなかったとき：

- プレーを停止した場合、その再開は競技規則に従って（フリーキックやペナルティーキックなどで）行われなければならない。
- プレーが再開されてしまった場合、主審は懲戒の罰則を与えることができるが、フリーキックやペナルティーキックで反則を罰することはできない。

ジェスチャー

原則として、副審は手によるシグナルを明白に示してはならない。しかしながら、いくつかのケースでは、目立たない手のシグナルは主審にとって援助となり得る。手のシグナルは意図を明確に示さなければならず、その意図は、試合前の打ち合わせで合意されていないといけない。

シグナル

第6条のシグナルの図を参照。

コーナーキック／ゴールキック

ボールが完全にゴールラインを越えたとき、（良い視野を得るため）副審は右手で旗を上げ、主審にボールがアウトオブプレーであることを伝える。それが：

- 副審から近い場合 - ゴールキックかコーナーキックかを示す。
- 副審から遠い場合 - 主審を目で確認して主審の判定にあわせる。

ボールがゴールラインを明らかに越えたとき、副審は旗を上げてボールが競技のフィールドから出たことを示す必要はない。ゴールキックかコーナーキックかの判定がはっきりしている場合、特に主審がシグナルをしているときは、副審がシグナルをする必要はない。

ファウル

副審の間近や主審の見えないところでファウルまたは不正行為が犯されたとき、副審は旗を上げなければならない。その他の状況では常に待たなければならず、要求された場合には見解を示さなければならない。この場合、副審は何を見たのか、聞いたのか、どの競技者がかわったのか、主審に伝えなければならない。

反則のシグナルをする前に、副審は次のことを判断しなければならない。

- 反則が主審の視野外にあったのか、または主審の視野が遮られていたのか。
- 主審がアドバンテージを適用するのかわからないのか。

反則が発生したとき、次に留意して副審はシグナルをしなければならない。

- シグナルするときに用いる手と同じ手で旗を上げることにより、主審にどちらの競技者にフリーキックを与えるのかを容易に示すことができる。
- 主審を目で確認する。
- 旗を左右に振る（過度にまたは強く振ることは避ける）。

副審は「ウェイトアンドシー：Wait & See（多少待って、様子をうかがう）技術」を用いてプレーを続けさせ、反則を犯されたチームがアドバンテージにより利益を得た場合、旗を上げてはならない。この場合、副審が主審を目で確認することが大変重要である。

ペナルティーエリア内のファウル

特に副審のポジションの近くのペナルティーエリア内において、守備側競技者のファウルが主審の視野外で犯されたとき、まず副審は、主審がどこにいるのか、どのような対応を取ったのかを目で確認しなければならない。主審が何の対応も取らなかった場合、副審は旗を上げ、ビープシグナルを用いると共にはっきりとコーナーフラッグの方向に移動しなければならない。

ペナルティーエリア外のファウル

守備側競技者のファウルが（ペナルティーエリアの境界線近くの）ペナルティーエリアの外で犯されたとき、副審は、主審がどこにいるのか、どのような対応をとったのかを目で確認し、必要に応じて旗で合図する。カウンターアタックの状況であれば、ファウルが犯されたのかどうか、ファウルがペナルティーエリアの内か外か、どのような懲戒の罰則を与えるのか、主審に伝えることができるようにしなければならない。副審は、反則がペナルティーエリアの外であったことを、タッチラインに沿ってハーフウェーラインに向かって明らかに動くことで示す。

得点が得点でないか

ボール全体がゴールラインを越えたことが明白な場合、副審は追加のシグナルを行うことなく主審にアイコンタクトを送らなければならない。

得点があったがボールが依然インプレーのように見えるとき、副審は先ず旗を上げて主審の注意を引き、その後得点を確認する。

オフサイド

副審は、オフサイドと判定したならば、先ず旗を上げる。(良い視野を確保するため、旗を右手で上げなければならない) 主審がプレーを停止したら、旗を用い、反則のあった地域を示す。主審が旗をすぐに見なかった場合、副審は主審が気づくまで、または明らかに守備側チームがボールをコントロールするまでシグナルし続けなければならない。

ペナルティーキック

ボールがけられる前にゴールキーパーが露骨にゴールラインから離れて得点とならなかった場合、副審は旗を上げなければならない。

交代

(第4の審判員またはチーム役員によって) 副審は交代を知らされたら、次のプレーの停止のとき主審にシグナルしなければならない。

スローイン

ボールがタッチラインを完全に越えた場合：

- ・ 副審に近いとき - 直接スローインの方向を示さなければならない。
- ・ 副審から遠いが、スローインの方向が明らかなき - 副審は直接スローインの方向を示さなければならない。
- ・ 副審から遠く、スローインの方向が副審から不確かなとき - 副審は旗を上げて主審にボールがアウトオブプレーになったことを伝え、主審を目で確認して主審のシグナルに合わせなければならない。

3. 追加副審

追加副審は、主審との通信は電子通信システムを用いる（旗は用いない）。電子通信システムが故障した場合、追加副審はシグナルビーブ付きのフラッグスティックを用いる。追加副審は手による明らかなシグナルを示してはならないが、いくつかのケースでは、目立たない手のシグナルは主審にとって効果的な援助となり得る。手のシグナルは、明確な意味をもっていなければならず、それは試合前の打ち合わせで共通理解されていなければならない。

追加副審は、ボール全体がゴールラインを越えたかどうか判断し、次の手順を行う：

- コミュニケーションシステムを通じて、得点を与えられるべきだということをただちに主審に伝える。
- 左腕をゴールラインに対して垂直にし、競技のフィールド中央を指すことで明確なシグナルを送る（左手でフラッグスティックを持つ）。このシグナルは、ボールが明確にゴールラインを越えている場合は不要となる。

主審は最終決定を下す。

その他のアドバイス

1. アドバンテージ

主審は、反則が起きたときにアドバンテージを適用することができるが、アドバンテージを適用するのかプレーを停止するのかを判断するうえで、次の状況を考慮する。

- 反則の重大さ。反則が退場に値する場合、反則直後に得点の機会がない限り、主審はプレーを停止し、競技者を退場させなければならない。
- 反則が犯された場所。相手競技者のゴールに近ければ近いほど、アドバンテージはより効果的になる。
- すばやく、また大きなチャンスとなる攻撃ができる機会にあるか。
- 試合の状況（雰囲気）

2. 空費された時間の追加

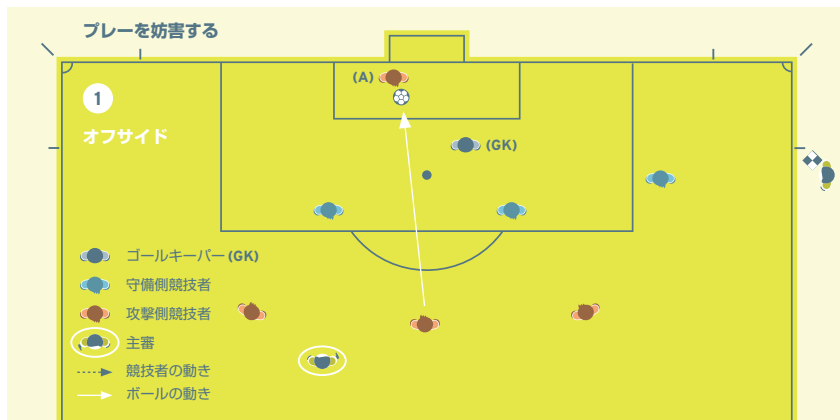
（スローインやゴールキックなどで）プレーが多く停止されることは至って当然のことである。プレーの停止時間があまりに長い場合のみに、時間が追加される。

3. 相手競技者を押さえる

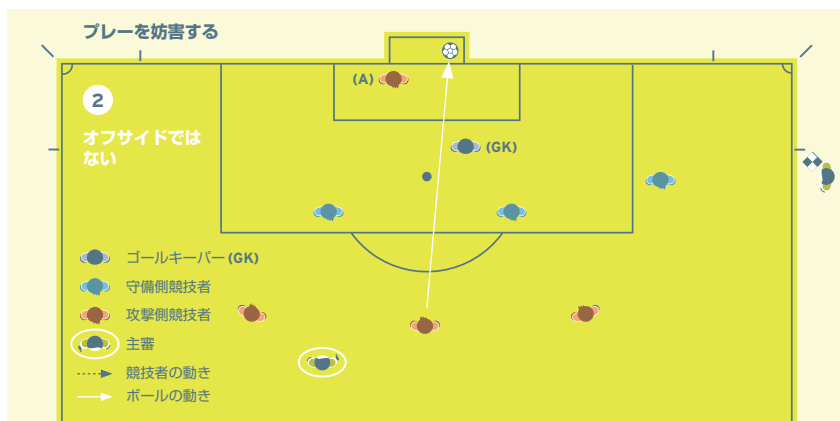
主審は、特にコーナーキックやフリーキックのときのペナルティーエリア内の相手競技者を押さえる反則に対して、早めに介入し、毅然とした対応をすることに留意する。

- 主審は、ボールがインプレーになる前に、相手競技者を押さえる競技者に注意しなければならない。
- ボールがインプレーになる前に、引き続き相手競技者を押さえる競技者を警告する。
- ボールがインプレーになったのちにこの反則が犯された場合、直接フリーキックまたはペナルティーキックを与えると共に反則した競技者を警告する。

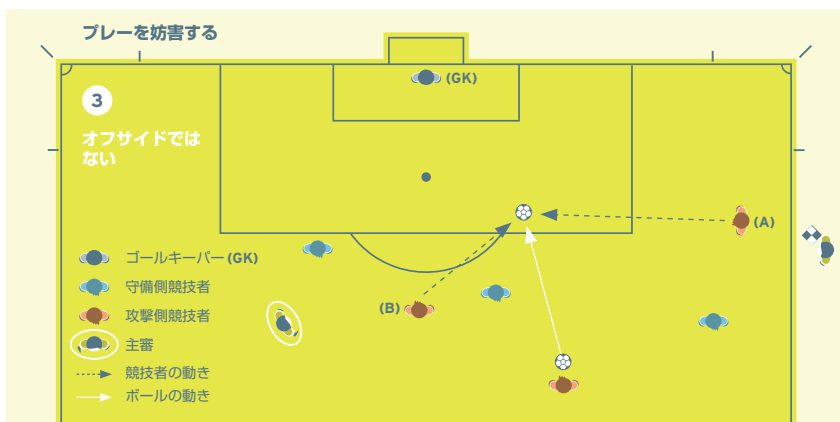
4. オフサイド



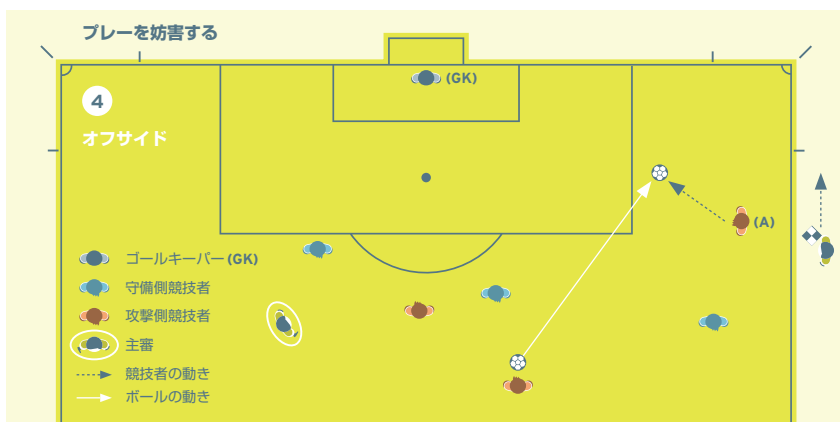
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者 (A) は相手競技者を妨害しなかったが、ボールに触れた。副審は、競技者がボールに触れたときに旗を上げなければならない。



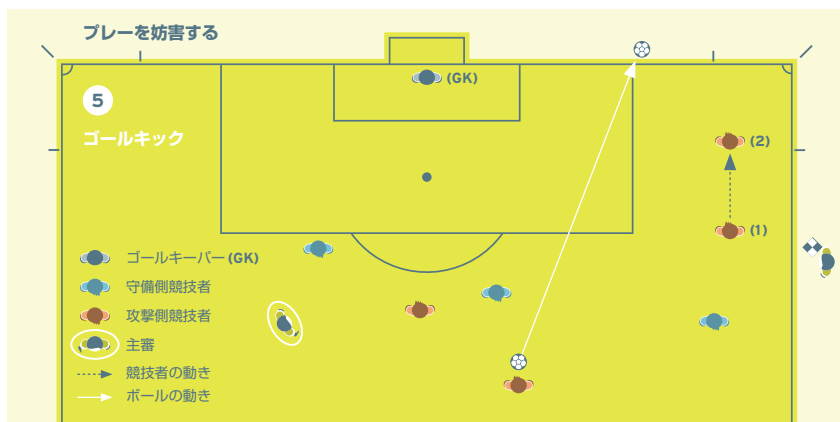
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者 (A) は相手競技者を妨害することなく、またボールにも触れなかった。競技者はボールに触れなかったので、罰せられることはない。



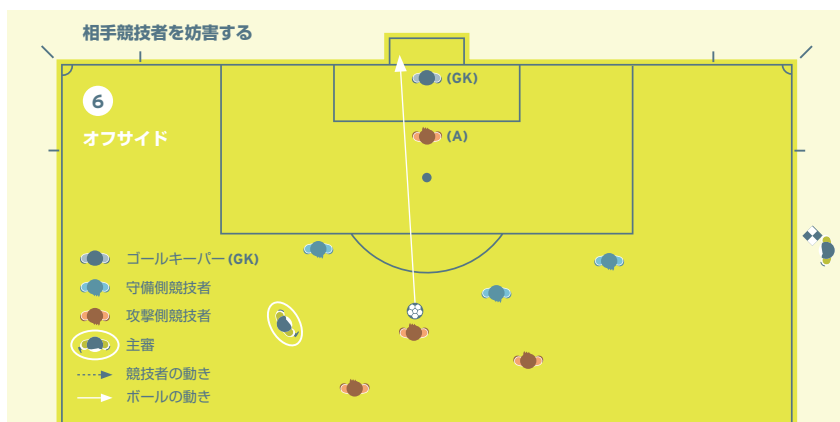
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者 (A) がボールに向かって走った。オンサイドポジションにいた味方競技者 (B) もボールに向かって走って、ボールをプレーした。(A) はボールに触れなかったので、罰せられることはない。



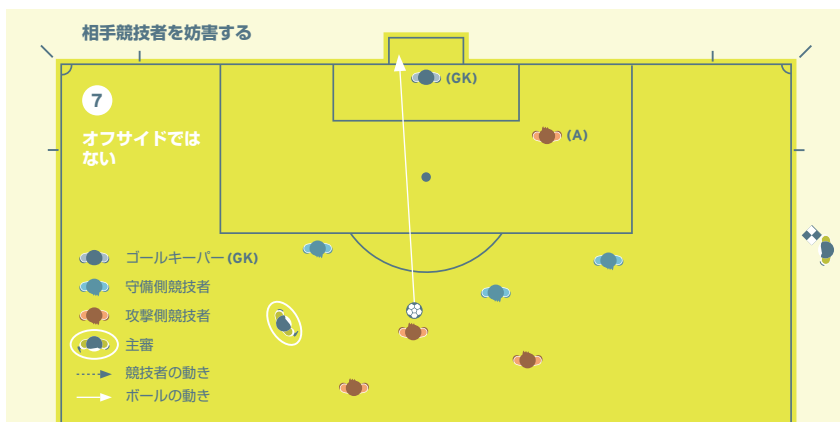
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者 (A) は、オンサイドポジションにいるその他の味方競技者がボールをプレーする可能性がないと主審が判断した場合、ボールにプレーする、あるいは触れる前に罰せられることがある。



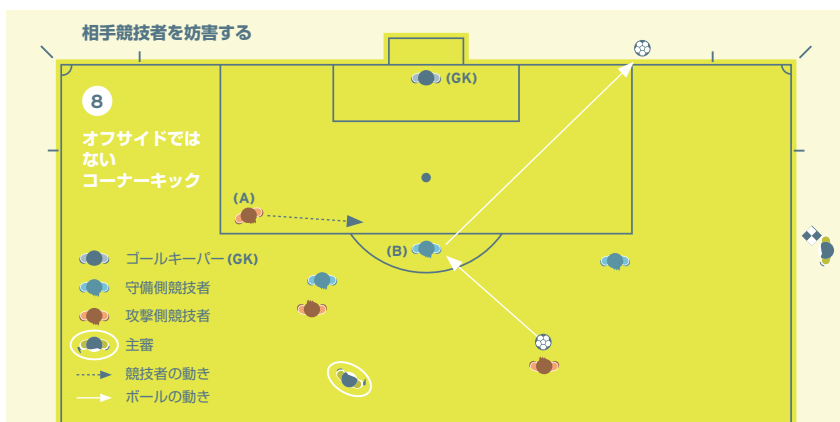
オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(1)はボールに向かって走ったが、ボールに触れなかった。副審は、**ゴールキックのシグナル**をしなければならない。



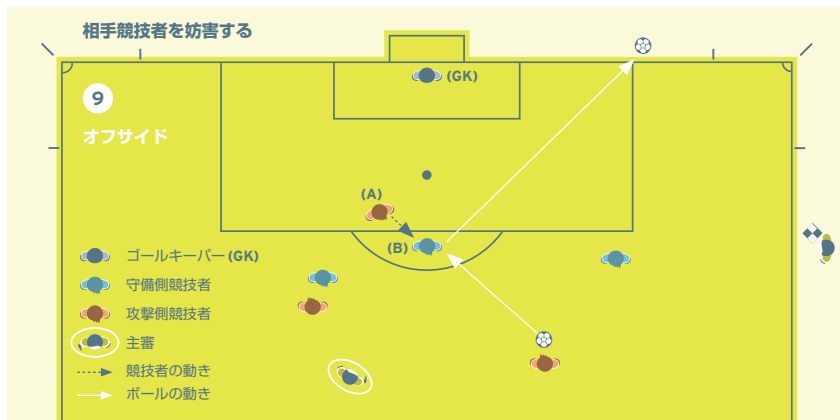
攻撃側競技者(A)が**オフサイドポジション**にいて、ゴールキーパーの視線を明らかに遮った。その競技者は、相手競技者のプレー、あるいはプレーする可能性を妨げたことで罰せられなければならない。



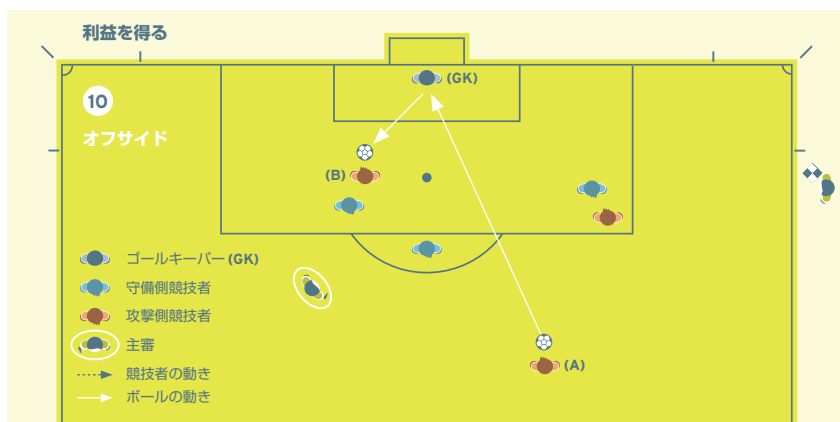
攻撃側競技者 (A) は**オフサイドポジション**にいるが、ゴールキーパーの視線を明らかに遮ったり、ボールへ向かう相手競技者にチャレンジしていない。



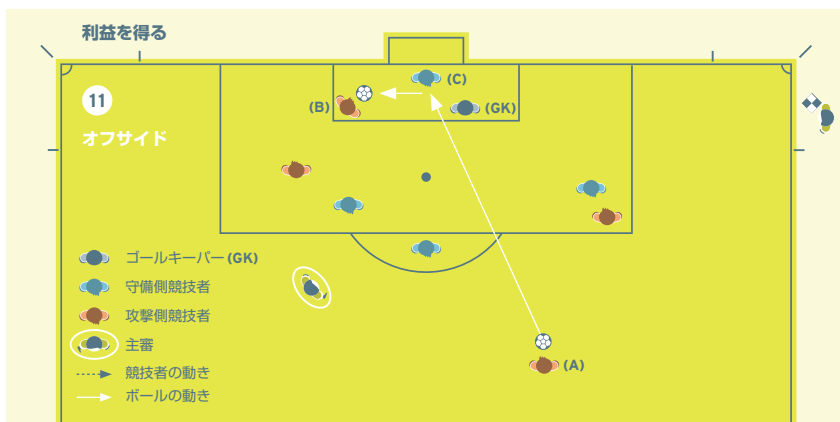
オフサイドポジションにいる攻撃側競技者 (A) はボールに向かって走ったが、相手競技者のプレー、あるいはプレーする可能性を妨げていない。また、(A) は、ボールへ向かう相手競技者 (B) にチャレンジしていない。



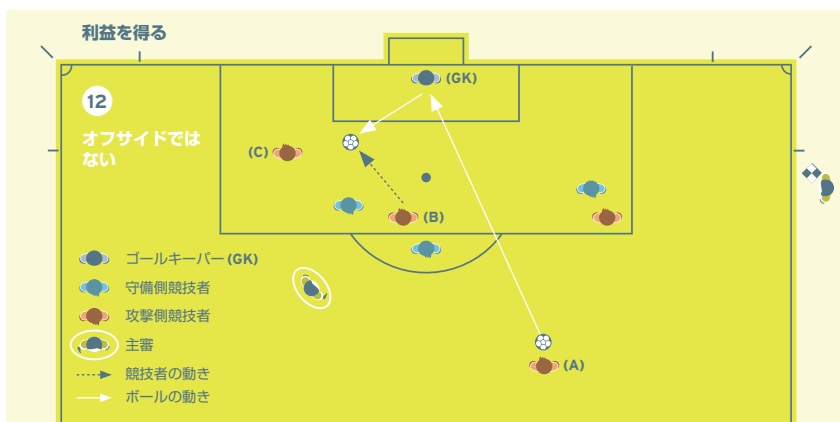
オフサイドポジションにいる攻撃側競技者 (A) はボールに向かって走り、ボールへ向かう相手競技者 (B) にチャレンジすることによって、(B) がプレーする、あるいはプレーする可能性を妨げた。(A) は、ボールに向かう (B) にチャレンジしている。



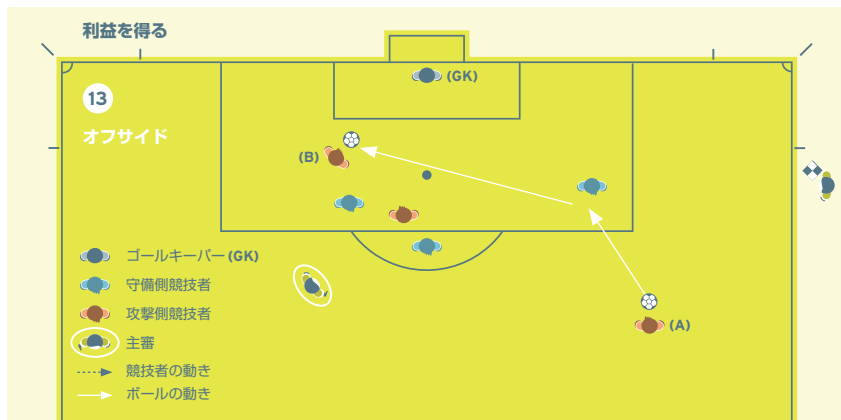
味方競技者 (A) によって最後に触れられた、またはプレーされたボールが、ゴールキーパーの意図的なセーブによって、はね返った、方向が変わった、またはプレーされた。攻撃側競技者 (B) は既にオフサイドポジションにいて、そのボールをプレー、あるいは触れたので、罰せられる。



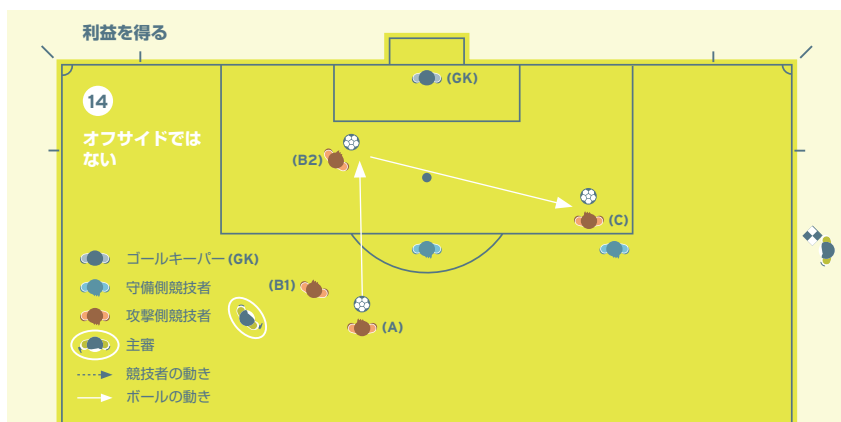
攻撃側競技者 (A) によって最後に触れられた、またはプレーされたボールが、守備側競技者 (C) の意図的なセーブによって、はね返った、方向が変わった、またはプレーされた。攻撃側競技者 (B) は**既にオフサイドポジションにいて、そのボールをプレー、あるいは触れたので、罰せられる。**



味方競技者 (A) がシュートしたボールがゴールキーパーからはね返って、オンサイドポジションにいた競技者 (B) がボールをプレーした。競技者 (C) は**オフサイドポジションにいたが、ボールに触れず、オフサイドポジションにいることによって利益を得ていないので、罰せられない。**



攻撃側競技者 (B) は、味方競技者 (A) がシュートして相手競技者からはね返った、または当たって方向が変わってきたボールを、**既にオフサイドポジションにいて、そのボールをプレー、あるいは触れたので、罰せられる。**



攻撃側競技者 (C) は**オフサイドポジションにいたが、**相手競技者を妨害していない。味方競技者 (A) がオンサイドポジションにいる競技者 (B1) にボールをパスし、競技者 (B1) は相手ゴールに向かって (B2) まで走り、ボールを味方競技者 (C) にパスした。ボールがパスされたとき、競技者 (C) は**オンサイドポジションにいたので、罰せられない。**

5. 警告または退場を伴う反則後の負傷の判断と治療

これまで負傷した競技者は、競技のフィールドで治療が必要かどうかの判断を行った場合、プレーの再開前に競技のフィールドから出なければならなかった。戦術的な理由から再開を遅らせるためにしばしば反スポーツ的に負傷を装っていた競技者がいたので、この進め方が取り入れられたのである。

他方、これであると相手競技者によって負傷させられたにもかかわらず、反則を犯した方のチームがプレー再開時に数的有利になり、公平ではないことにもなる。

これら2つの公平・公正でない状況のバランスをとるため、IFABは、身体にかかわる反則で相手競技者が警告や退場となった場合に限り、負傷した競技者は競技のフィールドから出ることなく、すばやく負傷の程度の判断や治療を受けることができるよう決定した。

現在ドクターなどが競技のフィールドに入り、負傷の程度の判断をしているが、原則として、これより長く時間をかけてはならない。変更されたのは、主審がドクターなどを競技のフィールドに入るよう要求した場合、負傷した競技者が競技のフィールドから出ていたものが、ドクターなどは競技のフィールドから出るものの競技者は出る必要がなくなったという点である。

主審は、次のことを行い、負傷した競技者が不当に遅延行為を行ったり、時間を余計にかたりしないように心掛けなければならない：

- 試合状況や再開を遅らせる戦術的な理由がないかを意識する。
- 負傷した競技者に対し、治療を受けるならすばやく行わなければならないと伝える。
- (担架要員ではなく)ドクターなどに合図し、できる限りすばやく行うよう注意する。

主審は：

- ドクターなどが競技のフィールドから出て、負傷した競技者が競技のフィールドに残る。あるいは、
- 更なる負傷の判断や治療のために競技者が競技のフィールドから出た(担架を呼ぶ合図が必要になる)ならば、試合の再開を決定する。

一般的なガイドラインとして、誰もが試合再開の用意ができたときから20～25秒以上かけてはならない。

主審は、この停止により費やされた全時間をアディショナルタイムに追加しなければならない。



サッカー競技規則 2018/19

2018年8月9日第1刷発行

不許複製

発行所：公益財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り（本郷3-10-15）
JFAハウス

電 話：050-2018-1990（代）



UNLEASH SPEED

爆 發 的 初 速





